

# 第6回 越前市総合計画基本計画改定懇話会

日 時：平成22年11月11日(木)

午後7時～午後9時

場 所：市役所 別館2階 大会議室

## < 次 第 >

1 開会

2 協議事項

(1)《主要な事業》及び《主要な協働の取組み》(第1～6章)について

・・・P1～125

3 その他

4 閉会

## 第1節 活力と創造性に満ちた工業の振興

### (1) 既存産業・企業の自立化の促進と支援

#### 【現況と課題】

昔からものづくりが盛んな本市は、製造業が市内純生産の産業別シェアの約4割を占め、製造品出荷額等は県内第一位で、県全体の2割強を占めています。

また、本市の工業は先端技術産業から伝統産業まで、幅広い産業・業種構成となっています。

平成20年9月から始まった金融危機による世界的不況から2年が経過し、現在は、中国をはじめとした外需と政策効果などにより緩やかな回復を続けていますが、最近の急速な円高や、世界経済の不確実性についても注意が必要なため、先行きが不透明な状況が続いています。このようななか、市では、ものづくり技術を中心に平成17年度、中長期的な視点から取り組む施策をまとめた「越前市産業活性化プラン」に基づき各種事業に取り組んでまいりました。しかし、策定後5年が経過し、社会・経済情勢、産業政策の変化などを踏まえて、地球環境に貢献するものづくり技術の振興を図っていくことを基本に、同プランを改定し、引き続き北陸随一のものづくり産業都市を目指してまいります。

近年は、中小企業のなかにも、自立化、提案・開発能力の向上を目指す企業が増えたことから、個々の企業の自助努力を基本としながらも、量産・下請型企業から企画開発力や販売力を備えた自立型企业への転換を推進するため、意欲のある企業に対して独自技術・商品の創造・開発、海外市場への展開、販路開拓、経営力強化、企業間連携を促進・支援することが重要となっています。

#### 【基本施策】

#### 1) 新事業チャレンジ支援などによる企業の自立化支援

新事業チャレンジ支援事業などによる企業の独自技術・商品の開発、販路開拓の支援、産学官共同研究の活用、技術のマッチングによる新事業創出を目指す企業交流会などを展開し、自立型企业への転換を推進します。また、お試し調達・購入支援制度により、市自らが地域資源を活用した商品などの積極的な活用に努めます。

さらに、平成22年度に改定した「越前市産業活性化プラン」に基づき、地球環境に貢献するものづくり技術の振興を図ります。

#### 2) “越前ブランド”の創造・確立

大都市圏での展示商談会「東京えちぜん物語」を開催し、越前ブランドをコンセプトとした独自商品による販路拡大を支援します。

また、まちなか・広域観光案内と伝統的工艺品展示を兼ねた「観光・匠の技案内所」における越前ブランドをコンセプトとした独自商品及び観光情報発信により、販路拡大及びブランドの確立を図ります。

### 3) 経営者の意識改革と総合経営力向上の支援

自立型企業の育成を図るため、経営や商品開発等に関するセミナーを開催し、具体的な地域資源の活用や販路拡大のプラン構築等を支援するほか、(独)中小企業基盤整備機構、武生商工会議所、越前市商工会など関係機関との連携により、経営者の意識改革や総合経営力の向上を支援します。

### 4) 企業立地促進法の同意企業立地重点促進区域に対する支援

企業立地促進法に基づき定めた基本計画により、特に企業立地・産業集積を重点的に促進していく区域の指定集積業種について、日本政策金融公庫の低利融資などの活用により、市内事業所の資金需要に対応し、製造品出荷額等の対県内比率や粗付加価値額の増加を目指します。

### 5) 越前市産業支援ネットワーク(ENIS)による企業の自立化支援

地域の産業支援機関が実施する支援施策情報を共有し、施策を調整するために設置した越前市産業支援ネットワーク(ENIS)により、支援施策の充実を図ります。

#### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
越前発新事業 チャレンジ支援事業	新たな産業技術・新商品・ビジネスモデルによる新事業創出活動及び特許などの知的財産権の取得活動に補助を行い、新事業創出の促進を図ります。
観光・匠の技 案内所運営事業	まちなか・広域観光案内と伝統的工艺品展示を兼ねた「観光・匠の技案内所」における越前ブランドをコンセプトとした独自商品及び観光情報発信により、販路拡大及びブランドの確立を図ります。
東京えちぜん物語 事業	地域資源を活用した商品開発に取り組む市内企業を支援し、大都市圏での展示商談会「東京えちぜん物語」を開催し、越前ブランドをコンセプトとして独自商品による販路拡大を図ります。
ビジネスサポート セミナー開催事業	中小企業基盤整備機構や経済団体との連携により、自立型の企業育成や商品開発・販売等に関する支援を行うビジネスサポートセミナーを開催します。
産業支援 ネットワーク事業	地域の経済団体、国・県の産業支援機関、大学・福井工業高等専門学校の教育機関、金融機関、税理士・公認会計士、NPO法人などで構成される越前市産業支援ネットワーク(ENIS)の活動を通じて、中小・零細企業を支援します。

#### 《主要な協働の取組み》

##### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 大学や福井工業高等専門学校、ふくい産業支援センター、商工団体などと連携し、企業の自立化を促進・支援します。

## (2) 創業の促進

### 【現況と課題】

本市の工業は、先端技術産業から伝統産業まで、幅広い産業・業種構成となっています。そのなかにおいて、特に「電気機械、輸送用機械、情報通信機械、プラスチック」では、高

度な技術を有し、企画開発力の強い企業で生産された商品の付加価値が高くなっています。また、「衣服」においても、多品種・小ロット生産、ニーズにあった商品提案能力、特注品・高額商品への対応、品質や納期などの点で、海外生産よりも優位な製品生産に転換した企業が、付加価値の高い製品を生産しています。

その他の業種においても、独自の技術・ノウハウを有し、優位な製品・サービスを展開する企業が数多くあります。

今後は、次世代を担う創業や新事業づくりのため、創業しやすい環境を整え内外の起業家を呼び込むとともに、創造意欲の高い、チャレンジ精神旺盛な風土づくりが求められます。

## 【基本施策】

### 1) 創造、チャレンジする風土づくりプロジェクトの実施

市内企業、大学や福井工業高等専門学校などの協力のもと、小中学校での出前講座、ものづくりの体験学習などを実施するほか、ロボットコンテストの開催によるものづくり教育を通して、小中学生の段階から、創造、チャレンジする気風や意欲を育成します。

### 2) 創業・新事業総合応援事業の実施

国・県の支援制度に加えて、(独)中小企業基盤整備機構との連携により、企画開発から販売まで、各段階における市独自の支援を総合的に実施します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
創造、チャレンジする風土づくり事業	小中学校でのロボットコンテストの開催や企業、福井工業高等専門学校と連携したものづくりの出前講座、企業見学、体験学習などを通じてものづくり教育を実践します。また、デザイン関係書籍を整備し、ものづくり教育への環境整備を図ります。
創業・新事業総合応援事業	(独)中小企業基盤整備機構と連携して、企画開発から販売まで、各段階における支援を総合的に実施します。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
・ 企業や大学、福井工業高等専門学校などの協力を得て、小中学生に対し、創造、チャレンジする気風や意欲を育成します。

## (3) 企業立地の促進

### 【現況と課題】

本市では、北陸一のものづくり都市を目指し、「越前市産業活性化プラン」の産業の森づくりの4本柱を基本に、企業立地促進補助金等の支援を行うほか、池ノ上工業団地の大規模拡張に取り組んできました。

誘致企業は進出後も事業を拡大し、県内一の製造品出荷額と安定した雇用を確保することで地域経済の活性化が図られてきました。

しかし、経済のグローバル化の進展、海外との価格競争の激化、為替相場の変動などにより、事業所が新たな事業活動の場を海外に求め、地域経済の発展が脅かされることが懸念されます。引き続き継続した地域経済の活性化を図り、財政的に自立した都市を目指すためには、今後も市外からの企業立地を進めるほか、市内既存事業所の設備投資を支援し、中小のものづくり企業の活性化を図りながら、厚みのある産業構造に転換する必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 企業誘致の推進

全国の自治体が企業誘致を推進するなかで、本市への立地を確実なものとするために、企業動向を把握するとともに、充実した企業立地支援制度や立地環境の良さなど地域の強みを積極的にアピールすることにより、企業誘致活動を強化します。

市内の既存事業所に対しては、企業立地促進補助事業の積極的な活用による事業拡張を働きかけるとともに、産業集積の厚みを増すため、環境など今後の成長産業、企画・研究開発部門等の市内への立地や関連企業の誘致を促進します。

### 2) 企業立地環境の整備

企業立地に際しては、庁内の企業立地推進本部を有効に機能させ、企業立地の基盤整備に迅速に対応するとともに、今立工業団地への企業誘致を推進します。

また、日野川地区工業用水道事業による工業用水を利用する企業の誘致に県と連携しながら取り組めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
企業誘致促進事業	企業立地促進補助事業や立地環境の良さを積極的にアピールし、企業立地推進本部による誘致活動を展開するとともに、地場の企業の事業拡張の支援や環境に貢献するものづくり技術の振興に支援します。
今立工業団地管理事業	小規模で即時に売却対応できる工場用地として、進出希望企業に対し誘致活動を実施します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- 積極的な企業情報収集を行い、地域関係者の協力を得ながら企業立地を図ります。

## (4) 産力強化のための支援体制の構築

### 【現況と課題】

市内の中小企業のなかにも、高い技術力をもった企業があり、国内外での事業活動における活躍が十分期待できます。

しかし、新規事業の立上げ、新分野への進出を図るための人材、情報、ノウハウや資金などの経営資源が不足している場合も多く、企業外部の経営資源を活用する必要が生じています。こうした活用に対する支援施策を、国、県、市とそれぞれの機関が独自に行っていることが多く、中小企業者にとって分かりにくく、使いにくいものとなっています。

本市では、地域の産業支援機関が実施する支援施策情報の共有や施策の調整を行うために設置した「越前市産業支援ネットワーク（ENIS）」の活用を図る必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 中小企業へのきめ細やかな支援の実施

市、武生商工会議所、越前市商工会、(独)中小企業基盤整備機構北陸支部が締結した「越前市地域における経済活性化のための業務連携・協力に関する覚書」を活用して、(独)中小企業基盤整備機構のノウハウを活用し、きめ細かで具体的な商品開発や販路拡大、経営支援等を行います。

また、企業が持つ強みや技術・製品情報を集約して、企業間のマッチングに取り組み、商品開発や販路開拓を進めます。

### 2) 人材育成の推進

地域の高等教育機関や県などの公的職業訓練機関等で行っている講座やセミナーへの参加等を促し、自立型企業に必要な人材の育成を支援します。

また、ビジネスセミナーによる経営や商品開発等、具体的な地域資源の活用や販路拡大のプラン構築などの実践に向けた講習等により、人材育成を支援します。

### 3) 越前市産業支援ネットワーク（ENIS）による企業の自立化支援（再掲）

地域の産業支援機関が実施する支援施策情報を共有し、施策を調整するために設置した越前市産業支援ネットワーク（ENIS）により、支援施策の充実を図ります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
産業人材育成支援事業	中小企業基盤整備機構・ふくい産業支援センター・商工会議所などと連携し、ITや経営革新などの講座を活用し、自立型企業に必要な人材を育成します。 ビジネスセミナーなどによる経営や商品開発、具体的な地域資源の活用や販路拡大プラン構築などの実践に向けた講習により人材を育成します。
産業支援ネットワーク事業（再掲）	地域の経済団体、国・県の産業支援機関、大学・福井工業高等専門学校等の教育機関、金融機関、税理士・公認会計士、NPO法人などで構成される越前市産業支援ネットワーク（ENIS）の活動を通じて、中小・零細企業を支援します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 越前市産業支援ネットワーク（ENIS）を活用し、情報の共有を図ります。
- ・ 中小企業基盤整備機構や商工会議所などと連携し、人材育成を図ります。

## （５）伝統産業の活性化

### 【現況と課題】

伝統産業は、職人の高齢化、後継者不足、需要の減少により、事業全体の縮小が進んでいます。

越前和紙は、新たな技術、製品開発などに取り組んでいるものの、最盛期の平成２年度に比べ、平成２１年度には生産高が約４割に減少し、また、企業数、従業員数も約５割にまで減少しています。しかし、伝統的な手すき和紙は、品質の高さから特に芸術分野では多く使用されています。

また、越前打刃物は、最盛期の平成８年度に比べ、平成２１年度には生産高が約６割、事業所数は約５割にまで減少しており、越前指物、家具建具は、製造品出荷額等が１０年前と比べ半減しています。

このようななか、和紙工業協同組合や打刃物産地協同組合連合会は地域団体商標制度の指定を受けるなど、付加価値の高い商品を中心に、技術技法の継承や産地活性化のための事業に取り組んでいます。また、都市再生整備計画による景観整備に取り組んでいる五箇地区やタンス町など周辺地域とも連携した魅力ある産地づくりに取り組んでいく必要があります。

伝統産業は一度途絶えてしまうと再興が容易ではないことから、後継者育成をはじめ、商品開発、需要開拓を重点に、伝統産業同士の連携、観光との融合など、新たな戦略で産地の主体的な取組みを支援していく必要があります。

### 【基本施策】

#### １）技術の継承と新商品開発支援

伝統技術・技法の習得・継承、後継者の育成の取組みを支援するほか、デザイン力や技術力の強化を通じたブランド化、積極的なマーケティング戦略、異業種交流などの推進により、新商品開発を支援します。

大都市圏での展示商談会「東京えちぜん物語」を開催し、越前ブランドをコンセプトとした独自商品による販路拡大を支援します。

また、産地の存続に係る包括的支援と、チャレンジ的事業などの個別支援を組み合わせながら、業界・事業主が主体的に取り組む事業を重点的に支援します。

#### ２）拠点施設の活性化

都市再生整備計画による景観整備に取り組んでいる五箇地区やタンス町など周辺地域とも連

携した魅力ある産地づくりに取り組み、新しい顧客層の開発、販路拡大など、産業観光の面からの展開を推進していきます。特に、和紙の里については「魅力ある和紙の里づくり計画」に基づき、和紙の里が産業観光施設としてさらに魅力的になるよう、和紙すき体験・実習や展示などを充実します。

また、越前打刃物の池ノ上刃物会館やタケフナイフビレッジ、越前筆筒や越前指物のタンス町界限も産業観光の拠点とし、体験や展示販売などの魅力づくりに支援します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
地場産業育成支援事業	業界団体などが行う新商品開発・需要開拓・展示会開催などの事業を支援するとともに、伝統技術・技法の継承と後継者育成事業などを促進します。
東京えちぜん物語事業（再掲）	地域資源を活用した商品開発に取り組む市内企業を支援し、大都市圏での展示商談会「東京えちぜん物語」を開催し、越前ブランドをコンセプトとして独自商品による販路拡大を図ります。
和紙の里施設運営管理事業	和紙の里通り・三館全体が、越前和紙のことなら何でもわかる拠点となるよう『魅力ある和紙の里づくり計画』に基づき、観光客の増加に努め、和紙の里の活性化に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 各産地間の連携を促進し、観光資源としての活用を支援します。
- ・ 地場産品の調達・活用を促進し、販路開拓を支援します。

## 第2節 魅力ある商業の振興

### （1）小売商業者の活性化促進

#### 【現況と課題】

郊外においては大型店の閉店や、幹線道路沿いに大型チェーン店を中心に商業集積が進む一方、既存の商店街では小売商店数、年間販売額が減少傾向にあります。

また、平成20年秋以降の世界的不況により、経済情勢が不安定になり個人消費も冷え込み小売商業者も厳しい状況となっています。

蔵の辻など既存の商店街エリアや中央公園、文化センター、花筐公園などの商店街隣接エリアでは、例年、地域やNPOなどの団体が積極的にさまざまなイベントを行っていますが、このような取組みが必ずしも商店街への誘客に結びついていないことから、商店街への回遊性がうまく図られるよう、イベントに合わせた販売促進事業を積極的に展開する必要があります。

市としても、中心市街地の空き家などで新たに開業する商業者や魅力ある店舗にするためのリニューアルを行う商業者に支援を行った結果、平成18年度から新たに22店舗が開業するなど、商業の活性化に取り組んできました。さらに、平成22年度からは、市内の意欲ある商業者グループや商店街を支援し、地域の商店や商店街の活性化に繋がる取組みを進めています。

商店街の最大の課題は集客力の低下であり、なかでも商店街を構成する個店の活性化が急務となっています。既存の大型ショッピングセンターとの共生、差別化を両立させるため、個性的で魅力ある店づくりが求められており、特に中心市街地の店づくりは集客力に影響するため、継続的な支援が必要です。

また、高齢化社会を迎え、消費者である市民の生活の質を確保するため、まちなか居住の利便性やニーズに対応するコンパクトなまちづくりを目指す必要があります。さらに、地域との共生、協働を通じたまちづくりの視点からの取組みも必要です。

## 【基本施策】

### 1) 魅力ある個店づくり

商店街ホームページでの個店情報提供や先進事例の研究、一店一(逸)品運動、後継者の指導や育成、消費者懇談会の実施、おもてなしの店推進など、個店の魅力づくりを支援します。

### 2) まちなか創業・コミュニティビジネスの支援

中心市街地に元気な起業家を呼び込み、新たな活力と市街地にふさわしい産業の芽を育てます。

また、少子高齢社会の進展のなかで、地域ニーズを的確に把握した地域との共生、協働によるまちづくり事業やコミュニティビジネスを積極的に支援し、小売商業者の活性化を促進します。

### 3) 集客力のある商店・商店街づくり

先進的で意欲のある小売商業者のチャレンジ意欲を支援し、魅力ある個店づくり、地域との共生や協働、イベント等の開催によって、市内の個店や中心市街地などの商店街の集客力の向上を促進し、賑わいの創出や商業・サービス業の振興を支援します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
地域商業活性化チャレンジ支援事業	意欲のある中小の商業者が地域資源を利用して先進的に取り組む事業を支援し、小売商業やサービス業を振興するとともに、地域住民の生活の利便性の向上や住民間の交流に役立つ活動を通し、商店街等の地域コミュニティの担い手としての役割を推進し、ひいては地域の商業・商店街の活性化を図ります。
まちなか店舗開業支援事業	中心市街地で創業又はコミュニティビジネスを開始する事業者に、家賃や光熱水費、販売促進経費の一部を助成する「まちなか開業・地域助けあいビジネス事業」を推進します。
おもてなしの店等推進事業	まちなかの店舗の外装や内装のリニューアルの改装費に一部を助成する「おもてなしの店等推進事業」を推進します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 地域との共生・協働により集客力向上、にぎわい創出を目指す事業者の活動を促進・支援します。

## (2) 経営基盤の強化

### 【現況と課題】

本市の中小商店の経営は、郊外に大型店や全国展開のチェーン店が次々に立地するなかで、規模や価格では対抗できない従来型商店の経営が非常に厳しい状況に置かれています。特に、中心市街地の商店街においては、人口減少に加え経営者の高齢化や後継者不足などにより商業活動が衰退し、空き店舗や空き地、駐車場が増加するなど空洞化が進んでいます。

しかし、郊外に立地している店舗は、駐車場が広く車の乗り入れに便利な反面、学生や高齢者など交通弱者にとっては必ずしも利用しやすいものではなく、また、全国一律で画一的な大量商品が、すべての消費者ニーズに合致しているとは言いきれない面もあります。

このような環境のなか、他店との明確な差別化を打ち出し、固定客を維持する店も少なくありませんが、多くは経営資源に乏しく、新しい技術の導入や販売戦略を打ち出すことが難しいのが現状です。

コスト競争や経営規模・量産に左右されない独自商品やサービスの開発、多様な顧客ニーズに対応できる技術力と知識の習得により、地域にとって必要とされる、個性的で専門性の高い個店となるよう、積極的な事業展開が必要です。

### 【基本施策】

#### 1) 経営者の意識改革と総合経営力向上の支援(再掲)

自立型の企業の育成を図るため、経営や商品開発等に関するセミナーを開催し、具体的な地域資源の活用や販路拡大のプラン構築、実践に向けた誘導等を支援するほか、(独)中小企業基盤整備機構、武生商工会議所、越前市商工会など関係機関との連携により、経営者の意識改革や総合経営力の向上を支援します。

#### 2) 商工会議所、商工会経営相談事業の支援

武生商工会議所や越前市商工会などの商工団体が行う種々の支援制度や研修などが積極的に活用されるよう、広報紙やホームページなどで効果的に情報発信するなど連携を強化し、経営診断や経営指導業務の成果がさらに上がるよう支援します。

#### 3) 融資制度の充実

中小零細事業者の資金調達を容易にすることで、新事業の展開、新商品の開発、サービス改善に資金面から支援し、市内事業者の個性化を図ります。また、事業者の個々の目的と用途に応じるために、市融資制度のほか県や政府系金融機関の利用についてのアドバイスを行います。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
ビジネスサポート セミナー開催事業 (再掲)	中小企業基盤整備機構や経済団体との連携により、自立型の企業育成や商品開発・販売等に関する支援を行うビジネスサポートセミナーを開催します。
中小企業融資事業	中小企業者を対象に、市中金利より低利な越前市中小企業者等資金融資制度の利用促進を図ります。また、設備資金融資に対する利子補給などを実施し、資金調達の際の負担を軽減します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 武生商工会議所、越前市商工会などの商工団体と連携し、商店の経営力の強化を図ります。

## 第3節 出会いと感動のある観光の振興

### (1) 越前市の魅力発信

#### 【現況と課題】

価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、観光を楽しむスタイルも、団体から個人・少人数のグループへ、「見物する」「遊ぶ」「食べる」から「本物を知る」「体験する」「まちの雰囲気を楽しむ」などへ多様化しており、今後も著しく変化することが予想されます。

また、インターネットの普及により、多様な情報を即座に入手することができるようになったことから、個々人が自分にあった旅行を気軽に計画し、旅行するスタイルが一層進んでいます。

そのようななか、個人や観光事業者が観光旅行プランを容易に作成できるように、本市の魅力ある観光情報を迅速に発信し、必要とする情報を分かりやすく速やかに見つけ出せる仕組みをつくる必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1) 観光情報発信機能の強化

魅力ある“旬”な観光情報を分かりやすく提供できるよう、ホームページを常に更新・改善するほか、季節のイベントを特集した観光ポスターを随時作成します。

また、周辺市町とイベントなどのPRに合わせて相互の観光情報も発信し、広域連携を図るなかで相乗効果が得られるように努めます。

市内の企業のホームページにおいても、本市の観光やイベントの情報を閲覧できるような仕組みづくりに企業の協力を得ながら取り組みます。

さらに、本市の魅力を伝えることができるテーマ性のある観光ポスターを作成するとともに、観光事業者に対しては、平成21年度に製作した観光PRのDVDを活用するほか、マスメディ

アに「旬」な情報を積極的に提供し、取材の働きかけを行うなど、本市への誘客を促進します。

## 2) コンベンションを活用した情報発信の強化

本市でのコンベンション等の開催は、参加者に対し、本市の魅力を直接伝えることができる絶好の機会であることから、その誘致に向けて観光事業者など関係機関と連携を強化し、本市の魅力の発信を目指します。

また、「武生国際音楽祭」や「源氏物語アカデミー」、「丹南アートフェスティバル」など長年継続され国内外との交流も深められているイベントについて、関係団体と連携し広く内外に情報発信を行い、来訪者の増加を図ります。

## 3) ニーズに即したPR活動の推進

観光の目的が体験観光や産業観光などへ多様化し、いつ、誰に、どのような楽しみを、どのように提供するかが重要となっており、地域や年代、趣味、学校などニーズに即した具体的な観光情報を適切に提供することが求められていることから、関係機関と連携して新たな観光客の誘致を図ります。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
観光情報発信事業	ホームページを常に更新・改善し、「旬」の情報を提供するとともに、友好都市や市内企業のホームページから市の観光関連ページへのリンクを充実させます。 また、テーマ性のある観光ポスターの効果的な掲示に努め、本市への来訪を促進します。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 市内事業所の協力を得て、観光情報の発信に取り組みます。
- ・ 市民や観光関係機関と連携し、コンベンションなどの開催情報などの収集を図ります。

## (2) 観光資源の開発

### 【現況と課題】

本市は、豊かな自然と歴史、素晴らしい伝統文化・芸能、伝統工芸品をはじめ、四季折々の味覚、特産品、祭り、イベントなど、本市ならではの観光資源を数多く有していますが、多くの観光客を誘致するまでには至っていないのが現状です。まずは、市民の生活に溶け込んでいる魅力的な観光資源に市民が自ら気づくことが大切です。

さらに、その魅力を生かすために、本市ならではの観光テーマを定め、従来からある資源を“集客できる観光資源”になるまで市民とともに磨き上げる努力を継続し、訪れるたびに新しい発見があり、より魅力が深まっていくまちにする必要があります。

また、スローライフや健康志向の高まりにより、自然を求め田舎暮らしを体験するグリーン

ツーリズムやウォーキングなども注目を集めており、手軽なコースに参加して、本市を訪れる観光客も増加しています。

## 【基本施策】

### 1) 歴史文化の薫り漂う観光資源の活用

見る、買う、食べる、憩うなどの素材を生かした観光を推進するとともに、武生公会堂記念館をはじめ、まちなかの魅力的な素材や市内の歴史遺産の各所を巡り本市の歴史に触れるコースや体験学習を目的としたコースなど、きめ細かな観光コースの企画・開発を観光事業者と連携し、促進します。

### 2) 自然と触れあう観光の推進

和紙・打刃物などの伝統産業体験や農業体験、農家民泊などのグリーンツーリズムが人気を博しており、今後、これを市全域に広げるとともに、運営者や観光事業者と連携して都市圏のさまざまな人々の誘客を促進します。

さらに、中部北陸自然歩道の活用を進めるとともに、ウォーキングなど自然との触れあいを目的とした観光コースの企画を促進し、新たな観光需要に対応します。

### 3) 食文化の観光資源化

福井県の名産「越前おろしそば」は、本市が発祥の地であることを積極的にPRし、そばに関するイベントなどを事業者やそば打ちが体験できる施設と連携して開催するなど、越前そばのブランド化に努めます。

また、地元食材を使った郷土料理など食文化の発掘と活用を図るため、食品・飲食分野の事業所や市民団体と連携し、新たな観光資源として開発を進めます。

### 4) 産業観光・体験観光の推進

本市にはさまざまな産業が集積しており、例えば、景観整備を進めている五箇地区やタンス町界隈は、周辺地域と連携した魅力ある産地づくりに取り組んでおり、産業観光の拠点となっています。

これらをはじめ市内にあるさまざまな産業観光資源を活用して、産業の過去・現在・未来を楽しく学習してもらえよう、事業所の協力を得ながら、見学受け入れ態勢づくりを整えるとともに、生涯学習や学校向けのPRを行います。

また、見るだけでなく、越前和紙、越前打刃物の伝統産業の体験観光を推進するために、短時間でできる手軽な体験や職人の指導を受けながら本格的なものづくりに挑戦する体験など、さまざまなニーズにこたえられるコース設定を事業者と連携し、推進します。

さらに、新たな体験観光を推進するため、そば打ち体験や農業体験など多分野での体験コースの開発を事業者などと研究し取り組むとともに、越前漆器や越前焼など、周辺市町と連携した広域的な体験観光も推進します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
歴史文化観光資源活用事業	まちなかの魅力素材や歴史観光など本市の歴史文化資源を活かした観光事業者の観光モデルコースなどのプランニングを支援し、事業の促進を図ることにより、交流人口の増加につなげます。
自然観光推進事業	グリーンツーリズムの推進や、観光事業者が企画する自然体験観光、四季の自然環境を活かした観光、健康をテーマとした観光を支援するほか、中部北陸自然遊歩道を整備します。
体験観光推進事業	越前打刃物や越前和紙などの伝統産業の体験、そば打ち体験や農業体験など多様な体験メニューを事業者と連携してPRに努め、誘客を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 都市住民との交流を促進するため、市民やNPOと連携してグリーンツーリズムを推進します。
- ・ 体験観光を、市民団体や事業者と連携して推進します。
- ・ 企業などの協力を得ながら、見学受け入れ態勢を整えるなど、産業観光を推進します。

## (3) 受け入れ態勢の整備

### 【現況と課題】

観光客の志向が、「本物を知る」「体験する」「まちの雰囲気を楽しむ」などへと多様化していることから、温かく迎える仕組みをつくり、観光客に満足してもらえる「もてなし」が重要となっています。市民や地域、地元企業が協働で「もてなしの心」をもち、みんなで観光客やビジネス客を温かく受け入れることができるよう環境を整える必要があります。

本市の観光の窓口として、平成19年に「観光・匠の技案内所」を、平成20年にはまちなか観光の窓口として「まちなかプラザ」を開設し、観光客の利便性の向上に努めてまいりました。

JRなど鉄道で訪れる観光客の2次アクセスとしては、バスやタクシーの公共交通機関が主となりますが、観光地間を結ぶ交通網が十分に整備されていません。そのため、平成20年より春と秋の観光シーズンには、観光施設やイベント会場を繋ぐ観光回遊バスを運行しています。また、平成22年4月からはJRや地元タクシー会社との連携した「駅から観タクン」事業を実施しています。

今後はさらに、自家用車や観光バスなどで訪れた方への利便性を図るため、観光地までの誘導サインと駐車場の整備が必要です。

また、まちなかへの観光客の誘客促進については、市内観光施設と連携した旅行代理店への積極的な働きかけにより、多くの観光バスを受け入れることができました。その際、主要な観光地をガイドし、魅力を伝える観光ボランティアは観光客に好評ですが、高齢化が進み活動人数も限られることから、その養成が必要となっています。

観光客が気持ちよく訪れ、満足してもらえる受け入れ態勢の充実を図り、市内滞在時間の延長や消費の拡大につなげていくことが必要です。

## 【基本施策】

### 1) 交通アクセスの整備と誘導サイン充実

まちなかの観光資源の魅力を観光客に紹介するため、施設等への誘導サインや施設の説明板を充実させ、歩いて回れる楽しいコースの設定とPRに努めます。

春と秋の観光シーズンに市街地周辺の観光拠点施設やまちなかを結ぶ移動手段として運行している観光回遊バスの充実を図り、観光客の誘致に努めます。

また、JR武生駅を拠点としたタクシーによる観光コースのPRに努めるとともに、市民バス利用による観光周遊コースの設定や、分かりやすい移動方法の紹介に努めます。

自家用車やバスでの来訪者に対しては、統一した分かりやすい誘導サインを要所に設置するとともに、現在ある公共や民間駐車場などを活用し、まちなかにおける駐車場の利便性を高めます。

### 2) 温かく迎える仕組みづくり

県観光連盟や丹南広域組合、武生観光協会などと連携し、観光事業者や商業者、住民等を対象とした観光客の受け入れに関する研修会などを通して市民や地域などのもてなしの心の醸成を図ります。

また、「観光・匠の技案内所」やまちなか観光の拠点「まちなかプラザ」を観光案内等のワンストップ・ステーションとして、その機能充実を図ることにより観光客の利便性を高めます。

### 3) 観光関係団体のネットワークの整備と観光語り部の養成

市の観光事業の一体的総合的な展開を図るため、観光協会の活動の充実を図るとともに、観光事業者や団体などと情報の共有化を図る情報交換のネットワークを整備し、連携した事業の取組みを推進します。

また、観光協会などと連携して、観光ボランティアを計画的に養成し、全市的な観光案内が可能な態勢をつくります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
交通アクセス誘導サイン整備事業	市民バスの利用を考慮した観光周遊コースの設定や、各観光施設への主要道路に施設案内看板・周辺観光情報看板を設置し、初めて本市を訪れた観光客に対しても分かりやすく、住民も案内しやすい誘導サインの整備を進めます。
観光案内所機能充実事業	「観光・匠の技案内所」、「まちなかプラザ」の機能充実を図り、来訪者に親切な情報（トイレや休憩所の情報など）の提供や観光コースの紹介など、観光客のもてなしに努めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 「語り部」などの観光ボランティアと連携し、受け入れ態勢の整備を図ります。
- ・ 観光協会や地域の観光団体と連携した観光事業の取組みを行います。

## (4) 観光イベントの充実

### 【現況と課題】

北陸の秋を彩る「たけふ菊人形」は、県内外から多くの観光客を誘致する最大のイベントであり、平成 23 年度に 60 回を迎えます。

近年、市民の参画による実行委員会での運営を行っていますが、入場客は減少傾向にあります。

さらに、施設の老朽化や菊づくりを担っている愛好者の高齢化が進んでおり、その対応策を講じる必要が生じているほか、来場者の市内での滞留時間を増やす工夫が求められています。

また、まちなかでのイベントとして、蔵の辻において、毎月第 1 日曜日に「壺の市」、第 3 日曜日に「参の市」が開催され、多くの人で賑わい、まちなかに活気がでてきました。しかし、周辺事業者への経済的な波及や新規の出店者の確保が課題となっています。

ゴールデンウィークのイベントとして、「式部とふじまつり」「あじまの万葉まつり」「神と紙まつり」が開催されていることから、周辺市町のイベントとの連携を図り、集客力を高める取組みを行っていますが、今後はより広範囲な地域との連携を行う必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) たけふ菊人形の振興と連携

「たけふ菊人形」は、平成 23 年度に 60 回を迎えますが、これを契機に西日本最大級の菊人形として、さらに事業内容の充実を図り、効果的な宣伝広報の実施と合わせ入場者の増加を目指します。

また、園内施設については、老朽化が進んでいることを踏まえ、「越前市観光振興プラン」の改定に合わせ、検討してまいります。

菊人形の来場者に対しては、まちなかや市内観光への誘導を図ります。

#### 2) まちなかの賑わい創出

蔵の辻において開催されている「壺の市」「参の市」などの継続的な開催を支援していくとともに、今後は、新たな展開に向けた取組みについて地元の事業者や住民、市民団体との連携を深めながら、賑わいの創出を図ります。

また、タンス町で実施されている屋台まつりなど、「たけふ菊人形」と連携したイベントの充実を図り、菊人形とまちなかを繋ぐことで観光客の誘客に努め、まちなかの賑わいの創出と中心市街地の活性化を図ります。

#### 3) 地域資源を活かした観光の推進

歴史の深い万葉の舞台となった味真野地区には、万葉集ゆかりの地として整備された越前の里味真野苑を中心に、万葉菊花園やタケフナイフビレッジがあります。

また、岡本地区には和紙の伝統を紹介する和紙の里や岡太神社が、粟田部地区には継体大王ゆかりの花筐公園等の文化財や史跡などの観光資源が多くあり、その特色を生かした観光ルー

トの設定や施設の整備に努めます。

継体大王ゆかりの地である味真野地区、粟田部地区、岡本地区の継体大王にまつわる祭事や史跡を観光資源としてPRしていきます。

#### 4) イベント相互連携による観光振興

地域や観光関係団体などが主体となって取り組んでいる地域の特色を生かしたイベント等の充実を支援するとともに、集客力を高めるためにイベント間の連携、周辺市町との広域的連携を図り、共同した取組みを推進します。

#### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
たけふ菊人形事業	効率的な運営や適切な維持管理を図り、参加型のイベントや告知宣伝活動の強力な実施により、来場者の増加を図ります。 また、まちなか観光や周辺観光施設との連携を図ります。
まちなかの賑わい創出事業	蔵の辻で開催している「壺の市」や「参の市」の継続的開催と新たな展開に向けた取組みについて、地元事業者などと連携を深めながら、賑わいの創出を図ります。 また、「たけふ菊人形」と連携したイベントの充実を図り、まちなかの賑わい創出を図ります。
地域資源を活かした観光の推進事業	万葉集ゆかりの地である味真野地区や和紙の里のある今立地区、さらに両地区にゆかりのある継体大王にまつわる祭事、史跡など、その特色を活かした観光ルートの設定や施設の整備を図るとともに、観光資源としてPRに努めます。
観光イベント充実及び相互連携事業	「サマーフェスティバル」や「式部とふじまつり」、「はながたみまつり」、「味真野万葉まつり」、「神と紙まつり」をはじめとする催事などについて、観光協会や地域及び近隣市町と連携し各イベント相互間で情報交換や協力体制を整え、相乗効果を生み出します。

#### 《主要な協働の取組み》

##### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 「たけふ菊人形」の開催期間中に、市民や事業者が運営を担う事業を支援します。
- ・ 地域や市民、学生が中心となるイベントの開催を支援します。

## 第4節 地域資源を活かした農業の振興

### (1) からだとこころを育む食の実現

#### 【現況と課題】

本市の農業の状況は、担い手の減少や高齢化、農地の減少、耕作放棄地の増加など、厳しさを増しています。

また、消費期限や賞味期限の不正表示、偽装牛肉の加工・販売、冷凍食品への毒物混入、汚染米の流通など食品に関する事件や事故が多発したことから、食の安全・安心に対する関心が高くなっています。

さらに、食糧自給率の低下や食生活の変貌に伴う健康への影響など、食と農に関する多くの

問題や課題が起きています。

このようなことから、本市では、食と農のつながりの重要性を再認識するなかで、農業・農村の活性化を図るため、10年後の農業のあるべき姿を示す「越前市食と農の創造ビジョン」を策定するとともに、その実効性を高めるため「越前市食と農の創造条例」を平成21年4月に制定しました。

食は「くらしといのち」の根幹であり、食育や地産地消の推進を図り、安全で安心な農産物の安定した供給が求められていることから、平成17年度に「越前市食育推進計画」を策定し、平成18年度に作成した「食育実践プログラム」を平成20年度には改定いたしました。

これらの計画等に基づき、学校給食に地場産の農産物を供給するグループが7校区で設立されるとともに、地産地消の推進の場である直売所や朝市・夕市は、平成22年度で15箇所を増えており、今後も、消費者（食）と生産者（農）のつながりを見直し、構築する取組みが求められています。

## 【基本施策】

### 1) 食育の推進

食育は、対象を子どもたちだけに限定するのではなく、さまざまな立場の人が食や農への感謝、ひいては「いのち」を学ぶ機会とすることが重要です。

特に、家庭の食事や給食に地場産農産物を使うことは、食材の新鮮さや安心感をもたらすだけでなく、生産者のこと、生産の過程、食卓に並ぶまでの過程などを学ぶ機会となります。さらには、食を選ぶ判断力を養うことにもつながります。このようなことから、学校・保育園・家庭・地域のみならず、生産者や事業者などの関係機関の連携のもと、食に携わる人々の理解が深まる食育を推進します。

また、現在、見直されている日本型食生活など、地域で親しみ育まれてきた食材や食べ方を生かした食育を推進することで、地域農業の活性化を図ります。

さらに、農業体験に参加することで、食べ物が自然の恵みによって作られていることや、生産者をはじめさまざまな人々の活動に支えられていることが理解できることから、子どもを中心として、さまざまな人々が参加する地域の農業学習や親子を対象にした農業体験の取組みを積極的に推進します。

### 2) 地産地消の推進

地産地消は、地域で生産された農作物を地域で消費するだけでなく、生産と消費を結び付け「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取組みです。

また、地産地消は、食と農の距離を縮める対策として有効です。

「和(日本的)」「旬」「地」を実感する食生活実践の啓発活動に取り組むとともに、地産地消のメリットなどについて、広報紙や市ホームページなどで周知します。

また、公民館の講座や出前講座に食育ボランティア（市食育人材バンク登録者）を派遣し、日本型食生活の指導や地場産農産物の利用についての啓発活動を行います。

また、食と農の距離を縮めるため、直売所や朝市・夕市を食と農を結ぶ拠りどころとして位

置付け、国や県の事業を活用して、施設整備や機器の導入を支援するとともに、ネットワーク化の充実を図ります。

農産物の安全性の確保では、食品に対する安全志向が高まるなか、信頼確保のためにトレーサビリティを徹底します。

また、地場産農産物の活用を拡大するため、社員食堂を持つ地元企業に地場産農産物の利用の促進を図るとともに、地場産食材を活用する協力店舗の認証制度に取り組みます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
食育推進事業	食育活動団体や農業団体と連携した実践事業を通して食育運動を推進します。
トレーサビリティ普及促進事業	生産・流通履歴情報の管理を促進し、安全・安心な農産物のPRを進めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 食育、地産地消を推進するため、生産者や流通業者、学校、幼稚園、保育園、家庭、地域などの連携を図ります。
- ・ 生産者や農業者団体と連携し、消費者の信頼を得る農産物作りの推進に努めます。

## (2) 多様な農業の実現

### 【現況と課題】

わが国の農業は、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加、農業従事者の減少・高齢化が進行し、農業構造の脆弱化が進んでおり、国内農業の体質強化や農村地域の活性化を図ることが急務となっています。

平成17年の農林業センサスにおける本市の状況は、販売農家数2,843戸のうち、第二種兼業農家数は2,440戸で85.8%を占め、全国平均を24.1%も上回っています。

兼業農家については、比較的経営規模のある兼業農家の組織化が進まず、機械投資も大きいことから、経営が厳しい状況となっています。

また、担い手の大部分がコメ中心の経営となっており、効率化を図るために園芸なども取り込み、複合型の経営体系を目指すことが求められています。

園芸農家や畜産農家の抱える現状は、資材などの高騰に伴う経費の増加や後継者不足など厳しい状況にあります。

一方、「特選しきぶ米」や「コウノトリ呼び戻す農法米」、「はながたみ米」など本市の県認証特別栽培米の作付面積は、平成21年度実績で293haと県内の約4割を占めており、自然環境に配慮した農業の取組みが広がっています。今後も、希少野生生物が生息している里地里山の保全と農業との連携が求められています。

また、国の農地制度の見直しや戸別所得補償モデル対策の導入により、農地の最大限の利用や優良農地の確保が求められており、本市農業の特色である「自立する農業」や「環境に配慮したこだわり農業」、「生きがい農業」など多様な農業の実現に向けた取組みが必要となっています。

## 【基本施策】

### 1) 人材の育成及び確保

本市における農業・農村の特性から、たくましく自立する農業や環境に配慮したこだわりのある農業、生きがいとしての農業など多様な農業の共存を目指し、人材の育成と確保に努めます。

越前市担い手育成総合支援協議会が中心となり、JAや農業委員会の支援を受けて担い手(認定農業者・集落営農組織)の育成、女性の農業経営への参画、新規就農者の育成、定年帰農者への支援、こだわり農業者の育成を図ります。

### 2) 農業経営の安定

生産者の収益を重視した農業経営体を育成するために、担い手への農地の集積を図るとともに、平成22年度から実施された戸別所得補償モデル対策や野菜等価格安定制度による所得の向上と価格の補償を活用しながら、より安定した経営の確立を支援します。

また、稲作を中心としながら、園芸や畜産にも一定程度存在する「地域複合型農業」の実現を目指します。

特に、園芸・畜産の振興については、重点園芸品目の地域ブランド化や特産品の開発について検討します。

### 3) 環境調和型農業の推進

安全・安心な農産物を求める消費者ニーズと生き物への配慮など自然環境の保全に対する関心の高まりに応えるためには、化学肥料や農薬の使用を低減する環境調和型農業に対する取組みが重要となります。

環境に配慮した農産物の生産促進の観点から、県の認証制度である特別栽培農産物の生産技術の確立と普及・啓発を図るとともに、作付面積の拡大に努めます。

また、生き物との共生を目指す「コウノトリ呼び戻す農法部会」などによる自然環境に配慮した取組みを促進します。

また、農村環境を守るため、生産者と市民との共同活動の支援促進の観点から、農地・水・環境保全向上対策の共同活動に取り組んでいる組織の充実・強化を図ります。

また、資源循環型農業の推進の面においては、飼料用米やWCS(稲発酵粗飼料)、牧草の作付け利用に取り組めます。

### 4) 農産物の特産化の推進

本市の農業の中心である米については、「特選しきぶ米」や「コウノトリ呼び戻す農法米」、「は

ながたみ米」などの特別栽培米の取組みも含めて、今後、一層のブランド化による販売戦略を推進します。

園芸作物についても、「しらやま西瓜」や「越のルビー」・「紅しきぶ」の名称で販売されているトマトなどについては、ブランド化に向けた取組みが図られていますが、今後、キュウリ、丸ナス、里芋などのブランド化について検討します。

新たな特産作物や付加価値の高い加工農産物の開発においては、食品加工製造業者と協力して、米粉、大豆、野菜などの漬物、畜産物、その他食品加工の開発を推進します。

地場産農産物の販売については、県と連携し、生産者と食品関連企業・販売業者との商談会を開催するなど、販路拡大を促進します。

また、農業者と商工業者の連携を促進し、特産品の開発を支援します。

## 5) 農地の有効利用の促進及び確保

担い手にとって、効率的な土地利用や低コスト化を図るには、農地の利用集積を図ることが重要であることから、地域における農地利用を調整するための組織の設立を図るとともに、優良農地の保全に努めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
新規就農者支援事業	新規就農者に経営安定奨励金の給付や機械施設などのリース料の助成を行います。
水田農業支援事業	生産調整の適正な推進と特産物の推進を図り、農家経営の安定を支援します。
農業生産総合対策条件整備事業	認定農業者や集落経営体の機械施設などの導入に対して助成し、水稲、麦などの高品質化、低コスト化を推進します。
環境調和型農業推進事業	県認証特別栽培農産物を生産する面積の拡大や取り組む集落経営体を育成することにより、環境調和型農業を推進します。
園芸振興対策事業	野菜の生産振興を図るため、小規模ハウスの設置や遊休ハウスの活用を支援します。
農産物ブランド化・販路拡大促進事業	生産者の所得の向上を図るため、越前市産米のブランド化と販路拡大を支援します。

### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体や食生活改善推進団体などと連携し、食と農のつながりの重要性の啓発を行い、多様な農業者の育成を図ります。</li> <li>・農家や農業者団体などと連携し、集落組織の育成や、新規就農者への技術支援、生活支援を行い、多様な担い手の育成を図ります。</li> </ul>

## (3) 農を基盤とした自然環境と地域社会の実現

### 【現況と課題】

本市は自然環境に恵まれており、農業景観の保全のため「越前市農業振興地域整備計画」や「越前市環境基本計画」、「越前市景観計画」などを策定しています。

また、農業は水源のかん養や自然環境の保全、文化の伝承などの多面的機能を有しており、これらの機能を維持していくため、農業の持続的な発展を図る必要があります。

担い手不足による不耕作地の増加や生産性・経済性を重視した農業生産は、生き物の生息環境の悪化を招いたとされています。自然循環機能を回復させる農業の取り組みも始められており、生き物との共生を目指す農業への支援が求められています。

中山間地域など条件不利地を抱える農村地域の活性化対策の一つとして、グリーンツーリズムの取り組みが評価されつつあることから、体験メニューの充実や農家民泊の増加など受け入れ態勢の整備が求められています。

イノシシなどの鳥獣被害については、電気柵により防除対策を実施していますが、被害が拡大しており、近い将来、農業経営に影響を及ぼすことが予想されるため、地域と連携し、しっかりと対応が求められています。

農業の持続的な発展には、生産基盤や生活環境の整備促進が求められています。このため、経営体の育成・確保や農地の利用集積の一層の促進と併せて、水田を畑地として利用するなど、生産性の高い農地として有効利用する"水田の汎用化"の観点から、用排水路の改修など施設の整備を実施する必要があります。

また、本市の農業生産基盤は、昭和40年代に整備されたものが大部分を占め老朽化が進行していることから、施設の改修や適切な保全管理が求められています。

### 【基本施策】

#### 1) 農村景観の保全と鳥獣被害対策(再掲)

高齢化社会へと進むなか、美しい田園風景を維持するためには、農家だけでは農地を守ることが厳しい状況になってきていることから、非農家を含めた市民や地域で保全する活動に支援します。

また、農地には、洪水の防止、水源のかん養、生物多様性や景観保全など、多面的機能を有しており、その重要性を市民とともに考えていきます。

耕作放棄地対策については、その経緯や原因はさまざまであると考えられることから、個別的な調査を実施し、その対策を検討します。また、農業委員会やJA、県、市などで組織する「越前市耕作放棄地対策協議会」が設立されたことから、本協議会において、耕作放棄地の防止と減少に努めます。

有害鳥獣の被害防止対策については、猟友会やJA、森林組合などで組織する「越前市鳥獣対策協議会」や広域的な対策連絡会での連携を充実し、電気柵の設置や山ぎわの管理を主とした農作物の被害防止や鳥獣捕獲を強化します。また、クマなどによる人的被害を防止するため、効果的な被害回避対策を講じます。

## 2) 農村資源を活かした交流活動の推進

人と人が絆で結ばれた地域社会の形成に向け、農村資源を活かした交流事業を推進します。

農村には、自然環境や農産物の生産など様々な学習資源があり、それらを積極的に活用した学習が行われるよう支援します。

農作業体験や野生生物の観察などを通じて、農家と市民との交流を図ることは、農村の持つ資源の必要性を認識し、相互理解を深める機会となることから、交流会の開催を促進します。

グリーンツーリズムの推進は、農業体験や農家民泊に伴う農家の収入増加のみならず、農産物の産直にもつながります。農業・農村ビジネスの展開を図るため、関係団体や機関で構成するグリーンツーリズム連絡会の設立を目指します。

また、交流人口やリピーターを増加させるため、農業体験プログラムの充実や農村型市民農園の整備を支援します。

## 3) 生産基盤の整備・維持管理

農地や農業施設は、農業・農村の資源であると同時に、食料の安定供給の基盤でもあることから、長寿命化を考えた整備や保全管理が必要となります。

高生産性農業の確立のため整備されたかんがい排水施設を有効活用し、水田の汎用化を図りながら、生産性の向上、農地の高度利用、農地の利用集積、担い手の育成・確保などを推進する農業生産基盤の整備を実施するとともに、生き物との共生に配慮した環境保全効果の高い水路等の整備を研究します。

また、各土地改良区が取り組む土地改良事業の事業計画などに対する指導や支援を行います。

施設の老朽化などによる小規模な土地改良事業については、地域ぐるみによる維持管理活動である「農地・水・環境保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」との整合を図りつつ事業の推進に取り組みます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
農地・水・環境保全向上対策事業	農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を総合的に支援します。
中山間地域直接支払事業	中山間地域などの耕作放棄の防止と農地の多面的機能の維持・発展のため、保全管理活動に対して助成します。
地域ぐるみ体験交流支援事業	農作業体験と伝統産業体験をつなげ、都市住民が訪れたいグリーンツーリズムの推進を図ります。
農作物鳥獣害防止対策推進事業	鳥獣害による農作物被害防止のため、電気柵などの設置に助成を行い、農作物被害の減少に努めます。
農業生産基盤整備事業	県営土地改良事業・市営土地改良事業・団体営土地改良事業により、パイプライン・用排水路・農道など、農業生産基盤の整備を進め、農業の効率・生産性を高めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 農村地域の新しいコミュニティづくりや、農業、農村に対する市民の理解を深めるため、地域ぐるみ共同活動への非農家の参加を促します。
- ・ 農家や地域住民が中心となり、グリーンツーリズムの推進を図ります。
- ・ 生産性の高い農業を目指すため、土地改良区と連携し、生産基盤の整備と保全管理を推進します。

## 第5節 みどり輝く<sup>もり</sup>森林づくり

### (1) 健全な森林の整備

#### 【現況と課題】

本市の森林面積は14,189haで市の総面積の61.5%であり、その内人工林は7,753haで全体の54.7%を占めます。

しかし、木材の需要低迷に伴う採算性の悪化が森林所有者の経営意欲を失わせ、林業従事者の高齢化も伴って間伐等の施業管理が行われていない森林が増えています。

本来、森林は林業生産活動の場であると同時に、健康・レクリエーションの場として利用されるほか、山地災害防止や洪水緩和、地球温暖化の防止などのさまざまな公益的機能を有しており、その多面的機能は私たちの生活と深く結びついています。

これらの機能を十分に発揮させるため、林道や作業道などの林業施設を「越前市森林整備計画」に基づき計画的に推進し、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1) 森林整備の推進

森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるとともに、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の地球環境問題を踏まえ、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図ります。

特に民有林の整備については、**森林の現況等を踏まえ**、国の施策である流域育成林整備事業を活用し、地域の特性を生かして総合的に実施します。

森林の整備を推進するうえで重要となる林業労働力については、森林組合を担い手の主体に位置付け、森林施業・管理を合理化し集約を図るとともに、関係機関と連携し、担い手に対する技術指導・啓発普及を行い、適切な森林施業を推進します。

##### 2) 林業施設の整備

本市における森林所有形態は小規模であることから、きめ細かな森林施業を実施するためにも林業施設である林道、作業道の整備は重要であり、既存の施設との調整を図りながら計画的

に整備を推進し、適切な維持管理に努めます。

また、林業施設の管理については、予測できない自然災害などに備えるため、計画的に補修などを行います。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
森林整備地域活動支援交付金事業	森林所有者などによる計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な林況調査、刈り払い、簡易杭など区域の明確化などに対して支援を行います。
流域育成林整備事業	森林所有者の森林施業に要する負担を軽減し、森林整備の促進を図るため、拡大造林、雪起し、下刈り、除間伐及び枝打ちなど森林施業とこれに必要な路網整備に対して支援を行います。
林道開設事業	民有林における林道網を整備するために必要な森林管理道の新設を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 地域住民や森林組合と連携し、森林整備の推進、身近な里山林の保全・利用促進に取り組みます。

## (2) 森林資源の活用

### 【現況と課題】

本市は優れた地域森林資源を有し、八ツ杉森林学習センターや金華山グリーンランド、広域基幹林道などを地域の魅力として、有効活用を進めています。また、担い手として地域の人材を活用し、地域資源をより魅力あるものに発展させるとともに、地域内外へアピールする参画機会を広げることが必要です。

一方で、本市における森林の年齢構成をみると、保育対象となる7歳級以下の林分が9割を超えており、そのなかには間伐、枝打ちなどの管理を必要とする森林が多数含まれています。

しかし、経費の負担が課題となって管理を放棄する林家が増えています。森林の荒廃を止めるためにも、林家に対する森林管理の意識啓発や支援が必要です。

また、本市の森林所有者の80%を占める保有山林面積規模5ha未満の林家に対して、施業の集約化と施業コストの削減を中心に、林業経営の継続を働きかけていく必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 市民参加の森づくり

市民・企業・行政が連携して森林の持つ公益的機能、緑豊かで健全な森林資源の維持増進に努めるとともに、村国山や三里山等の都市近郊林及び「みどりと自然の村」における住民参加型の里山保全活動や森林ボランティア活動を支援します。

また、八ツ杉森林学習センターや金華山グリーンランドにおける地域に密着した活動を支援

し、森林環境学習や自然保護意識の啓発を図ります。

## 2) 地元産材の有効活用

長期展望に立った林産物の振興施策を総合的に推進するため、県や森林組合などの関係機関と連携を図りながら、生産組織の合理化、木材加工体制の整備などに取り組むとともに、森林施業受託者に対して、作業道の整備や高性能林業機械の導入を促し、効果的な間伐の実施を目指します。

間伐材などの利用については、集成材・合板などの大量かつ安定的な木材供給体制を促進するとともに、公共事業での地元産材の積極的な利用に取り組みます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
市民参加の森づくり事業	身近な森林の整備を通じてよりよい里山を創造し、多くの市民が参加できるよう取り組みます。
間伐材有効活用供給事業	間伐材などを利用した集成材や合板などを安定的に供給する体制の整備を図ります。
林道管理事業	林道補修工事及び林道補修用の砂利などの地元への支給を行います。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 里山を保全・利用するために、森林環境教育や森林ボランティア活動などを通じて市民参加を促進します。
- ・ 森林組合や流通業者、木材加工業者との連携を図り、地元産材の有効活用を図ります。

## 第6節 いきいきと働きやすい環境の充実

### 【現況と課題】

平成20年9月から始まった金融危機による世界的不況から2年が経過しました。現在は、中国をはじめとした外需と政策効果などにより緩やかな回復を続けていますが、雇用失業情勢は厳しい状況にあり、国県市は、雇用機会を創出するふるさと雇用再生事業や緊急雇用創出事業を実施し、離職を余儀なくされた労働者や中高年齢者の雇用や就業機会の創出を行っています。

働く人の雇用環境は、少子高齢社会、男女共同参画社会、IT社会、循環型社会へと社会状況が変化しているなかで、雇用形態がこれまでの終身雇用から契約社員、派遣社員、パートタイマーなど多様化しています。また、いわゆるニートが社会問題化しており、これらが及ぼす経済や社会全体への影響、例えば、高度な労働力の不足による中長期的な競争力や生産性の低下、将来の所得格差や未婚化・少子化の進行などが懸念されています。

人口減少と少子高齢時代の到来により、今後の労働力人口は減少していくことから、いわゆ

る団塊世代の活用や、高齢者・女性の活用、外国人労働力の対応、若年労働力などの活用も今後の課題となっています。

さらに、若年労働者の離職率が高いという現状を踏まえ、求職と求人のミスマッチを解消し、働きたい人の意欲と能力が生かされる施策を、国・県などの関係機関と連携しながら推進する必要があります。

また、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、国は、全国の地域職業訓練センターは一定の役割を終えたとし、平成 22 年度末に廃止しました。さらにポリテクセンターについても、今後、県に移管する方向性が示されています。

勤労者が安心して働き、心豊かな生活づくりや生きがいづくりができる社会が求められており、勤労者福利厚生施設の効果的な活用が必要となっています。一方で、勤労者間の格差もあり、職業訓練、余暇の充実、生活資金の融資など勤労者の生活をさまざまな面から支援し、勤労者の生活の安定、向上を図る必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 雇用の確保と就職・就業への支援

公共職業安定所、丹南雇用開発協議会、商工団体などと連携し、就業機会の拡大や雇用の確保に努めます。

新規学卒者をはじめ、ニートやひきこもり者などの若年者については、企業説明会・見学会を含めた企業情報の提供を充実するとともに、インターンシップ制度の活用、ジョブカフェや若者サポートステーションなど関係機関と連携を図りながら、積極的な就業意識の醸成と職場への定着率向上を図ります。

また、地域の魅力のPR、求人・求職ネットなどの活用により、市外の学卒者・就業者に対し、I・J・Uターンなど就職・就業の支援体制を拡充します。

中高年齢者については、各種職業訓練施設の活用、資格取得に対する助成制度の周知など、再就職に向けた技能等の取得を支援する施策を充実するとともに、企業に対し各種助成制度の周知、65歳までの雇用延長の働きかけなどにより、雇用の確保に取り組みます。

### 2) 高齢者の能力活用への支援

元気で働く意欲のある高齢者の能力活用や生きがい創出としてのシルバー人材センター事業が、団塊世代の受け皿としても機能するよう支援します。

### 3) 働きやすい環境づくり

障がい者の就業環境の改善や、働く女性が性により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を目指します。

また、少子化対策では、仕事をしながら安心して子育てができるよう**育児介護休業等が取得しやすい就業環境を整備し**、「越前市次世代育成支援対策推進行動計画」を推進します。

外国人労働者については、関係機関と連携しながら適正な就業環境が確保されるよう努めます。

#### 4) 勤労者の福利厚生への支援

勤労青少年ホーム、式部ふれあい館など施設相互の連携を図るとともに、利用者主体の効果的な運営を推進するなど、趣味や社会貢献活動などの生きがいづくり、利用しやすい環境づくりを進めます。

また、勤労者体育施設をはじめとする各種スポーツ施設の利用者増を目指し、利用しやすい環境づくりを図ります。

#### 5) 勤労者の生活安定への支援

勤労者の生活安定のための融資制度は、雇用形態や資金需要の変化などに柔軟に対応し、必要に応じて貸付対象、限度額、返済期間など制度面の改善を図るとともに、市の広報紙やホームページを活用し、より多くの勤労者へ周知を図り、勤労者の利用しやすい環境づくりに努めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
就職・就業支援事業	公共職業安定所、丹南雇用開発協議会、商工団体などと連携し、就業機会の拡大に努めます。ジョブカフェでの就職相談や家内労働指導センター事業により、若年者や内職希望者への支援を行います。
シルバー人材センター支援事業	働く意欲のある高齢者の働く機会の拡充のため、シルバー人材センター事業を支援します。
勤労青少年ホーム管理運営事業	教養講座やサークル活動を実施し、勤労青少年の心身の健康及び余暇の充実を図ります。青年や若年層の雇用対策の充実を図ります。
労働者融資事業	生活安定資金など融資や信用保証料補給金交付を行うことで、勤労者の生活安定向上を支援します。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 就業機会の拡大を図るため、企業や商工団体と連携し、就業支援を図ります。
- ・ 高齢者の能力を活用するため、シルバー人材センターやNPOと連携を図ります。

## 第2章 元気な人づくり

### 第1節 子どもの笑顔が輝く環境づくり

#### (1) 子どもの人権が保障される社会づくり

##### 【現況と課題】

子どもが健やかに育ち、育てられる環境は、少子化、核家族化、家族形態の多様化などにより大きく変化し、それとともに子どもを取り巻く問題は複雑になっています。

この現状をふまえ、保護者をはじめ、学校、職場、地域社会が連携し、未来を担う子ども一人ひとりの成長と自立のため、子どもの人権が保障される社会をつくらなければなりません。

##### 【基本施策】

##### 1) 子どもの人権保障

子どもが人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる社会となるよう、子どもの人権を保障し、成長を支援するための子ども条例の制定を目指します。また、人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの心を育む取組みを行います。

##### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
子どもの人権を保障する取組事業	子どもの心身の健やかな成長を地域社会全体で支援し、子どもが安心し、自信を持って生きることができる豊かな地域社会の形成のため、子ども条例の制定や人権教育を推進します。

##### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
・ 市民やNPO、市民団体と協働で条例策定、推進に取り組みます。

#### (2) 仕事と生活の調和を実現する社会づくり

##### 【現況と課題】

保育園などを中心とした子育て支援対策を充実してきましたが、今後はさらに、事業所や団体、地域社会とのつながりを深め、社会全体がいろいろな形で子どもと家庭を支援できるような仕組みを整えていくことが重要となっています。

また、少子化と併せて、共働き家庭が多いことや保護者の働き方が多様化していることなどにより、幼稚園入園児が減少する一方、保育園への入園希望者が増加してきていることから、地域の実情に応じた保育園と幼稚園のあり方を総合的に検討していく必要があります。

##### 【基本施策】

##### 1) 仕事と子育ての両立支援

「男女ともに責任を持つ、関わる」という意識を形成し、家庭や地域において、父母が共に子育てに参画できる環境を整備します。

また、事業所へ働きかけ、ワークライフバランスへの取組みを推進していきます。

## 2) 多様化する子育てニーズへの対応

地域の特徴や家族の就業形態の多様化による保育ニーズの変化に対応し、家庭の実情にあった子育て支援を充実します。また、多様な研修を通じ、子育て支援に関わる人材のスキルアップを図ります。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
特別保育事業	多様な保育・教育ニーズに対応したサービスをより一層充実します。また、障がい児の入園希望が年々増加傾向にあることから、その受け入れのために保育士の資質向上を図ります。
幼保一体化 (幼保一元化)事業	地域の中における就学前教育・保育の機会を保障し、次代を担う子どもの安全で安心できる場の確保と健やかな育ちを支援します。また、国の動向を注視しながら、「子ども園」整備を推進します。

### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
・ 育児休業、子どもの介護・看護休暇などを取得しやすい環境整備の推進に企業と連携して取り組みます。

## (3) 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり

### 【現況と課題】

近年、国際化、情報化、高齢化や環境問題など、社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで、心身ともに健やかな子どもを育てることの必要性が一層高まっています。また、核家族化や近隣関係の希薄化が進み、かつて家庭や地域社会が担っていた子育て機能が低下してきています。

子どもに関わる犯罪が凶悪化、深刻化し、それらの脅威から子どもを守ることがさらに重要になっています。こうしたことから、子どもの放課後の安全・安心な居場所づくりが急務となっています。また、交通や情報網の発達により便利な社会になった半面、子どもたちの安全面にもその影響が及んでいます。子どもが子どもらしく安心して楽しく過ごせることが大きな課題となっています。

### 【基本施策】

#### 1) 子どもの「生きる力」の育成

次世代の担い手である子どもたちが、変化の激しいこれからの社会に対応できる「生きる力」

を身につけるために、家庭・学校・地域・行政が連携しながら、教育環境を充実させることが必要です。子どもの年齢や状況に合わせ、「生きる力」を育成する環境を整え、確かな学力の向上、豊かな心身の育成、信頼される学校づくりに努めます。

## 2) 地域力を活用した子育て支援

子育ては家庭がその第一義的な責任を有するという基本認識に立ちつつ、**地域の人たちとの積極的な交流を行うなかで子どもの健全な育成を図ります。**また、さまざまな施設や市民活動団体等、あらゆる地域資源を活用し、**子どもの居場所づくりに努めます。**

さらに、**地域でのあいさつ運動や登下校の見守り等の活動を推奨し、子どもが日常生活の中で伸びやかに成長できる環境づくりを推進します。**

## 3) 家庭教育力の向上への取組み

保育園や幼稚園等の身近な機関における子育て相談を充実し、親の子育てに対する不安感を軽減するとともに、**基本的な生活習慣や道徳を学ぶ場である家庭教育力の向上に努めます。**

また、**地域における人と人との豊かなふれあい体験や家庭・学校・地域・行政の連携・協力を強化するなど、社会全体で子育てを支援する体制の充実に努めます。**

さらに、**市民活動組織が行う家庭教育力の向上のための取組みを積極的に支援します。**

## 4) 子どもの安全を守る環境づくり

多様な環境の変化により、子どもたちの安全な遊び場は減少しています。子どもの放課後の安全で安心な居場所として、既存施設の有効活用等により児童館未整備地区に児童館の計画的な整備を推進します。交通安全、防犯活動を通して、地域の中で安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、**虐待や養育放棄、いじめなどから子どもたちを守るために、地域が日常生活のなかで注意を払う取組みを強化するほか、情報化社会が急速に進展するなか、有害情報から子どもを守る対策を推進していきます。**

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
放課後児童クラブ推進事業 (放課後子どもプラン)	保護者の就労などにより昼間留守家庭の児童に対し、放課後子ども教室と連携しながら適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図ります。
児童館整備事業	子どもの放課後の安全・安心な居場所づくりが急務となっています。家庭や地域の子育て機能の低下など児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、学校周辺の児童館未整備地区において、既存施設を有効活用した施設の整備を進めます。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 地域と協働して、子どもや子育て家庭の見守りに取り組みます。

## (4) 支援を必要とする子どもとその家庭への自立援助体制づくり

### 【現況と課題】

子どもが育つ家庭環境は、孤独な子育てによる親の育児ストレス、血縁関係の複雑化、経済不況による経済的困窮など多様化しています。児童虐待による深刻な被害が生じないよう、虐待の予防、早期発見・早期対応が求められています。

また、ひとり親家庭や外国人、障がいのある子ども、ひきこもりなどの支援を必要とする家庭や児童も増加しています。関係機関が連携し、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が求められています。

### 【基本施策】

#### 1) 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化

虐待等の早期発見、早期対応を推進するため関係機関が連携し、児童相談体制の充実を図ります。さらに、子どもに対する虐待の未然防止のため、市民に対し児童虐待防止の周知や、関係職員への学習会を充実します。

虐待を受けた子どもには、専門的ノウハウを持つ機関と連携し、ソーシャルワークと心理的ケアなどの支援を行います。

また、ひきこもりの児童や家庭に対する支援を関係機関と連携して行います。

#### 2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の悩みが少しでも軽減できるよう、情報提供を充実し、相談員による相談体制も充実します。

また、ひとり親家庭への経済的支援はもちろんのこと、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保など総合的な自立支援施策を推進します。

#### 3) 障がいのある子どもと家庭への支援

生き生きと活躍できる共生社会を築くため、特別支援学校等の放課後対策事業の推進を図るなど保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携を強化し継続した支援を行い、子どもの社会的自立を図ります。

また、近年クローズアップされるようになった学習障がい等の発達障がいを早期に発見し、関係機関と連携して一貫した支援を推進します。

#### 4) 外国人等の子どもと家庭への支援

生活習慣や養育感の違い、国籍や戸籍などのさまざまな問題に対応するため相談体制を充実します。

また、言葉の壁により学校生活に適応困難となっている子どもへの日本語教育や相談システムを充実します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
家庭相談事業	児童虐待などから子どもを守るため、県児童相談所、児童家庭支援センター、民生児童委員、愛護センターなどと連携しながら、情報収集・提供や子どもへの対応等相談体制を充実します。 また、ひとり親家庭、障がい児・外国人の子どもとその家庭への総合的な支援体制の充実を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 専門機関やNPO、市民団体などと連携して子育て支援、相談体制の充実に努めます。

## (5) 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくり

### 【現況と課題】

子どもの豊かな人間形成を実現する上で心身の健康づくりは欠かせない要素です。妊娠及び出産期の健康づくり、育児期における親子の健康づくりへの支援が求められています。

また、子どもの成長段階に応じた支援や思春期の子どもへの取組みも必要です。

### 【基本施策】

#### 1) 親と子の心と体の健康づくり

思春期からの日常生活におけるきめ細やかな健康支援をはじめ、出産や育児に対する不安の軽減、育児について学ぶ機会を充実します。また、育児をする親の自己肯定感が子どもの健やかな成長に重要であることから、相談体制を充実し心の健康づくりに努めます。

#### 2) 生まれた時からの発達向上への支援

乳幼児期における基本的な生活習慣の重要性を周知するために「早寝・早起き・朝ごはん」をスローガンに掲げ推進します。また、良好な親子関係・愛着関係の確立の大切さ、父親の関わり的重要性を周知し実践できるよう支援します。

#### 3) 次世代の親の育成

思春期の子どもに乳児とふれあう機会を提供し、体験を通して父性や母性のかん養を図り、生命の尊厳や性に関する教育を行い、子どもの健全な育成を推進します。

また、子どもが心豊かに成長し、生きがいや夢をもって主体的に次世代を生き抜いていく力を身に付けるため、年齢に応じた教育の充実を図ります。

さらに、自立のための支援を必要とする若者には、就職のための訓練や情報の提供など、多様な機関との連携による相談体制の充実に努めます。

また、民間活力を生かした出会いの場の創出など、若者が家庭を持つための支援を強化しま

す。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
親子の心と体の健康づくり事業	妊娠期から、出産・育児に対する不安の軽減や、セミナーの開催などで愛着形成の啓発に努めるとともに、いのちの大切さや子どもを産み育てる喜びを実感できる取組みを推進します。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 専門機関やNPO、市民団体との連携のもと、親子の健康づくりの推進に取り組みます。</li><li>・ 地域やNPO、市民団体と協働で、次世代の親の育成に努めます。</li></ul>

## 第2節 安心して暮らせる長寿社会の実現

### (1) 健康と生きがいづくり

#### 【現況と課題】

豊かな人生を送るためには、長寿であることに加え心身ともに健康で、いつまでもさまざまな社会活動に参加していることが重要です。

本市では、平成21年3月に策定した「第4期越前市高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画（あいプラン21）」において、基本理念に「安心して暮らせる長寿社会の実現」を掲げ、総合的、一体的な健康づくりなど高齢者施策の推進に努めています。

高齢者が明るく活動できる地域社会を築くため、地区公民館や集会所などを利用して自主的に介護予防などの活動を行う「いきいきふれあいのつどい」の登録団体は、平成21年度末で161箇所（組織率61.0%）、平成22年6月末で165箇所（同62.5%）となりました。今後も、市内264町内すべての設置を目指して、指導者を派遣するなど支援が必要です。

また、高齢者の知識や経験を生かし、自らが生きがいをもって積極的に社会参加できるよう、老人クラブの文化・スポーツ活動の支援や、シルバー人材センターを通じた就労・雇用機会の拡大などを図っています。特に、老人クラブ会員の減少に歯止めをかけるため、平成21年度より市老人クラブ連合会に「活性化推進員」を配置し活性化策を講じた結果、クラブ数が5クラブ増え122クラブに、また会員数も85名増加し7,825人となりました。

今後も、高齢者自らが行う健康づくりや生きがいづくりを支援するとともに、高齢者の能力が活用される社会づくりを推進していく必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1) 生きがいづくりと介護予防

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、一般高齢者を対象とした地域コミュニティ活動である「いきいきふれあいのつどい」や介護予防出前講座の充実を図るとともに、要介護状態になる恐れの高い高齢者を早期発見するために、生活機能評価受診を促進するなど、介護予防事業を強化します。

また、高齢者向けの各種スポーツや趣味活動の振興を図り、生きがいづくりを推進します。

## 2) 高齢者が能力を発揮できる社会づくり

定年退職者に対する就労支援のほか、高齢者の働く意欲にこたえるためシルバー人材センターによる就業機会の確保やボランティア活動への積極的な参加を呼びかけ、高齢者の豊かな経験や技能、知識を生かす取組みを充実します。

また、高齢者の活動の場である老人クラブのさらなる活性化に努め、特に、若手高齢者の会員増に向けた取組みを老人クラブと連携し、推進します。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
介護予防事業	支援や介護が必要となる恐れの高い高齢者への介護予防教室を実施します。また、一般の高齢者に対する介護予防のための「いきいきふれあいのつどい」の活動支援、早期発見のための生活機能評価（介護予防教室参加の可否判断）受診の促進及び知識の普及を図ります。
老人クラブ活動支援事業	明るい活力ある長寿社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくり・健康づくりおよび自主的な活動の促進を図り、併せて組織の活性化を促進します。
福祉路線バス利用事業	高齢者を対象に交通の利便性向上および外出の機会を増加させることにより、自立した生活の継続を支援します。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 「いきいきふれあいのつどい」など、地域に根ざした介護予防を推進します。
- ・ 地域における子どもの見守りなど、ボランティア活動を推進し、高齢者の能力を活用します。

## (2) 高齢者福祉の充実

### 【現況と課題】

本市の高齢化率は、平成22年4月1日現在で23.8%と、おおむね市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした高齢化の進展に伴い、平成22年4月1日現在における要介護高齢者の出現率は16.0%で、県の平均値とほぼ同じ水準となっていますが、年々上昇傾向にあり、介護保険給付費も大きな伸びを示しています。

平成18年4月の介護保険法改正において、在宅生活の継続と介護予防を重視したシステムへ転換し、「地域包括ケア」の考え方が提起されました。これは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができることを目指しています。

本市においても、その実現のために、平成18年4月より地域包括支援センターを設置し、平

成 20 年度には市直営の基幹型地域包括支援センターの他に、地域型地域包括支援センター（社協）と地域包括サブセンター（委託）4 箇所業務の窓口拡大を図りました。

さらに、平成 21 年度には地域包括サブセンターを 5 箇所とし、地域包括支援体制を整備しました。

高齢者ができる限り要介護状態にならないよう介護予防サービスが適切に提供されるとともに、ニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるために、地域包括ケアのさらなる充実が重要となっています。

また、介護保険サービスにおいては、地域密着型介護保険施設の整備など在宅サービスの提供態勢の強化に努めました。しかしながら、重度の認知症高齢者など在宅ケアが困難な高齢者も増加し、特別養護老人ホームの入所待機者も増加していることから、施設整備の支援策について国や県への働きかけが重要となっています。

## 【基本施策】

### 1) 高齢者の生活支援

在宅の高齢者が住み慣れた地域において、安心して生きがいを持ち自立した生活を送れるように生活支援を強化します。また、特に支援が必要と思われるひとり暮らし、老々介護、認知症など的高齢者に対する総合的な相談窓口を充実するとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、個々のニーズに応じたサービスが適切に提供される地域包括ケア体制の推進に努めます。

### 2) 介護保険制度の適正運営

要介護高齢者が必要なサービスを適切に利用できるよう、「越前市介護保険事業計画」に基づきサービスの提供体制の整備を図るとともに、制度の趣旨について普及啓発に努めます。

特に、住みなれた地域での生活の継続を目的とする地域密着型サービスなど在宅サービスの充実に努めます。

また、医療サービスと介護サービスが継続的かつ包括的に提供できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに、介護保険従事者の資質向上のための研修会を実施します。

### 3) 高齢者の権利擁護

認知症高齢者など判断能力が不十分な高齢者の財産や人権を守るため、成年後見制度の普及、啓発を行います。

また、高齢者の虐待を防止するため、医師や弁護士、警察など関係機関との連携を強化し、早期発見に努めるとともに、相談体制の充実を図ることで、地域ケアネットワークを強化し、高齢者の権利擁護に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
高齢者生活支援事業	高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活が続けられるよう、医療・介護・福祉の連携による地域包括ケア体制の強化を図り、個々のニーズに応じたサービスを提供します。

介護サービス 給付事業	介護（予防）が必要となった高齢者に対し、要介護認定を行ったうえで、居宅サービスや施設サービスなどその人の状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、サービス事業者との連携を密にし、サービスの質の向上を図ります。
地域密着型介護 サービス推進事業	高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、地域密着型介護施設の整備を図り、必要な介護（予防）サービスを提供します。
高齢者の権利擁護 支援事業	高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の普及、啓発を行い、また、虐待防止のために、関係機関との連携による地域ケアネットワーク体制の強化を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守りネットワークを強化します。

## 第3節 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

### 【現況と課題】

本市における平成22年3月31日現在の身体障害者手帳の所持者数は3,640人で、療育手帳の所持者数は558人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は268人です。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、これまで身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がい種別ごとに縦割りで提供されてきたサービスに代わり、種別にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう仕組みが一元化され、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことになりました。

平成20年度には、障がい者施策推進のため「越前市障害者計画」と「越前市障害福祉計画（第2期）」を一体的に策定しました。今後はこの計画に従い、総合的な取組みを進めていく必要があります。

障がいのある人への施策は、個人の生活に合わせ、総合的かつ継続的に支援していく体制づくりが求められています。障がいの早期発見、療育体制の整備とともに、子どもの相談・療育・教育の充実も大きな課題といえます。

さらに、地域における自立生活を支援するために、就労の場の確保、公共交通機関の整備、施設、道路、情報の利用におけるバリアフリー化など、安全で快適に生活できる環境づくりに取り組むことが求められています。

### 【基本施策】

#### 1) 安心できる暮らしに向けた生活支援

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、地域住民の理解は不可欠であり、地域と一体となって支援する環境づくりを進めます。

また、障がい者が住みなれた地域で生活ができるように各種障害者手当の支給による経済的支援のほか、重度の障がいのある人への住宅改造・住宅改修等への支援や、日常生活用具の給付など、幅広く在宅福祉サービスの充実に努めます。

複雑多岐にわたる各種福祉サービスに対応するため、専門的職員の配置など相談支援体制の

充実に努めます。

また、障がいのある子どもたちが健やかに育ち自立できるよう、児童デイサービスなどの療育体制の充実や家庭支援のための関係機関の連携強化に努めます。

## 2) 地域生活、社会参加の支援

公共職業安定所など地域における関係機関との連携により、地域での就労機会の確保に取り組み、障がい者の一般就労への移行促進を図ります。

また、一般就労が難しい障がいのある人の社会参加を促進するため、福祉的就労や日中活動の場の充実確保に努めると共に、県や関係事業者等と連携しながら、授産工賃のアップや授産製品の発注促進、販路拡大などの支援を行います。

さらに、手話奉仕員やガイドヘルパー派遣などのコミュニケーション支援や福祉タクシーの助成、福祉バスの利用促進などによる移手段の充実に努め、障がい者の社会参加を促進します。

## 3) 障がい者福祉施設の充実

施設入所者などの2割以上の地域移行が求められているなか、生活の場としてのグループホームやケアホーム、日中活動の場としての通所施設などの拡充に努めます。

その他、障がい者や障がい者の家族が安心して生活できるような福祉施設の充実に努めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
相談支援事業	障がい者の相談支援ネットワーク体制の強化を図り、各種福祉サービスの情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
社会参加促進事業	障がい者施設の授産製品の販路拡大を支援し、障がい者の福祉的就労の場を確保するとともに、スポーツ、レクリエーションへの参加の機会の拡充や生涯学習活動等の充実に努め、障がい者の自立と社会参加を促進します。
障がい者施設整備事業	障がい者通所施設や生活の場となるグループホームなどの整備などにより、地域での自立した生活を支援します。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 障がい者が身近な地域で活動できるための協力体制を充実します。
- ・ 障がいへの理解とさまざまな形態による就労機会の確保に努めます。

## 第4節 健やかで元気に暮らせるまちづくり

### (1) 健康づくりの推進

## 【現況と課題】

本市では、すべての市民が明るく元気に生活できる社会を目指して「越前市健康21計画」のもと、健康21推進協議会や健康づくり推進団体（食生活改善推進委員会、運動普及推進委員会等）、自治振興会などと連携し、地域全体で市民との協働による健康づくり事業を推進しています。

現代社会においては、市民のライフスタイルが多様化するなか、欠食、飽食などによる食生活の偏りや車社会による運動不足などにより生活習慣病が増加しています。症状が現われないまま生活習慣病やその予備軍になる恐れもあることから、健康診査の結果をもとに、健康教育・相談・訪問指導などの保健指導による生活改善はもとより、健康づくり推進団体等の活動を通して生活習慣病予防の運動を推進していく必要があります。

健康診査については、40歳以上の国民健康保険加入者に対し特定健康診査及び特定保健指導を実施していますが、がん検診とともに受診率が低迷しています。

そのようななか、女性特有の乳がん、子宮頸がん検診はともに平成21年度の目標を上回りました。今後も、受診率向上に向け取組みを継続することが重要です。

歯科保健では、幼児期から大人まで、生涯を通して歯科検診や歯科口腔保健に関する啓発活動を展開し、歯科保健の重要性について市民の認識を深めるため「8020運動」を推進していくことが必要です。

妊婦や乳幼児の保健では、生後4カ月までの乳児保健指導率は21年度では90.5%に達していますが、今後は子育てに関する不安を解消するための訪問指導等の充実とともに、親子の孤立を防止する子育て支援の体制づくりが大きな課題となっています。

一方、ストレス社会に身を置きながら、近年の社会情勢の影響も受け、心に不安を抱える人が増加しています。心に不安をかかえている方が気軽に相談できるよう「こころの相談会」や自殺予防対策などの講座開設のほか、さまざまな機関と連携した自殺対策の強化が喫緊の課題となっています。

また、平成21年に流行した新型インフルエンザへの対策では、平成21年5月に策定した「越前市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、対策本部会議を開催するなど迅速に対応を図りましたが、第2波の到来や病原性の強い新型の出現が懸念されています。

## 【基本施策】

### 1) 健康21計画の推進

「からだ、こころ、社会の健康」を3本柱にすえた「越前市健康21計画」に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりを進めるため、健康21推進協議会や健康づくり推進団体（食生活改善推進委員会・運動普及推進委員会等）及び自治振興会などと連携し、健康トライ事業の推進を図るとともに、「地区健康づくり事業」の推進等、地域並びに家庭における健康づくり活動を支援します。

### 2) およこの健康づくり

妊婦や乳幼児の健康診査による母子の健康づくりを積極的に支援するとともに、出産や育児

への不安の軽減を図るため、育児について学ぶ機会を充実します。また、身近な地域での子育て支援や見守り態勢の充実を図ります。

「越前市健康21計画」のスローガンである「早寝・早起き・朝ごはん」は、特に乳幼児期における基本的な生活習慣の育成が重要であることから、啓発活動を積極的に展開します。学校と連携し、学童期からの健康管理能力の育成に向けた取組みや、思春期における命の大切さを学ぶ学習会等への支援を行うほか、親子への食育を推進し、親子のコミュニケーションが持ちやすい環境づくりや身近な相談体制を整備します。

また、心身の発達に気がかりのある子どもを対象に、家庭や地域で健やかに育つために児童デイサービス事業を実施し、日常生活における基本的な動作の取得など、集団生活に適應できるよう専門職員による療育を行います。また、保育園・幼稚園、学校、さらに福祉・医療等関係機関と連携を図り、地域や家庭での子育てを支援します。

### 3) おとなの健康づくり

脳血管疾患および心疾患、糖尿病等の生活習慣病につながる内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を予防するための特定健康診査等の重要性と、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の重要性を市民に周知するとともに、検診項目の充実、受診しやすい体制や環境を整備し受診率の向上に努めます。また、特定保健指導を医療機関と連携のもと推進します。

さらに、メタボリックシンドロームに着目し、個々の生活習慣の改善に主眼をおいた健康教育や健康相談事業の充実により、市民の健康管理能力の向上や生活改善に向けた取組みを支援し、市民の健康長寿の実現を目指します。

また、社会福祉センターのトレーニングルームなど各種健康増進施設の活用を図るとともに、自治振興会並びに健康づくり推進団体等と協力して、健康まつりの開催、食育の推進など、地域での健康づくり活動を展開し、市民への啓発活動に努めます。

歯科保健では、幼児期から大人までの歯科検診を実施するとともに、歯科医師会と連携し、歯科口腔保健に関するイベントの開催や、歯科保健の重要性を高める啓発活動を展開しながら、「8020運動」を推進します。

### 4) こころの健康づくり

うつ病等精神疾患の予防やストレスを溜めない社会環境づくりを図るため、身近な場所で気軽に相談できる心の相談会や電話相談、訪問事業等の充実を図るほか、健診会場でのうつ病の早期発見のためのスクリーニングを実施します。

また、近年増加傾向にある青・壮年層のひきこもり状態にある人に対して、家族や地域との連携のもと「こころの相談会」等へのつながりを図るとともに、県精神保健福祉センター等の専門機関との連携を強化し相談事業を進めます。

さらに、自殺予防対策として、精神科医・臨床心理士等専門家や窓口機関等との連携を強化します。また、「地域自殺予防サポーター養成講座」等を開講し、地域、家族の精神保健への正しい知識の普及啓発を図るとともに、早期対応や見守り支援、適切な相談機関へつなげる架け橋となる人材の育成に努めます。

## 5) 感染症の予防

平成21年の春に流行が始まった新型インフルエンザは、WHOが平成22年8月10日に終息を宣言したものの、第2波の到来や病原性の強い新型が出現する可能性も指摘されています。今後も、新型インフルエンザ等感染症の予防については、市民への情報提供を含め、迅速かつ効果的な対応に努めます。

また、予防接種は、感染症対策上最も積極的かつ有効な手段のひとつであるため、各種予防接種の受診率の向上に向けた取組みを強化し、幼稚園、保育園、小中学校及び校医と連携し、未接種者に対して効果的な時期に積極的勧奨を行います。ワクチンで予防できる疾病についてはワクチン接種ができるよう、国や県と連携し取組みを進めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
健康21推進事業	「越前市健康21計画」に基づき、健康トライ事業や各地区で実施される健康づくり運動を推進します。
母子保健及び健康診査事業	妊婦の健康診査や乳幼児健康診査を行い、個々に応じた支援や家庭訪問を行います。育児相談や2ヵ月児セミナー等を行い、育児不安の解消を図るほか、地域での育児支援や見守り態勢を充実します。また、子宮頸がんワクチンの一部を助成します。
不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、その治療にかかる費用の一部を助成します。
健康診査・がん検診事業	がん、心疾患、生活習慣病などの早期発見・治療のためにがん検診や健康診査等の受診率向上を図ります。
生活習慣病予防事業	健康診査等の結果に基づき、健康相談・教育・訪問指導を実施し、生活習慣病の予防に努めます。
歯科保健事業	幼児からの虫歯予防のため歯科健康診査を実施し、虫歯の罹患率を減らします。歯科口腔保健に関するイベント等を開催するなど、8020運動を推進します。
こころの健康推進事業	こころの悩みを気軽に相談できる身近な相談場所の確保と、地域・職場での気づきができる人や見守り支援者を育成し、相談機関へつなげる体制の充実を図るとともに、市民への啓発事業を推進し、自殺防止対策に取り組みます。
感染症予防事業	各種予防接種の受診率の向上に努め、幼稚園、保育園、小中学校等との連携強化に努めます。また、広く市民に、感染症に係る情報提供に努めます。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- 健康21推進協議会や健康づくり推進団体、自治振興会などと連携しながら、地域での健康づくり事業を支援します。
- 健康トライ事業や市民講座開講など、市民主体の健康づくり事業に取り組みます。

## (2) 身近な医療の確保

### 【現況と課題】

急速に進む高齢化、疾病構造の変化、救急医療の利用増など社会環境の変化により、医療に

対するニーズは、高度化、多様化しており、市民がいつでも安心して必要な医療が受けられるよう、医療体制の確立が望まれています。

本市内の医療機関は、平成 22 年 4 月 1 日現在、病院 9 箇所、一般診療所 54 箇所、歯科診療所 30 箇所がありますが、交通の不便な地域などもあり、将来にわたる在宅医療の推進、地域医療の一層の充実が課題となっています。

休日の急病患者への対応では、休日在宅当番医（1次救急医療体制）を市内の2医療機関で確保しており、重症救急患者への対応では、福井大学医学部附属病院、福井県立病院、公立丹南病院など嶺北7医療機関で運営される病院群輪番制で確保しています。

また、休日の小児救急患者への対応では、夜間電話相談（子ども救急医療電話相談）が毎日実施されているほか、福井大学医学部附属病院、福井県立病院など嶺北5医療機関で運営される小児救急夜間輪番制で医療体制を確保していますが、産科、小児科の医師不足への対応と地域周産期医療体制を整備することが課題となっています。

## 【基本施策】

### 1) 地域医療体制の確保

保健・医療・福祉の連携を図り、市民の健康を守る地域保健医療体制の確立に努めます。

また、関係機関との連携を図りながら、身近な医療を行う「かかりつけ医」の必要性について市民への普及啓発に努めます。

休日や夜間における救急医療体制では、市内在宅当番医制や重症救急医療に対処する嶺北7医療機関で運営される病院群輪番制の充実を図ります。小児救急医療においては、夜間電話相談（子ども救急医療電話相談）嶺北5医療機関で運営される小児救急夜間輪番制のほか、平成23年度から、平日の夜間、休日の小児軽症患者を開業医が診察する「福井県小児初期救急センター（仮称）」が開設されるなど、関係機関と連携し、さらなる医療体制の充実に努めます。

産科・小児科の医師確保対策や地域周産期医療体制の整備については、関係機関と共に研究してまいります。

また、看護師養成機関の運営を支援し、看護の人材確保と人材育成の支援を行い、質の高い人材を育成します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
地域医療推進事業	市民が安心して医療サービスが受けられるよう、休日や夜間も含めた地域医療体制の充実に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 武生医師会、福井県歯科医師会武生支部及び公立丹南病院などと市民の健康を守る医療体制の充実に努めます。

## (3) 国民健康保険と高齢者医療

### 【現況と課題】

国民健康保険は、加入者の疾病や負傷に対し安定した医療給付を行うため、事業の健全な運営を確保しつつ、市民の生活の安定に寄与するものです。本市では、平成22年4月1日現在、加入世帯10,772世帯、被保険者数19,572人で、全世帯の38%、人口の23%が国民健康保険に加入しています。

60歳以上の高齢者の占める割合が高いことと高度医療の充実により、医療給付が増加している一方、被保険者の国民健康保険税の納付に対する意識の希薄化や経済的理由などにより、収納率が低下するなど厳しい財政運営が続いているなか、平成20年度から低所得者対策として設けられた税の軽減措置7割・5割・2割を導入するとともに、税率改定を行わず健全財政の運営に努めています。

国民健康保険の適正な運営にあたっては、レセプト電子化の導入による審査業務の強化に取り組んでいますが、なお一層の医療費適正化の推進や国民健康保険税の収納率の向上が重要となっています。

また、医療制度の改革により平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度は、家族関係や医療保険の連続性等を考慮することなく年齢で区分するという点や、「後期高齢者」という名称の問題もあり、国は平成25年4月を目途に新たな制度を施行しようとしています。

併せて、国民健康保険の広域化についても検討がなされていますが、国保財政基盤の安定化を図るためには、国・県が主体となり広域化を進めることが必要不可欠であり、今後とも国の動向を注視し、必要な措置を講ずるとともに、制度変さらについては市民に周知を図る必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 制度の安定化

国民健康保険制度の普及啓発に努めるとともに、国民健康保険税の収納率の向上を図り、保険財政の安定化に努めます。また、新しい高齢者医療制度の議論においては、市町村国保の広域化も検討されておりますが、今後についても国民皆保険制度の趣旨に基づき事業安定に努めます。

#### 2) 高齢者の医療

新しい高齢者医療制度に移行するまでの間、市民に対して制度の周知を図るとともに、健康診査・人間ドックなどの保健事業の充実や適正な医療給付に努めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
国民健康保険事業	被保険者（自営業者等）の疾病、負傷等に対する適正な医療給付及び人間ドック、特定健診等の保健事業の充実により安定的な運営に取り組みます。

高 齢 者  
医 療 事 業

福井県後期高齢者医療広域連合で実施されている、主に 75 歳以上の高齢者の疾病、負傷等に対する適正な医療給付と安定的な運営を目指します。  
また、新しい高齢者医療制度への円滑な移行に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 国民健康保険運営協議会や各医療機関との協働、連携に努めます。

## 第 5 節 助け合い、支え合う地域社会の形成

### ( 1 ) 地域ぐるみ福祉の推進

#### 【現況と課題】

少子高齢社会や核家族化が進むなか、市民の福祉に対する需要は増え、多種多様化しています。福祉の方向が施設から在宅へと移行するなか、高齢者や障がいのある人が、安心して暮らせる地域をつくるには、地域での助け合いや支え合い、在宅福祉制度の充実がますます重要となっています。

平成 21 年 3 月に策定した「越前市地域福祉計画」の推進にあたっては、市民や各種団体、自治振興会、医療機関、行政などが主体的にネットワークを組み、社会福祉事業者や企業などのノウハウも活用しながら、総合的に取り組むことが必要です。

こころふれあう福祉のまちづくりを目指し、市民一人ひとりの活動から広域の活動まで、地域の力を結集して、助け合い、支え合う地域社会の形成を進める必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1) 地域福祉のネットワーク

地域福祉活動の中心的な役割を果たす市社会福祉協議会や民生委員児童委員、福祉推進員、自治振興会、市民活動団体、地域住民などによる地域福祉の助け合い、支え合うネットワークづくりを図り、一人暮らしの高齢者及び障がい者など要援護者に対する見守り・支援活動を推進します。

地域におけるボランティア活動が活発に行われるよう、情報提供や参加しやすい環境づくりなどに努めます。

##### 2) 人にやさしいまちづくり

福祉健康センター、しきぶ温泉湯楽里、コミュニティセンター柳荘、社会福祉センターなどの活用促進を図るとともに、公共施設などのバリアフリー化を進めます。

また、新たな公共施設の整備にあたっては、障がいや年齢などの違いを超えてすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。高齢者や障がい者などいわゆる交通弱

者の外出支援を図るため、市民バスと、路線バスを活用した福祉バスの一体的運行を継続します。

福祉の心を育て、家庭や地域で支え合う社会を築くため、福祉・健康教育を推進します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
地域福祉活動ネットワーク事業	地域福祉の充実のため、市社会福祉協議会、自治振興会、民生委員児童委員、福祉関係団体などによる連携の強化を図ります。
健康福祉施設管理事業	市民の健康増進と福祉向上のため、各種健康福祉施設の適正な管理と活用促進を図ります。
バリアフリー化整備事業	高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、バリアフリー化を推進します。
一人暮らし、高齢世帯等の見守り支援事業	地域包括支援センター並びにサブセンターにおける24時間相談窓口態勢の充実を図るとともに、民生委員児童委員、福祉推進員および生活介護支援サポーターとの連携により地域での見守り支援態勢を強化します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- 自治振興会や町内会、民生委員児童委員、福祉推進員などを中心に、地域住民との連携を強化し、みんなで助け合い、支え合う社会を目指します。

## (2) 生活困窮者へのセーフティネット

### 【現況と課題】

本市の平成22年7月の生活保護率は2.40パーミル(千分率)で、全国14.7パーミル(H22.3)、福井県3.82パーミル(H22.4)と比較し低い数値になっていますが、生活困窮者の相談件数は増加傾向にあります。

保護世帯の構成比をみると、高齢者世帯48.9%、母子世帯1.1%、傷病・障がい者世帯24.1%、その他世帯25.8%で、福井県の構成比(高齢者世帯46.2%、母子世帯3.2%、傷病・障がい者世帯35.0%、その他世帯15.6%)と比較すると、その他の世帯の率が高いのが特徴です。これは、近年の経済情勢の悪化に伴い、就労稼働年齢層(65歳未満)の保護申請が急増していることが要因のひとつであると思われます。このことから、今後、生活保護との境界層にいる人の自立支援を、より推し進める必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 要保護者の自立支援

個々の世帯の実情に即した適正な保護を行うとともに、被(要)保護者の自立助長が図れるよう、相談・指導体制の充実を図ります。

民生委員児童委員、福祉推進員などによる地域福祉ネットワークの強化を図り、要保護者及び世帯の早期発見に努めます。

高齢者や障がい者などの世帯に対しては、生活保護制度のみならず、他の制度の周知を図るなど、相談業務の充実、強化に努めます。

## 2) 生活困窮者への生活・就労支援

就労稼働年齢層については、自立支援プログラム「生活保護受給者等就労支援事業」を活用し、公共職業安定所と連携して就労指導を積極的に行い、自立に向けて適切な指導を行います。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
生活保護事業	要保護者に対し生活扶助、医療扶助など適正な保護を行うとともに、その自立助長を図ります。また、要援護者本人の状況に応じ、自立に向けた就労機会の確保を支援します。

### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
・ 民生委員児童委員や福祉推進員と連携して、要保護者および世帯の早期発見、的確な状況把握、適切な支援に努めます。

## 第6節 人間力を高める教育の充実

### (1) 就学前教育の充実

#### 【現況と課題】

幼児期は、生活と遊びを通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育み、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、生活習慣をはじめとする社会性と自主性を育む適切な教育を行うことが極めて重要です。しかしながら、核家族化や近年の少子化の進行などにより、過保護や過干渉、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、家庭における教育の問題が新たな課題となってきています。

また、少子化と併せて共働き家庭が多いことや保護者の働き方が多様化していることなどにより、幼稚園の就園率は年々低下し園児の集団は小規模化しています。そのため、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会を保障するため、合同活動が可能な環境や施設の整備が必要となっています。

本市の未来を築き、発展を担う幼児の教育環境は、安全・安心で快適なものでなければなりません。また、“こどもの笑顔が輝くまち”をめざして、保護者が安心して子育てができる環境をともに考え、子育てのパートナーとして支援していくことが重要となっています。

国においては、急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化のなか、保護者や地

域の多様なニーズに応えるため、「認定こども園」制度がスタートしました。さらに、子ども・子育てを社会全体で支援するとの方針のもと、「子ども・子育て新システム」の制度について検討が行われています。本市においても、国の動向を注視しながら「就学前教育検討委員会」の提言を踏まえ、幼稚園と保育園との役割分担を踏まえながら地域の実情を考慮し、幼稚園と保育園の合同活動、一元化への対応などが求められているところです。

また、幼稚園・保育園施設の整備については、施設の老朽化が進むなか、耐震補強の必要性や就学前教育の将来を見据えて、施設的环境整備を計画的に推進していく必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 教育内容の充実

社会性、道徳性の重視や自然とのふれあい、地域の人材の活用、地域の諸行事への積極的な参加など教育内容を充実するとともに、教育課題に応じた保育の研究会や幼稚園教諭と保育士との合同研修会を推進します。

### 2) 幼児教育・保育の環境の充実

幼児期における教育は、幼児の特性を踏まえ環境を通して行うことを基本として、子どもの健やかな育ちを保障するため公立・私立、幼稚園・保育園が連携し、一体的な幼児教育・保育を推進します。さらに、一定の集団規模の確保が困難になった場合は、既存の施設の活用による統合を検討するとともに、状況によっては、近隣の幼稚園・保育園との統合による幼保一元化等を推進します。

私立幼稚園における幼児教育の振興と園運営の支援に努めます。

### 3) 幼稚園と保育園、小学校、家庭、地域との連携

子育て支援のための教育相談体制の充実に努め、多様な保護者のニーズに対応するため、幼稚園の運営研究や幼稚園と保育園、小学校、家庭、地域との連携や交流を積極的に行います。

### 4) 幼稚園と保育園施設の整備

「越前市市有建築物耐震化計画」に基づき、園児が安全で快適な環境で教育を受けられるように、具体的な地区別対応策を検討し、耐震化や幼保一元化等を計画的に推進します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
幼児教育・保育の環境整備事業	幼稚園と保育園の連携を密にし、保護者のニーズや地域の実情を考慮した合同活動や一元化等の検討を進め、実現を図ります。
幼稚園・保育園施設整備事業	「越前市市有建築物耐震化計画」に基づき、幼稚園、保育園施設の耐震化を計画的に推進します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 公立・私立の幼稚園・保育園、小学校との多面的な連携を推進します。
- ・ 地域全体での子どもや子育て家庭への見守りと協力体制づくりに取り組みます。
- ・ 家庭におけるしつけなど、基本的な生活習慣を身につけることができるような取組みを推進します。

## (2) 義務教育の充実

### 【現況と課題】

少子化、情報化、国際化などの進行による社会の変動のなかで、子どもたちを個性豊かで知・徳・体の調和がとれた、社会に貢献できる人材に育てることが求められています。

子どもたちを育てる家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなか、義務教育段階の教育の使命は、すべての児童生徒に、豊かな人間性と健全な社会性の基本をはじめ、今後の社会で必須の基礎的な能力を等しく身につける機会を与えることです。しかし、現在の社会状況のもとでは、家庭の経済力格差が教育格差を生まない体制づくりが必要となっています。

いじめの問題は、すべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき課題です。さらに、学校と家庭・地域が連携して対応することが求められています。

不登校児童生徒への支援については、必要とされる適応指導教室の設置や各学校に講師・補助員の配置を行っていますが、今後も充実することが求められています。

また、子どもたちが心豊かに成長するためには、将来に夢や目標を持って生きることが重要です。平成21年度から、日本サッカー協会(JFA)のこころのプロジェクト「夢の教室」など、夢ある子ども育成事業を進めており、今後も、子どもたちが夢や目標を持つことができるような取組みの充実が求められています。

本市の大きな特徴として、外国人児童生徒が多いことがあります。これまで、ことば指導員等を配置しており、平成21年10月には、ほとんど日本語を話せない児童生徒のため、日常的な学校生活を送るために必要な日本語指導等を行う初期指導教室(プレクラス)の開設準備を整えました。外国人児童生徒の教育支援についても、必要な指導員の配置など適切な対応が求められています。

平成18年に改正された教育基本法では、日本の伝統文化の尊重、地域社会や家庭における教育力の回復、家庭・学校・地域の連携、自然や環境との関わりを重視しています。また、**基礎・基本を徹底し、自ら学び、自ら考える力等の「確かな学力」を育成するためには、児童生徒の理解に努め、個に応じた指導の充実のための指導方法や指導体制の工夫改善が必要です。**新しい学習指導要領では、「生きる力」の育成のために、理数教育や道徳教育の充実、小学校における外国語活動の導入などが改善事項として示されました。

情報教育については、先進的なICT環境が整っており、今後は、ICT環境を活用した指導力の向上が求められています。この他、多様化した教育内容への対応や特色ある学校づくりの推進のため、教育課程の工夫や教職員の研修の充実を図る必要があります。

学校と地域との連携を図るため、地域の意見を学校運営に生かした、より一層開かれた学校づくりが求められています。

また、地域の貴重な財産である屋外運動場、体育館などの学校施設を地域に開放していますが、今後は図書室、特別教室、多目的ホールなど、学校施設のさらなる地域への開放も課題となっています。

学校施設の整備については、現在、「越前市学校施設耐震化推進計画」に基づき、児童生徒の安全安心と地域の防災等の拠点施設として、順次耐震化を進めています。

## 【基本施策】

### 1)「生きる力」の育成

学力向上のための教育活動と学習支援の充実

基礎的・基本的な知識技能はもちろん、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を含めた幅広い学力である「確かな学力」の育成を図るため、授業改善に努めるとともに、少人数学級、少人数指導、ティーム・ティーチングを各教科などの特色を踏まえ適切に活用し、個に応じたきめ細かな指導に努めます。

また、図書の整備や読書に親しむ環境づくりを行い、文章を読み解き、考える力の育成を図ります。

「総合的な学習の時間」においては、伝統産業や文化など地域の教材や人材を活用し、環境教育、ふるさと教育、福祉・健康教育など、特色ある活動の推進を図ります。

小学校外国語活動においては、本格的な実施に向け、小学校に市専属ALTを派遣し、コミュニケーション能力の育成を図ります。

心の教育の推進

心の教育については、いじめ、不登校、非行などの諸問題の解決のための生徒指導体制を充実するとともに、生命尊重、社会の一員としての自覚、人権意識を高める道徳教育の充実、福祉活動や地域活動などの体験的な活動を通して心の教育の充実を図ります。

健康教育・安全教育の推進

健康教育については、健やかな心身の育成のために運動に親しむとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。学校給食では、安全かつ安心で栄養バランスのとれた給食を提供し、児童生徒の体位の向上や健康の保持増進を図るとともに、食育の観点から学校給食を「生きた教材」として位置付け、地域の食文化や地元の農産物への理解を深めるなどの指導を進めます。

安全教育については、避難訓練や毎日の生活指導等を通して児童生徒の危険予測・回避能力を身につけるための指導の充実を図ります。

上記 ～ を推進するために、各学校では地域や児童生徒の実態に即した特色ある教育課程を編成し、その実現に努めます。

さらには、「生きる力」の育成に向け、教員の資質・能力の向上のための研修や支援等を推進します。

## 2) 夢を育む教育の推進

子ども達が変化の激しいこれからの社会をたくましく生きるために、将来に夢や目標を持って、心豊かに成長するための教育を進めます。

## 3) 先進的なICT環境を生かした教育の推進

ICT環境を活用したわかる授業作りを通して学力の向上を図るとともに、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成する学習を推進します。

## 4) 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒については、養護学校や関係機関との連携、通級指導による支援を充実するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内の支援態勢の確立に努めます。

また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童生徒に対しても、適切な支援に努めます

## 5) 国際理解教育と帰国・外国人児童生徒支援の推進

児童生徒に対し、これからの国際社会を生きる資質を育成するとともに、帰国・外国人児童生徒への日本語指導、教育相談など適応指導・支援を充実します。

## 6) 地域や関係機関と連携した教育の推進

福井型コミュニティ・スクールにおける地域・学校協議会の活用や地域人材の活用等を行い、開かれた学校づくりを目指します。

また、関係機関との連携を深めながら教育を進め、それぞれの専門性を生かした教育を推進します。

児童生徒の安全確保についても、登下校時の見守り活動、子ども110番の家、安全安心マップの作成等、地域と一体となった取組みを進めます。

## 7) 学校施設の整備

小学校、中学校の校舎、屋内運動場の改築、耐震補強工事については、平成20年度に改定した「越前市学校施設耐震化推進計画」に基づき、児童生徒の安全安心で快適な環境整備と、地域のコミュニティー・防災等にかかる拠点施設として、計画的に耐震化を進めるとともに、地球温暖化対策と環境教育の視点から、環境に配慮した工事手法の導入や施設整備に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
学校施設改築耐震補強等事業	「越前市学校施設耐震化推進計画」(計画期間 平成20~27年度)に基づき、校舎・屋内運動場の改築及び耐震補強を計画的に行います。
学校屋外附帯施設・環境整備事業	老朽化した学校プールや、排水の悪い学校グラウンド等の屋外附帯施設など、適切な維持補修を行います。また、越前市環境基本計画に基づき、環境に配慮した施設整備に努めます。

特色ある学校づくり推進事業	地域教材や人材、ICT機器を活用し、環境教育、ふるさと教育、福祉・健康教育、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携など、特色ある学習活動や学校づくりを推進します。
福井型コミュニティ・スクール事業	保護者、地域、学校の代表者が学校運営に主体的に参画し、地域の特性を活かした教育を進め、地域に開かれた学校づくりを目指します。
英語活動事業	小学校専属ALTを活用し、英語活動（英語を親しむ活動）を推進します。英語に親しむ環境を整え、小中学校の英語学習がスムーズに進むように努めます。
気にかかる児童生徒の支援事業	多動傾向や障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育補助員を配置し、適切な支援に努めます。
外国人児童生徒支援事業	外国人児童生徒への日本語指導、教育相談のため、ことば指導員等の配置や初期指導教室（プレクラス）の設置により、適応指導・支援に努めます。
学校適応支援事業	不登校、いじめ、問題行動などに対する早期対応および予防、精神面のケアなど児童生徒の指導・支援を充実します。
食育推進事業	学校給食を生きた教材として活用し、食育（食の指導）を推進します。
夢ある子ども育成事業	日本サッカー協会の「こころのプロジェクト・夢の教室」を活用し、夢を持つことの素晴らしさを学習する機会を設けます。また、小中学生の文化・体育活動に支援を行う「夢・レベルアップチャレンジ」や「ロボットコンテスト」、「ものづくり出前講座」、「スポーツレッスン」を実施します。
児童書等の回収・再利用推進事業	家庭から読まなくなった児童書や文学書等を回収し、整理後、学校図書館で活用することにより、児童生徒の読書環境の充実を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 福井型コミュニティ・スクールにおける「地域・学校協議会」を活用し、地域と学校が一体となった教育を推進します。
- ・ 地域の人材（ゲストティーチャー、ボランティアほか）と連携して、特色ある学校づくりを進めます。
- ・ 地場産品の食材供給などにより、食育の充実に取り組みます。
- ・ 緊急時の連絡網の充実、子ども110番の家や見守り隊の活動の充実など、子どもの安全を確保する取組みを進めます。

## （３）高等教育などの充実

### 【現況と課題】

少子化と人口減少による社会構造の変化は、わが国の経済構造に大きな影響を与えるとともに、地域社会の活力を減退させるものです。

地方自治体にとって地域社会の活性化は重要な課題であり、大学などの高等教育機関には、教育・研究を通じて人材の育成のみならず、地域産業の振興や生涯学習機会の提供など、地域知的拠点としての役割が求められています。

本市では、仁愛大学、福井工業高等専門学校などの高等教育機関と連携協定等を締結し、産業、教育、福祉、まちづくりなど幅広い分野において連携体制を築いてきました。

また、平成 20 年度からは駅前サテライトを設置し、仁愛大学を中心に公開講座等を開催することにより、生涯学習機会の提供と中心市街地の活性化を図っています。

高等教育機関は、地域の知的財産であり、地域社会との連携が重要な課題であることから、高等教育機関と地域の連携拠点として、駅前サテライトの機能充実が求められています。

## 【基本施策】

### 1) 教育研究機能の充実

地域における高度な知識の集積と発展を目指し、地域社会の抱える課題解決に向け研究及び政策提言機能を発揮し、地域に貢献できる学生、研究者などの人材育成が図られるよう、高等教育機関に対して、教育・研究機能の充実を要請します。

また、地域連携の一層の強化と学生の社会力（人間力）育成のため、学外におけるフィールドワークをカリキュラム化するよう、仁愛大学に働きかけます。

### 2) 産学連携強化の推進

産業の活性化を図るため、仁愛大学や福井工業高等専門学校等と企業との交流連携を促進します。

### 3) 地域との連携の促進

市民の増大する生涯学習ニーズに対応するため、市民の受講機会の創出や、人材・施設の活用による生涯学習機会の充実、リカレント教育への対応など、高等教育機関と地域との連携を促進します。

特に、駅前サテライトをさらに活用し、連続公開講座等を仁愛大学を中心に開催することにより、生涯学習機会の提供と中心市街地の活性化を図ります。

また、教育・文化・福祉・産業などの分野において、幅広く地域と大学が連携し、活力あるまちづくりに向けて、具体的な活動に取り組みます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
大学等連携事業	高等教育機関を市民の生涯学習機会の提供の場として活用します。また、地域に活力をもたらす貴重な資源である仁愛大学・福井工業高等専門学校や学生との連携を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"><li>仁愛大学・福井工業高等専門学校等との連携を促進し、生涯学習の場づくりや人材の育成に努めます。</li><li>学生のイベントなどへの参加、地域との連携の強化を図ります。</li></ul>

## (4) 青少年の健全育成

### 【現況と課題】

本市では、地域特性として、自然環境や人間性が豊かで、子ども会活動や地域に残された風習などの伝統行事が定着し、地域と子どもがふれあう合宿通学も行われ、青少年を取り巻くよい環境が多く維持・継承されています。

一方、家庭では、親子のコミュニケーションや親密なかかわりが不足している状況にあります。加えて、バーチャル世代・デジタル世代と称される若者世代にあっては、生きている実感の乏しさやコミュニケーション力の低下などが指摘されています。

また、学校は、社会的自立に向けた基礎教育を学ぶ場でありながら、いじめ、不登校などの多くの問題に直面しているなか、将来への夢や目標を抱き、主体的に生きていく力の育成が期待されています。地域社会でも、地域の人とのかかわりをはじめとした人間関係の疎遠・希薄化が進んでいるのが現状です。

このような状況に加えて、大人社会の倫理・道徳の欠如を反映した青少年の規範意識の低下、ニートやひきこもりなどの現象が広がり、青少年の社会的自立が大きく危惧されるなか、家庭、学校、地域社会が青少年の健全育成に対して、それぞれに果たす積極的な役割が求められています。

### 【基本施策】

#### 1) 家庭、学校、地域との連携による青少年の健全育成

##### 家庭での取り組み

家庭は、心豊かな青少年を育むために、日常生活を通して基本的な生活習慣や道徳を学ぶことのできる最も大切な場所です。そのため、家族のふれあいを通じた信頼関係の確立など、家庭教育の充実を推進します。

##### 学校での取り組み

学校は、青少年の社会的自立を推進するため、より一層地域に開かれた運営に努め、地域が学校を支えるという関係が大切となります。また、地域との連携を図るなか、余裕教室等の地域開放、社会貢献活動への参加、地域の人材を教育の中で生かすなどの取り組みを行います。そして、子どもたちそれぞれの個性を尊重し、将来への夢や目標を持って、心身ともに健やかに成長するための支援態勢の充実を図ります。

##### 地域での取り組み

青少年が自立した成人となるには、地域の人たちが積極的にかかわることが重要であり、青少年の地域づくりに対する理解や社会貢献を評価することにより、青少年の成長があり、このようなプロセスが継続して実践されるよう努めます。また、青少年が日常生活のなかで、心豊かに地域とのかかわりを保つために、地域の伝統文化の伝承、自由な外遊び、こころもからだも安らげる場所の提供や地域の安全確保など、地域の環境づくりを推進しま

す。

## 2) 青少年の愛護

青少年の問題行動を早期に発見して、適切な指導を行うとともに、相談機能の拡充を図り、丹南青少年愛護センターの充実に取り組みます。

また、有害情報や薬物等から青少年を守るため、愛護補導や社会環境の浄化活動を推進し、青少年にとって良好な環境づくりに努めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
青少年育成事業	県の子ども安心県民作戦事業を受け、青少年健全育成越前市市民会議に事業を委託し、子どもの見守り活動や地域の青少年健全育成活動を推進します。また、社会参加活動の推進強化を図るため、子ども会事業（球技大会、かるた大会など）を支援します。
丹南青少年愛護センター事業	福井県丹南青少年愛護センター南越支所として、各分室への指示及び各補導委員会活動を通じた青少年の健全育成・少年の非行防止活動に取り組みます。
家庭教育支援事業	家庭教育推進委員、スクールソーシャルワーカー、丹南青少年愛護センター等、関連機関との連携を図り、不登校、ニートやひきこもりの子どもを持つ保護者や本人を対象に相談事業等に努め、家庭教育の充実及び心豊かな家庭づくりを支援します。
青少年問題協議会開催事業	未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、学校・家庭・地域、関係機関が集まり、青少年の指導、育成、保護等について、調査審議・意見交換を行い、事業の企画・実施に取り組みます。

### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"><li>・ P T Aなど地域や学校関係機関が連携して、青少年の健全育成への意識啓発を推進します。</li><li>・ 青少年活動に関係する団体・学校などと相互協力し、青少年の社会活動への取組みを推進します。</li><li>・ 家庭・学校・地域が連携し、青少年が日常生活のなかで、こころもからだも安らげる場所の提供や地域の安全確保など、環境づくりに努めます。</li></ul>

## 第7節 主体的に学びを活かす生涯学習社会の実現

### (1) 生涯学習の充実

#### 【現況と課題】

本市の生涯学習センターや地区公民館は、各地域の状況や市民の学習ニーズに対応した各種学級や講座を開催しています。また、生涯学習自主グループの活発な活動が行われています。これらの講座等には多くの市民が参加し、熱心な学習が行われています

生涯学習は、家庭教育、社会教育など、生涯を通じた幅広い機会に行われるものです。教育水準の向上、余暇時間の増大、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会の成熟化に伴う市民の自己実現や生きがいづくりの要求が高まるなか、生涯学習の場を一層充実させることが大

きな課題となっています。このために、多様なニーズに応えるプログラムの充実や市民が安全で利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

また、地域の社会教育団体には、リーダー不足や、地域貢献への意識が希薄になり、組織活動が弱くなっているという課題があります。さらに、伝統行事の継承や地域における付き合い不足が懸念されており、民主的な組織運営や、地域の生活課題に対して住民自らが解決していく地域自治力の向上、あるいは後継者の育成をどうするか等の課題もあります。今後は、「団塊の世代」とよばれる人たちの技能・知識・経験を生かし、地域でのさまざまな活躍が期待されているほか、青年や女性のなお一層の参画が求められています。

さらに、生涯学習は、単に楽しくかつ多様に学ぶことのみならず、学んだ成果を地域社会のなかで生かすことも重要な視点です。本市では、公民館に自治振興会の活動拠点があり、公民館と自治振興会は、共通した役割・機能等を有し活動しており、生涯学習の成果を活かして、「自立と協働」を理念に、地域自治の推進をはじめ地域社会の活性化を図ることが求められています。

本市の図書館サービスは、中央図書館・今立図書館の2館体制で行われており、福井県公共図書館ネットワークシステムを利用した資料提供やインターネットを活用した予約リクエストサービスにより、2館とも利用者数は着実に増加を続けています。

さらに、仁愛大学との協定による附属図書館の市民開放、鯖江市図書館との広域貸出サービスも行われ、より多くの市民が利用しやすい図書館サービスを実施しています。

一方、仕事や暮らしに役立つ蔵書のさらなる充実、地域性を持った特色ある資料の収集、利用者の多種多様な問い合わせに対する迅速な資料の提供など、図書館が市民生活に欠かせない生涯学習施設となることがより求められています。

また、利用者に喜ばれる図書館運営の一環として、「図書館友の会」と協働で、図書館の利用につながるイベントの開催や古本のリユース推進活動に取り組むとともに、図書館をより身近な文化施設として発展させるため、名作映画・音楽の鑑賞会や講演会なども開催しています。

一方、学校と連携して子どもの読書をより推進するために、図書館職員が直接学校へ出向き、本の紹介や団体貸出を行っており、今後もより一層、学校の読書環境を充実していく必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 社会ニーズ及び地域の課題に対応した生涯学習

誰でも足を運びやすく、参加しやすい、人と人を結ぶ生涯学習センターや地区公民館を目指すため、新しい時代を切り拓く人づくりや地域コミュニティづくりを推進します。

また、今日的な生活課題や地域課題の解決に向け、地域自治振興事業と連携し、一体化した学習活動を推進することにより、その学習の成果をまちづくりや社会参加活動につなげます。

生涯学習センターは各種養成講座など市全体の講座教室を、地区公民館はその地域の課題解決や地域に根ざした学級講座を開催し、市民が主体的・積極的に取り組むボトムアップ型の学習機会の設定と提供に努めるとともに、市民が安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

## 2) 活力ある地域づくりの推進

分権型社会の進展とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい地域自治のあり方が求められています。

このため本市の公民館は、「地区の総合的なまちづくりの拠点施設」として、**学習の成果を生かし、地域自治組織や市民活動組織との連携を密にしながら活力ある地域づくりの推進に努めます。**

## 3) 図書館の資料・情報の収集と提供サービス

図書館は、所蔵資料の一層の充実とICタグによる蔵書管理、特殊資料のデジタル化に努めるとともに、県内図書館のネットワークシステムやインターネットを活用した予約リクエストによる資料提供を進め、仕事や暮らしに役立つ、新しい時代に即応した図書館サービスに努めます。

また、中央図書館と今立図書館のそれぞれが、伝統ある地域の特性を活かし、歴史と文化の継承に努めるため、ものづくりコーナーや紫式部コーナーの充実など、特色ある図書館運営をめざします。

## 4) 利用者に喜ばれる図書館の運営

学校等への出前ブックトーク・団体貸出を充実させ、子どもが読書への関心を高めるよう働きかけを進めるとともに、学校及び地域と連携して学校図書室の図書の充実を図り、子どもの読書環境の整備に努めます。

図書館友の会等の自主活動を活発化させ、図書館を支援するボランティアの養成を推進します。

利用に関しては、市民の要望等を広く取り入れ、市民が使いやすい図書館運営を図るとともに、今後は、図書館職員とボランティアが協力して、いつでもどこでもだれでもが図書館サービスを楽しむよう努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
社会教育団体育成事業	子ども会育成連絡協議会やPTA連合会などの社会教育団体活動の支援や指導者育成に努め、団体相互間の連携強化を図るとともに、自主運営ができる体制づくりを促進します。
生涯学習講座開催事業	生涯学習センターは各種養成講座など市全体の講座教室を、地区公民館はその地域の課題解決や地域に根ざした学級講座を開催し、市民が主体的・積極的に取り組む学習機会の設定と提供に努めます。
地域との連携事業	地域自治組織や市民活動組織と連携し、地域自治の推進をはじめ地域社会の活性化を図るとともに、各種団体の育成・強化に努めます。
成人式開催事業	実行委員が主体的に企画・運営する成人式を支援します。また、式典は本会場で行い、新成人のつどいは各地区での開催を目指します。
図書館資料提供サービス事業	図書館資料を充実させるとともに、各図書館や類縁機関とのネットワーク化を図り、利用者の調査研究などへの支援を行います。また、多様な人々への資料提供サービスの向上を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ リーダーバンク登録事業や市民主体の講座開催など市民の自発的な生涯学習活動を推進し、多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、地域・教育機関・行政の連携を強化します。
- ・ 地区公民館を地区の総合的なまちづくりの拠点として位置付け、生涯学習の成果を活かし、地域自治の推進をはじめ地域社会の活性化を図ります。
- ・ 社会教育団体や市民活動グループ等に対する指導育成を進め、各種団体の強化を図るとともに自立を促します。
- ・ 新成人自らが実行委員会を組織する成人式の開催を進めます。
- ・ ボランティアと連携し、保育園・幼稚園・学校などへの読書推進活動や遠隔地サービス、及び、各地域と協働で学校図書室の充実に取り組みます。
- ・ 図書館友の会等と協働で、市民が利用しやすい図書館運営を行い、自らの学習目的に適合し、自主的な資料収集ができる場を積極的に提供します。

## ( 2 ) 家庭および地域における教育力の向上

### 【現況と課題】

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的な社会のルール、自立心や自制心などを身につけるうえで重要な役割を果たすことから、本市においても、家庭教育の充実や放課後子どもプランに基づく、放課後の子ども居場所づくりの推進に努めています。

しかし、全国的な社会情勢の変化の波は本市においても例外ではなく、核家族化、少子化、地域における連帯感の希薄化などが進み、子育てに対する負担感や不安感を持つ親世代が増えてきており、これらの要因により家庭の教育力の低下が懸念されています。

親世代が子育てに責任と関心を持ち、家族間、地域内の交流に努めることにより、家族・子ども・地域内の関係を再構築し、**家庭及び地域における教育力の向上を図ることが必要です。**

### 【基本施策】

#### 1) 子どものための家庭及び地域における教育力の向上

思いやりの心を育て、心豊かな家庭づくりを推進するため、不安や悩みを抱く保護者などの複雑多様化する相談内容に対応するとともに、家庭教育などの重要性について保護者などの意識向上を図り、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

また、放課後等に子どもたちが安全・安心で健やかに過ごせる居場所を確保し、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の充実を図ります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
家庭教育推進事業	子育て相談や研修会・勉強会等への講師派遣制度・いのちのぬくもり体験学習の支援充実を図り、家庭の教育力向上を推進します。また、家庭教育支援チームを設置するなど、親同士の仲間づくりを進め、子育てを支援します。

子どもの居場所づくり推進事業	放課後子ども教室（合宿通学事業含む）と放課後児童クラブ（学童保育）事業との連携強化、一体化を推進するなど、地域社会全体で子育てを支援する体制の整備・充実を図り、放課後の子どもの安全で健やかな成長を促進します。
親子対象講座開催事業	生涯学習センターや地区公民館において親子対象講座を開催し、親子のふれあい及び地域住民と子どもたちの交流により、子どもの安全で健やかな成長を促進します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 家庭におけるしつけなど、基本的な生活習慣を身につけることができるような取組みを推進します。
- ・ 子どもや子育て家庭への見守りと協力に取り組みます。
- ・ 子育てサークルなどのネットワーク化や子育て支援サークルの育成に取り組みます。
- ・ 子どもたちの放課後の居場所づくりと健全育成を図るため、さまざまな体験活動や地域住民などとの交流活動を支援します。

## 第8節 誇れる歴史、芸術文化の創造

### （1）芸術・文化の振興

#### 【現況と課題】

芸術・文化は、日々の生活にゆとりと潤いを与え、心を豊かにするなど人にとって重要で大切な要素です。芸術・文化活動が活発になると人とまちが元気になり、経済活動の活性化にもつながり、知的で魅力あるまちに発展していくものと期待されます。

本市では、市民や団体による意欲ある活動により、ふるさとの歴史・文化や生活に根ざした独創的な芸術・文化の創造が営まれています。これらの活動は、地域社会に活力をもたらし、「武生国際音楽祭」や「源氏物語アカデミー」、「万葉の里・恋のうた募集」など全国に情報発信される事業もあり、本市の魅力が高められています。今後もこのような活動を通じて、「歴史と文化のまち・越前市」のイメージアップと情報の発信に努めていく必要があるため、市文化振興事業団と連携強化を図っています。

また、市民が優れた芸術・文化を身近に鑑賞することのできる機会の拡充と市民自らの活動の成果を発表する機会の拡充が求められています。

併せて、優れた伝統文化や芸術を継承し、発展・創造する人材を育成・確保していく必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1) 芸術・文化活動の支援

市民の自主性を尊重するなかで、芸術・文化活動が発展的、継続的に行われるように、活動団体に対し、事業の後援や施設の提供、市民への広報、関係情報の提供等の支援を行います。

また、文化関係施設を、団体や個人の芸術・文化活動の鑑賞や発表の場としてだけでなく、活動自体や交流の拠点施設としても機能させるとともに、市文化振興事業団によるサポート、コーディネート態勢の強化にも努めます。

## 2) 芸術・文化鑑賞機会の拡充

武生公会堂記念館、今立歴史民俗資料館、文化センター、いまだて芸術館においては、質の高い優れた芸術・文化を鑑賞できる機会を拡充します。

ふるさとギャラリーや生涯学習センター等では、市民レベルの活動成果発表や市民総合文化祭の開催等、市文化協議会等と連携し、鑑賞機会の拡充に努めます。

一方、子どもやその親など若い世代が、豊かな感性や創造力を育む場として芸術・文化に参加できる機会を提供する取組みを、市文化協議会等の関係団体、教育機関等と連携し支援します

## 3) 芸術・文化施設の有効活用

武生公会堂記念館、今立歴史民俗資料館、文化センター、いまだて芸術館、ふるさとギャラリー等市内の芸術・文化施設の活用にあたっては、市主催事業や自主文化事業の他、貸館として市民のニーズを踏まえた使いやすい施設管理に心がけ、親しみやすい運営により芸術・文化活動を支援するとともに、利用に支障のないよう整備に努めます。

また、市文化振興事業団による「越の都ホール友の会」制度や広報活動を強化することにより、できるだけ多くの市民が集う施設運営に努めます。

一方、類似施設の役割分担による有効活用を検討します。

## 4) 芸術・文化活動を担う人材の育成と確保

芸術・文化活動の支援や鑑賞機会の拡充により、芸術・文化にかかわる市民の底辺拡大を図り、市文化協議会等の関係団体や教育機関、地域などと連携し、子どもころから芸術・文化に親しむ環境を整えたり、団塊世代を取り込むなど次世代を担う人材の確保と育成を図ります。

また、舞台技術ワークショップによる人材育成やアシスタントエンジニアの活用による舞台活動支援を行います。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
芸術文化活動支援事業	市民の自発的な文化芸術活動を支援し、多様な文化の情報発信に努めます。 また、市民総合文化祭を市文化協議会と共催し、市民の芸術文化活動の成果発表の場を提供します。
文化団体育成支援事業	越前市の文化力を高め、地域文化の発展に資するため、市文化協議会と連携を図り、文化芸術活動団体のネットワークづくりを支援します。
文化センター等施設管理運営事業	文化施設を、団体や個人の文化芸術活動の発表の場だけでなく、活動・交流の拠点施設として機能させるために、市民の活動をサポート、コーディネートするなどの支援に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 文化芸術活動の担い手育成や底辺拡大を目指し、子どもや親、若い世代などが文化芸術活動に参加する機会の提供や活動の継続的な運営を支援するため、関係団体や教育機関、地域などとの連携を深めます。
- ・ 市民総合文化祭の開催や市民の芸術文化活動に対し、各種の支援に取り組みます。
- ・ 文化芸術の振興拠点の文化センターやいまだて芸術館では、市民のニーズに応じて文化芸術活動をサポート、コーディネートします。
- ・ 文化施設運営に市民の意見を反映するため、「越の都ホール友の会」等の有効運用を図ります。
- ・ 文化振興事業団による舞台技術ワークショップの開催により、市民によるアシスタントエンジニア（AE）を育成・活用し、市民の舞台活動を支援します。

## （２）歴史的資源の継承と活用

### 【現況と課題】

指定文化財や古文書などの歴史的資源は、永く守られ、伝承されてきた市民共有の貴重な財産です。それらは本市の歴史、伝統、文化の理解のために欠かすことができないものであり、まちづくりの資源としても重要な要素となるものです。

しかし、近年の経済発展に伴う開発行為や生活様式の変化等により歴史的資源に対する愛護意識が希薄になり、地域に残る貴重な遺跡や建造物、古文書、独自の風俗・習慣及び工芸技巧・道具などの保存・継承が危ぶまれています。

そのような状況のなかで、歴史的資源を継承するためには、貴重な文化財を守り、史料を収集し、調査研究を進めることが必要で、本市の発展過程を明らかにして後世に引き継ぐことは、本市の文化の創造と発展の礎となり、個性豊かなまちづくりを進めるうえでも重要です。

そのため、市民へ文化財などに関する情報発信を行うとともに、学校や地域、関係団体等とも連携し、子どもたちをはじめとする市民の学習の場において、歴史文化を尊重する心を育むことが必要です。

一方、重要な史料等については、次世代に継承していく必要があり、市の既存施設を活用した収蔵保管について検討する必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 郷土の歴史を尊重する心の育成

郷土の歴史的風土や民俗等の文化遺産をはじめ、越前打刃物や越前和紙等の生活に根ざした産業文化などを築き上げてきた先人たちの苦勞と活躍を知ることは、郷土への親しみと誇りを醸成し、愛着の心を育みます。

#### 2) 歴史的資源に関する調査の推進

市内に遺る文化財の把握に努めるとともに、調査研究を行い、重要なものについては文

化財指定や登録に推薦します。また、越前国府関連の発掘調査を継続し、その範囲確定を進めます。

古文書等歴史的遺産の散逸を防ぐために、郷土歴史研究団体や市民と連携し、情報の収集、現地調査など幅広い取組み体制を構築します。

### 3) 文化財の保護

指定文化財や国の有形登録文化財の適正な維持管理のために、所有者等に対し防火や防犯対策を啓発し、保存・修理を支援します。

また、地域に根ざした祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の無形文化財についても保護・継承を図り、生活の中に息づく歴史的文化の保護を図ります。

### 4) 郷土の歴史情報の発信と施設の有効活用

武生公会堂記念館と今立歴史民俗資料館においては、館蔵品等の公開・展示により、国府として古代から中世、近世、中世に至る本市の誇れる史実の情報を発信します。

紫式部と源氏物語については、源氏物語アカデミー委員会や関連する自治体との連携を図り、市固有の特長ある歴史の情報発信に努めます。

また、国の登録有形文化財を中心に、街並みの景観を歴史・文化のシンボルとして活用しながら保存、継承します。

### 5) 市史編さん事業の推進

旧武生市と旧今立町から引き継いだこれまでの調査・研究の成果を生かし、越前市としての市史の資料編、通史編の編さんを計画に基づき推進します。調査・研究が行われていない分野については、新たに史料の収集や整理、調査を行います。

また、貴重な史料を後世に遺していくために古文書等のデジタル画像化、システム化、ネットワーク化を図り、史料の所在情報等を体系的に整理します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
文化財保護・調査事業	指定・登録文化財の管理状況の調査を行うとともに、市内に残る文化財の把握に努めます。特に重要なものについては、文化財の指定や登録推薦などを行います。また、文化財の維持管理、保存・伝承などに対して補助を行います。 平成 21 年度末指定文化財 216 件 国の登録文化財 8 件
埋蔵文化財調査事業	発掘調査を実施することにより、越前国府跡など重要遺跡の範囲確認に努めます。遺跡からの出土品を整理調査し、報告書を刊行するなど広く一般に公開します。 平成 21 年度末 埋蔵文化財包蔵地 289 箇所
公会堂記念館運営事業	武生公会堂記念館で郷土史料の収集・記録・保存を進め、郷土の歴史や文化を知ることができる特別展や館蔵品展等を開催したり、楽しく学べる講座「えちぜん学・集・楽」を開催します。 また、歴史・文化情報の発信拠点として、まちなか博物館等、魅力ある建造物としての特性を生かし、中心市街地の賑わいを創出するために、集客力のある魅力ある展示を企画します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 郷土の歴史を尊重する心の育成や歴史文化の理解を深めるために、学校教育や生涯学習、自治振興会や郷土歴史研究団体等と連携を図ります。
- ・ 郷土に受け継がれた無形民俗文化財など文化財の散逸を防ぐために、郷土歴史研究団体や市民と連携し、情報収集、現地調査など幅広い把握体制に努めます。
- ・ 郷土の伝統行事・技術の再認識や、地域の伝統行事への参加を推進します。
- ・ 越前文化士の会などと連携して、文化財の保存、活用に向けた取組みを推進します。
- ・ 文化財の維持管理や巡回指導に取り組む人材の育成、協力体制の確立を推進します。
- ・ 武生公会堂記念館の展示について、中心市街地のにぎわい創出につなげるために、市民や地域との協働による企画に取り組みます。

## 第9節 生涯スポーツのまちづくり

### 【現況と課題】

現代社会は、都市化や生活の利便化、社会の複雑・高度化などによる身体活動の機会の減少、精神的ストレスの増大によって、人々が心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくのが大変困難になってきています。

このようななか、健康の保持増進や体力の維持向上とともに、人々に夢や感動、生きがいを与えるなど、スポーツの果たす役割はきわめて大きなものがあります。

本市の生涯スポーツは、スポーツ施設の利用者数の増加や総合型スポーツクラブの設立、各種スポーツ教室の開催など着実に推進されています。また、競技スポーツにおいても、県民スポーツ祭や北信越、全国大会等に多くの選手が出場し、好成績を残しています。

しかし、「運動スポーツに関するアンケート」を実施したところ、運動をする家庭としない家庭の二極化が進み、高齢者においてはスポーツ実施率は高いものの全くしない人の割合も高く、学校を卒業するとスポーツに親しむ機会が減少するなどの傾向も見られました。

特に30歳～64歳までの実施率が低い傾向にあり、だれもが気軽に参加できるスポーツ環境の整備を進める必要があります。

また、競技スポーツでは、少子化による競技人口の減少、競技種目の多種目化による選手層の薄さ、指導者の高齢化による不足など、指導育成面での基盤の弱さが見られます。平成30年開催の福井国体を視野に入れると、これらへの対応が課題となるとともに、老朽化している施設の計画的な改修等が必要になってきます。

### 【基本施策】

#### 1) 生涯スポーツの推進

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会を実現するために、スポーツ教室やスポーツイベント、ニュースポーツ教室の開催など、楽しみながら体力づくりや健康づくりができる生涯スポーツの普及に努め、成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上を目指します。

また、生涯スポーツ振興の地域拠点となる総合型地域スポーツクラブについては、地域住民による自主的・主体的な運営を図るとともに、気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

## 2) 体育関係団体との連携と競技スポーツ水準の向上

競技力を向上させるためには、選手を地域で育て、中学・高校へと繋げるプログラムが必要です。このため、平成30年開催の福井国体を視野に、市体育協会加盟団体等と連携し、スポーツ団体の組織強化やジュニアから成年までの一貫した指導体制の確立、専門的知識を身につけた指導者の確保・養成を目指します。併せて、総合型地域スポーツクラブや学校部活動等を通してジュニア選手の発掘・育成・強化、スポーツ少年団の一層の活性化等に努めます。

また、市民のスポーツへの関心を高めるため、各種市民参加型のスポーツ大会の開催や、選手派遣・激励など総合的な選手育成に努め、計画的に競技レベルの向上を図ります。

## 3) スポーツ施設の再配置と効果的活用

丹南圏域住民のスポーツや文化・レクリエーションニーズに対応した丹南地域総合公園の整備促進に努め、完成後は施設の有効活用を図り競技力向上をめざします。

さらに、多くのスポーツ施設が更新時期を迎えようとする中、スポーツ施設の効率的で効果的な維持管理・運営と配置の最適化を図る「越前市スポーツ施設再配置計画」を策定し、弓道場整備や既存スポーツ施設の将来にわたる施設の持続的有効活用を目指します。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
生涯スポーツ推進事業	ニュースポーツの普及、総合型地域スポーツクラブの育成、菊花マラソン・市民体育大会などの大会の開催、夢レベルアップチャレンジ事業や健康21ウオークなどの実施により、市民の健康づくりを推進します。
競技スポーツ推進事業	市体育協会の組織強化事業、各種大会派遣事業、選手強化の指導者育成事業により、競技スポーツ水準の向上を図ります。
スポーツ施設整備事業	丹南総合公園の完成をにらみ、体育施設の再配置計画のなかで、位置付けをしてまいります。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成を図り、気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。
- ・ 市体育協会、体育指導委員および関係団体などとの連携を深め、指導者の養成や選手育成を図り、競技力の向上に努めます。

## 第1節 秩序ある土地利用の推進

### (1) 秩序ある土地利用の推進

#### 【現況と課題】

人口減少時代、併せて本格的な少子高齢社会を迎え、人々の価値観やライフスタイルの変化に対応したまちづくりへの転換が求められておりるなか、国は、都市機能の集約促進等によるコンパクトなまちづくりを目的として、平成18年にまちづくり三法の改正を行いました。

本市においては、「越前市都市計画マスタープラン」「越前市農業振興地域整備計画」「越前市地域森林整備計画」をそれぞれ策定し、土地利用のゾーニング化と適切な利用方針を定めるとともに、市街地の拡散・空洞化防止策の一環として、平成19年7月に「越前市大規模集客施設制限地区建築条例」を制定し、郊外幹線道路沿線等大規模集客施設制限区域内の都市構造や周辺地域環境に多大な影響を及ぼす床面積1万㎡以上の大規模集客施設の立地規制を行ったところ です。

しかし、道路や下水道などの社会基盤が整備済である中心市街地においては、市街地の拡散化等に伴う空き家・空き地等の増加、及び定住人口の減少が進行しつつあり、速やかに市街化を促進すべき土地区画整理事業完了地区においても、宅地化が進まない状況にあります。

また、郊外幹線道路沿線への基準面積以下の商業店舗立地は、近年もなお進行中であり、これまで行われた用途地域外における無秩序な宅地開発と合わせ、低密度な市街地拡散の要因となり、社会基盤の整備や維持管理費用などの社会総コストが、今後ますます増大していくことが予想されます。

一方、本市の農用地は、主に住宅地や商工業用地等としての転用により減少していますが、農地の適切な保全に努め、健全な農業田園風景を醸成するなど、国土資源の合理的かつ有効な利用を目指す必要があります。

今後、コンパクトで機能的な都市構造の形成を図るには、社会基盤が整っている既成市街地への誘導、併せて既存の農村集落地域環境の保全に取り組む必要があります。地域の実情にきめ細かく対応しつつ、市全域にわたって均衡のとれた効率的な土地利用を実現していかなければなりません。

#### 【基本施策】

##### 1) 土地利用の規制と誘導

持続可能な都市形成を図るには、自然環境との共生や快適な住環境の保全に十分配慮し、調和のとれた計画的な土地利用の推進が必要です。このため、本総合計画の基本構想の中で中心市街地、一般市街地、田園森林地域の3つの地域に区分し、さらに「越前市都市計画マスタープラン」により、この区分を土地利用の条件や環境特性などに応じ10のゾーンに細分化しています。

また、農地については、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤と考え、農振地域への編入や転用規制の厳格化、耕作放棄地の解消等によりその確保を図るとともに、面的な利用集

積を図る事業等により農地の有効利用を促進します。

今後とも徒歩で暮らせる利便性の高い市街地の形成や、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、各ゾーンの特性を生かした土地利用の規制、誘導を行います。

## 2) きめ細かな土地利用の推進

各ゾーンの資源や特性を生かし、望ましい地域像にそった整備を進めるため「住みよい街づくり推進条例」に基づく地域街づくり推進団体の設立と、地域街づくり計画の策定を支援し、都市環境の整備・充実と住民主体による土地利用の推進を図ります。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
まちづくり協定推進事業	土地利用を主とした地域街づくり計画や協定、地区計画等の策定を支援します
宅地開発規制誘導事業	「越前市都市計画マスタープラン」、「越前市住みよい街づくり推進条例」に基づき、適正な宅地開発の規制誘導を図ります
まちづくり組織支援事業	市民のまちづくりに関する活動に対し、情報の提供や技術的支援を行います。また、功績のあった個人または団体を表彰します。

### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
・ 「地域街づくり推進団体」の設立を支援し、地域街づくり計画や協定、地区計画策定を推進します。

## 第2節 コンパクトで機能的な都市構造の形成

### (1) 魅力ある中心市街地の形成

#### 【現況と課題】

中心市街地は、商業、業務、居住などの都市機能が集積し、本市及び丹南地域の中心として歴史や文化を継承してきた「まちの顔」ともいうべき地域です。

しかし、車社会の進展、核家族化、住宅ニーズの変化により郊外へとまちが拡大し、これに伴い中心市街地では居住人口の減少や商業・業務機能の郊外化が進み、空き家、空き店舗、空き地などが増加してきました。今後、人口減少・超高齢社会を迎えるなかで、財政的な自立、持続可能な社会の構築、豊かなコミュニティの形成を図るため、整備済みの社会基盤を有効に活用しつつ、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを推進していく必要があります。

このため本市においては、平成19年11月に越前市中心市街地活性化基本計画の国の認定を受け、「定住の促進」及び「多様な主体の活動と交流による賑わいの創出」を柱とした取組みを行っています。中心市街地エリアにおける居住人口は、各種の支援制度による共同住宅などの整備に

より効果は表れているものの、中心市街地は高齢化率が非常に高く、また出生数が少ないため定住人口の減少に歯止めがかからない状況です。一方、賑わいの創出については、まちなか商店街や地域住民が主体的に取り組んでいる「壱の市」、「参の市」の開催や、たけふ菊人形など各種イベントと連携したまちなか観光の推進、回遊コース等への景観整備により、交流人口は増加傾向にあります。このようなことから、引き続き魅力ある中心市街地の形成に取り組んでいくことが必要です。

また、今後は今までの取組みの成果を検証し、国の動向を注視しながらまちづくりの方向性を研究していきます。

## 【基本施策】

### 1) まちなか居住の促進

住みよく多様な暮らし方が選択できる中心市街地を目指し、中心市街地区域内における共同住宅建設や低未利用地の住宅団地整備に対する支援制度の活用など、民間活力による住宅の整備促進を図ります。

また、まちづくり会社において、地域住民、建築士、宅地建物取引業などの協力を得て、土地所有者に対して土地の有効利用策の提案や、空き家・空き店舗の入居促進を行います。

併せて、市外からの通勤者や学生をはじめ、広く市民に「まちなか居住」の魅力情報を発信することにより、多様なライフステージに対応した住宅の供給及び居住促進を行います。

### 2) 市民事業とまちなか回遊の推進

まちなか賑わいの拠点となる蔵の辻周辺において、住民主体により開催されている「壱の市」や「参の市」を継続的に支援するとともに、新たな展開に向けて取り組みます。さらに、中心市街地の財産である歴史的・伝統的資源と食文化等を生かした魅力ある回遊ルートを整備し、サインの設置や景観舗装を行い、併せて景観助成制度により町屋や蔵等の伝統的建築物の保存活用を図り、美しい景観の形成を推進します。

### 3) 多様な主体のまちづくり活動の促進

中心市街地の活性化は行政や商業者だけでなく、住民、市民団体、学生、企業などの多様な主体の参画と連携を図りながら、魅力的な商業、業務、観光、市民活動、文化芸術活動などのさまざまな活動を促進していくことが必要です。

このため、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図る中心市街地活性化協議会を組織し、核となる武生商工会議所やまちづくり会社をはじめ、さまざまな主体の連携と協力により、「越前市中心市街地活性化基本計画」に基づく各事業の推進を図ります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
中心市街地活性化基本計画推進事業	まちなか居住、まちなか観光、回遊コース景観整備など、「越前市中心市街地活性化基本計画」に基づき各種事業を実施します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 中心市街地活性化協議会と連携した取組みを推進します。
- ・ まちづくり会社と協力して市民、NPO、学生、企業などと連携して中心市街地活性化に取り組む推進体制を強化します。
- ・ 質の高い市街地形成を進めるため、まちづくり会社や地域住民、事業者などとの連携の強化に取り組みます。
- ・ 仁愛大学、福井大学、福井高等専門学校などと連携し、まちづくりを推進します。

## (2) 質の高い一般市街地の形成

### 【現況と課題】

これまで本市は、宅地の利用増進を図ることを目的として、市街化を図るべき用途地域内の土地区画整理事業を推進してきました。しかし、土地区画整理事業完了区域の一部では、計画どおり宅地化が進んでいないのが現状です。一方、土地区画整理事業が施行されていない用途地域内の一部においては、無秩序な開発進行が危惧されています。さらに、社会基盤が整っていない地区での商業店舗立地は、開発背面地の土地利用が図りにくいという問題点もあります。

今後は、中心市街地を除く用途地域内においても、土地の有効利用を図るとともに、秩序ある市街化を誘導する必要があります。併せて、地域固有の街並み等、その地域の歴史、文化を生かしたまちづくりを積極的に推進し、個性豊かな市街地を形成していくことが必要です。

### 【基本施策】

#### 1) 秩序ある市街化の推進

コンパクトで機能的な市街地を形成するため、人口集中地区(DID)及びその周辺において推進してきた土地区画整理事業区域内の宅地化を促進します。

また、社会基盤が整っていない地区での商業店舗立地による、周辺の有効な土地利用を図るためにも「越前市住みよい街づくり推進条例」に基づく地域街づくり計画の策定を支援し、地区計画や街づくり協定などの制度を活用した秩序ある市街地整備を誘導します。

#### 2) 地域の特色を活かしたまちづくり

「越前市住みよい街づくり推進条例」に基づく、地域街づくり推進団体と連携して、歴史や伝統などの地域特性を生かした魅力的なまちづくりを進めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
魅力あるまちづくり推進事業	五箇地区の地域再生整備計画に基づき、歴史伝統文化を活かしたまちづくりを推進します。

**組合区画整理事業  
支 援 事 業**

用途地域内で特に宅地化が推進されるべき地域（D I D隣接地域）を指定し、道路・公園などの公共施設の整備を含む区画整理事業に対し支援します。

**まちなか住宅用地  
購 入 促 進 事 業**

土地区画整理事業保留地及び市保有地を借入金で購入する場合に、その利子補給を行い、定住者を支援します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 地区計画や地域街づくり計画など、都市基盤整備に向けたルールづくりを推進します。
- ・ 地域固有の特性を活かした個性的な街並みづくりを推進します。
- ・ 質の高い市街地形成を進めるため、地域住民や事業者などとの連携の強化に取り組みます。
- ・ 仁愛大学、福井大学、福井高等専門学校などと連携してまちづくりを検討します。

## （ 3 ）自然と調和した田園森林地域の形成

### 【現況と課題】

近年、市街地近郊の田園地域においては、自然環境の保全に加え、兼業農家の増加、農家と非農家の混住化、少子高齢化による担い手不足などの課題が生じています。

このような状況に対処するため、農村においては、農家や非農家を含む農村住民の幅広い合意のもと、共同活動などの村機能を活発化し、生活環境や農村の自然、伝統を生かして、豊かな生産と住みよい生活の場の形成を図る必要があります。

また、中山間地域や里地里山においては、農林業就業者の減少や後継者不足による、耕作放棄地の増加、鳥獣出没による農作物被害の拡大、さらには土地改良施設などの維持管理が困難となるなど、生産面のみならず文化や環境の分野も含めた多面的機能の低下が懸念されています。

そのため、地域ぐるみで土地改良施設などの維持管理活動を実施し、自然的な環境の保全再生と持続的な管理により、農地や山林がもつさまざまな機能が良好に発揮されるようにする必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 農村景観の保全と鳥獣被害対策（再掲）

高齢化社会へと進むなか、美しい田園風景を維持するためには、農家だけでは農地を守ることが厳しい状況になってきていることから、非農家を含めた市民や地域で保全する活動に支援します。

また、農地には、洪水の防止、水源のかん養、生物多様性や景観保全など、多面的機能を有しており、その重要性を市民とともに考えていきます。

耕作放棄地対策については、その経緯や原因はさまざまであると考えられることから、個別的な調査を実施し、その対策を検討します。また、農業委員会やJA、県、市などで組織する「越前市耕作放棄地対策協議会」が設立されたことから、本協議会において、耕

作放棄地の防止と減少に努めます。

有害鳥獣の被害防止対策については、猟友会やJ A、森林組合などで組織する「越前市鳥獣対策協議会」や広域的な対策連絡会での連携を充実し、電気柵の設置や山ぎわの管理を主とした農作物の被害防止や鳥獣捕獲を強化します。また、クマなどによる人的被害を防止するため、効果的な被害回避対策を講じます。

## 2) 集落排水施設の整備促進(再掲)

農村の生活環境を快適にするとともに、農村を取り巻く水環境の保全や農作物生産条件の改善のため、既存の農林業集落排水施設の適正な維持管理に努めます。

## 3) コウノトリが舞う里づくりの推進(再掲)

人と自然との共生、つまり「生き物と共存する越前市」をめざし、本市に縁のあるコウノトリをシンボルとし、希少野生生物の生息地となっている里地里山の良好な自然環境の保全、適切な維持管理に努めます。

このことにより、都市住民との協働や、希少野生生物の保全を付加価値に結びつけたブランド農産品の育成などにつなげます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
農地・水・環境保全国上対策事業	農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るために、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、先進的な営農活動を総合的に支援します。
集落排水事業	農村の生活雑排水を集め、浄化し農業用水路や川に排水することにより、農業用水の水質汚濁や悪臭などの環境悪化を防止します。
コウノトリが舞う里づくり推進事業	「コウノトリが舞う里づくり構想」に基づき人と生き物の元気な里づくりを推進します。里地里山の自然を後世に引き継ぐため、休耕田をビオトープとして活用するなど、地域と協働して保全再生を進めます。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 農村地域の新しいコミュニティづくりや、農業、農村に対する市民の理解を深めるため、地域ぐるみ共同活動への非農家の参加を促します。

## 第3節 うるおいのある住環境の創出

### (1) 良好な都市景観の形成

#### 【現況と課題】

国は、平成16年6月に景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定するなど、美しい

国土づくりを推進しています。

本市には、蔵の辻や寺町通り、四町地区（本町、元町、平和町、若松町）及び五箇地区（不老町、大滝町、岩本町、新在家町、定友町）等多くの地区において、歴史を感じさせる風情が残されていますが、建物の取り壊しにより連続した歴史的街並みや景観が徐々に失われつつあります。一方、幹線道路沿線に立地した郊外型店舗の色彩や屋外広告物、違反広告物が付近の景観を乱しています。

そこで、本市は平成 19 年度に景観行政団体の認定を受け、平成 21 年 3 月には「越前市景観計画」「越前市景観条例」を制定し、市民・事業者・行政の協働により、景観まちづくりに積極的に取り組んでいるところです。

のどかで緑豊かな田園景観と市街地を中心とした本市固有の歴史ある街並みを次世代に継承していくために、一人ひとりの景観に対する意識の向上を図り、市民・事業者や団体と行政が連携し、美しいまちづくりを推進していく必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 景観まちづくりの推進

本市では、「越前市景観計画」や「越前市景観条例」を策定していますが、景観まちづくりを実現するためには、市民・事業者や団体と行政が主役であるとの意識高揚を図ることが重要です。このため、景観まちづくり実践地区の取組みを広報等を通じ周知し、市民の意識の向上を図ります。

現在取り組んでいる四町地区や五箇地区の景観まちづくりを継続的に支援するとともに、越前市らしい個性的でうるおいのある景観づくりが他の地域へ広まるよう推進します。さらに、蔵の辻や寺町通り、緑化協定区域等についても協定や地域の取組みが維持されるよう地域との連携を図るとともに、歴史的な景観を次世代に引き継ぐため景観に重要な建造物と樹木についても、地域住民との協働による保全を推進します。

### 2) 違反広告物対策の推進

本市にふさわしい景観形成への規制誘導を図るため、違反屋外広告物に係る市是正要領に基づき、設置者に対する指導等を実施します。また、市民の協力を得ながら違反広告物に対する監視体制を継続していきます。

### 3) 景観配慮公共施設整備の推進

地域住民や来訪者にとって道路、公園、河川等の公共施設は身近で地域のシンボルとなり、良好な景観の形成を図る上で重要な位置を占めています。

このため、市の施策においても率先して景観に配慮した整備や緑化に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
街並み景観助成事業	美しい街並み景観を守り、育むため、住民自らが景観まちづくり協定を締結した地区や景観法に基づく景観形成地区において、率先して修景を行う人を支援し、美しい越前市の景観を守ります。
屋外広告物是正監視事業	美しい越前市の街並みなどを守るため、違反屋外広告物の指導、監督を強化し、魅力あるまちなみ景観の保全に努めます。
伝統的民家普及促進事業	景観形成と地域性に誇りを持てるまちづくりや定住化に寄与し、歴史と風土を次世代に引き継ぐため、県の補助制度を活用し、伝統的民家の改修費用などの一部を補助します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- 自治振興会など既存のあらゆる団体等に計画段階からの参画を促し、地域の特性を活かした越前市らしい個性的でうるおいのある景観づくりを推進します。

## (2) 公園・緑地の整備と維持管理

### 【現況と課題】

公園や緑地は、市民の身近なレクリエーション活動の場であるとともに、緑のもたらず潤いの空間として利用されています。本市では、**芦山公園や花筐公園等の都市公園と、ふるさとを偲ぶ散歩道や国高歩専（サンサン遊歩道）等の歩行者専用道路を整備してきており、**寺社・事業所・住宅等民間の緑地と一体となって緑の空間を形成しています。

今後は、自然環境の保全や地球温暖化防止、市街地での憩いの空間の形成、災害活動時の拠点など、市民ニーズに対応した公園や緑地の整備、並びに既存施設の利用促進と適時適切な改築や維持管理による長寿命化を図る必要があります。

また、本市の公園は市内の各地区に存在し、地域の居住環境と密接な利用関係にあることから、市民自らが愛着心や地域連帯意識をもち、緑を守り育てる主体として取り組むなど、地域住民等との協働による管理・活用が求められています。

### 【基本施策】

#### 1) 公園・緑地の整備

福井県においては、県内を4圏域に分け総合公園の整備を進めており、4番目の公園として丹南圏域住民のスポーツや文化、レクリエーションニーズに対応するため、**野球場や体育館等のスポーツ施設及び遊具を設置する遊戯広場と、里山の自然環境を十分生かし、これらを体験できる冒険の森等を配置した丹南地域総合公園を県と市が連携し整備しています。**また、環境をコンセプトとした瓜生水と緑公園の整備や既存のスポーツ施設の体育施設再配置計画に基づく改修等を行います。

## 2) 公園・緑地の維持管理

公園や緑地は地域の居住環境と密着した施設であり、市民が安心して利用するためには日頃から適切な維持管理が重要です。

このようなことから、特に身近な公園の簡易な維持管理については、町内会など地域住民を中心とした取組みを推進し、今後も、それぞれの公園・緑地の利用増進や活用や推進を図るため、市民と行政の協働の取組みにより、地域が愛着を持てる維持管理に努めます。

また、公園利用者の安全確保及び施設のライフサイクルコスト縮減を目的として、遊具等公園施設の長寿化計画を策定するとともに、計画的な改築修繕を行います。

## 3) 緑化の推進

市内に点在する神社・寺院、屋敷林を緑地として位置付け、所有者に対する保存意識の向上を図るとともに、景観計画や景観条例に基づき、保存・管理に努めます。

また、民間宅地開発における緑化を誘導するとともに、住民主体による緑化協定の締結を推進し、積極的に緑化を誘導します。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
丹南地域総合公園整備事業	早期の供用開始に向けて、県と連携し公園整備を促進します。
基幹公園整備事業	中央公園や瓜生水と緑公園などの施設の計画的な整備・改修、維持管理に努めます。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 道路、公園などの公共空間の緑化や維持管理への取組みを推進します。
- ・ 市民と行政の協働の取組みにより、地域が愛着を持ち、活用できる維持管理を推進します。

## (3) 良質な住宅の供給

### 【現況と課題】

住宅は、市民の暮らしにとって重要な生活基盤であると同時に、まちを形成する基本的な要素です。そのため、福祉やまちづくりと連携しながら各種の住宅施策を展開することが求められます。

本市には、平成21年度末現在で871戸の市営住宅があり、県営住宅や民間活力を導入した公的な住宅等を合わせると、全体で1,437戸となり、市の全世帯数の約5%を占めています。

市営住宅は平成12年度以降、新築・建替えは行っておらず、公営住宅ストック総合改善事業により、既存住宅の改善を進めてきました。今後は、「越前市営住宅長寿命化計画」に基づき、効率的・計画的な整備を進める必要があります。

これからも、中心市街地活性化の取組みと歩調を合わせた住宅施策の展開や、高齢者や障がい者が安全・快適に生活できる住環境づくりが重要であり、都市計画、福祉部門との連携や、民間事業者への働きかけにも努めていく必要があります。

また、市営住宅の防災性を高めることはもちろん、防災についての市民意識の向上を図るためにも、民間住宅への耐震診断、耐震改修の普及・啓発をより一層進めることも必要です。

## 【基本施策】

### 1) 公営住宅の適正な整備

入居者ニーズを的確に把握しながら、「越前市営住宅長寿命化計画」に基づき、居住性・快適性の向上や耐震改修による安全性の確保を図るため、計画的な改善・整備を行います。

また、市内に分散している老朽化した木造の市営住宅については、順次、用途廃止を行っていくこととしています。

### 2) まちなか居住の促進

コンパクトシティを目指す観点から、高齢者向け優良賃貸住宅や民間優良共同住宅を中心市街地に誘導し、民間事業者による質の高い共同住宅の供給により、まちなか居住と定住化促進を図ります。

また、中心市街地の宅地及び一般市街地の土地区画整理事業保留地などを対象に、住宅用地購入者に対する助成を行い、まちなか居住の促進を図ります。

### 3) 木造住宅耐震化の促進

国・県の補助制度を活用して、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、引き続き市民に対する普及・啓発を行います。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
市営住宅改善事業	既存の市営住宅の居住性・快適性・安全性の向上を図るため、計画的に改善します。
住宅用地購入資金 利子補給事業	土地区画整理事業保留地及び市保有地を借入金で購入する場合に利子補給を行い、定住者を支援します。
高齢者向け優良賃貸 住宅供給促進事業	高齢者(60歳以上)の単身・夫婦世帯に対して、中心市街地にバリアフリー対応がなされた賃貸住宅を供給する事業者に対し、整備費の一部及び家賃の減額を行う場合の差額を補助します。
民間優良共同住宅 整備促進事業	中心市街地に優良な共同住宅を整備する民間事業者に対し、共同施設及び共用部分の整備に要する費用の一部を補助します。
木造住宅耐震診断 促進事業	木造住宅の耐震診断及び補強プランの作成を支援します。
木造住宅耐震改修 促進事業	耐震性が劣る木造住宅の耐震改修工事に対し、工事費の一部を補助します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ まちなかの土地所有者や民間事業者と連携して質の高い共同住宅の建設を促進することにより、若者から高齢者まで幅広い層のまちなか居住の実現を図ります。

## (4) 上水道の整備

### 【現況と課題】

本市の上水道は、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、創設から現在の第5次拡張にいたる整備計画を進め、普及率の向上に努めています。

平成21年度末現在、給水人口は83,065人、普及率は97.0%に達し、簡易水道を含めると99.4%となり、市全域の面的整備は概ね終了しています。

しかし、近年の人口減少等の社会情勢の変化やライフスタイルの変化、節水器具の普及等により、年間使用水量は平成18年度以降減少に転じており、今後もこの傾向は続くものと予測されます。

また、このことによる給水収益の落込みや、平成18年12月から始まった県水受水費用の増嵩により、本市の水道事業の経営状況は厳しさを増しています。

同時に、干ばつ時などの備えも含めて安定供給に必要な水源の確保と施設の整備拡充、機能向上を加味した老朽施設の更新、地震などの災害に強い水道の構築、簡易水道の上水道への統合、水質の保全と維持管理体制の充実をはじめ、経営の健全・効率化を推進し、経営基盤の強化を図ることが求められています。

このことから、これらの課題の解決に向け、公営企業として効率的かつ計画的な事業運営を図るために平成21年度に策定した「越前市水道ビジョン」に基づく施策を着実に推進していく必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 安心して飲める水の供給

水道水を製造する過程において、各段階を包括的に見通した水質管理・監視の強化を図り、常に良質な水を供給することを目指します。また、貴重な資源である自己水源（地下水）を有効に活用し続けるために、定期的な点検や揚水量の管理、流域内での水質汚濁要素の監視の強化に取り組み、その保全に努めます。

#### 2) 水道施設の適正な維持管理

県水の受水に伴い、より効率的に水道施設を配置するとともに、配水区域の再編等に取り組み、安定的に水道水を供給できる体制の維持に努めます。

施設の老朽化対策については、アセットマネジメント手法を導入するなど、計画的な施設更新に取り組みます。

また、既存の管路についても、施設の再構築・老朽化対策と連動しながら管路の整備（配水管網の増強）を進めます。

### 3) 危機に強い水道システムの構築

自己水源については、県水の受水により水源の複数化が実現したことから、災害時の予備水源として活用するため、その保全に取り組みます。また、地震に対する被害を最小限に抑えるため、老朽管更新と整合を図りながら、施設・管路の耐震化を進めます。

一方、迅速な復旧を実現するため、既存の配水管網の小ブロック化や幹線管路のループ化を図り、管路事故による影響の低減を図ります。

また、地震・湧水等の災害時に対応するため、現在の応急体制を維持するとともに、他の事業体と連携した危機管理体制の強化に取り組みます。

### 4) 水道事業経営基盤の強化

水道事業を将来にわたって継続していくために、「越前市水道ビジョン」の基本計画を成す財政計画として策定した「越前市水道事業経営健全化計画」に基づき、過大な投資を避けるとともに一層の経費削減に努めながら、効率的で効果的な事業運営に取り組み、経営基盤の強化を図ります。

既存の3簡易水道事業（水間地区簡易水道・服部地区簡易水道・月尾地区簡易水道）は、規模が小さいことによる事業経営の不安定性の懸念と併せて、市民に対するサービスの公平性の観点から、上水道事業への統合を図ります。

水道料金の未納に対しては、受益者負担の原則に基づき料金収納率の向上に努めます。

### 5) お客様の視点に立った水道事業経営

水道事業は、お客様である市民の水道料金によって成り立っています。このため、水道事業のしくみや水道水の安全性、並びに事業の経営に関することや施設の維持管理に関することなど、市民のニーズを把握したうえで充実した情報の公開・広報に取り組みます。

### 6) 水道事業者としての環境保全への貢献

老朽管の更新・管路の耐震化と合わせて管路の布設替えを行うことにより、漏水によって失われる水量を低減し、有収率の向上に取り組みます。

「水」という天然資源を原料としている事業者として、事業計画の策定や建設工事、維持管理などの事業活動において、環境配慮の意識をもって取り組みます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
拡張事業	危機に強い水道システム構築のため、配水区域のブロック化・配水管のループ化を推進します。

老朽管更新事業	水道施設の適正な維持管理のため、管路の老朽化対策に取り組み、有収率の向上に努めます。
施設整備事業	安心して飲める水の供給のため、施設の老朽度を事前調査し、補修による延命化や施設更新などの手法を検討し、計画的に老朽施設の更新を推進します。
簡易水道統合整備事業	市内全域で安心して飲める水の供給のため、今立地区の3簡易水道の水道事業への統合を推進します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- 安全・安心な水の供給を市民とともに目指すため、水の安全性のPR、水道事業の経営、水道施設の維持管理に関する情報の公開・広報に取り組み、市民の視点に立った事業運営に努めます。

## (5) 下水道の整備

### 【現況と課題】

下水道は、地域の生活環境の改善、大雨時の浸水被害解消による都市環境の改善や公共用水域の水質保全、快適な水環境の創出など、健康で文化的な生活を実現するうえで大変重要な役割を担っています。

しかし、本市の平成21年度末現在の汚水処理人口普及率は80.0%(県平均88.8%)と、県下の市町のなかでも遅れているのが実情です。

本市の公共下水道は、昭和55年8月に家久処理区が一部供用を開始して以来、平成17年3月の今立処理区に続き、平成21年9月には東部処理区が一部供用を開始し、現在3処理区において公共下水道事業を展開しています。

平成21年度末現在の整備状況は、公共下水道処理人口普及率が60.5%、水洗化率は64.9%です。今後も、この普及率・水洗化率の向上を目指し、事業を推進する必要があります。

また、農山村部の生活環境改善、農業用水の水質向上を目的として、農林業集落排水施設は現在6地区で稼働しています。平成19年度に事業採択を受けた大塩・国兼地区農業集落排水事業については、早期供用開始を目指し整備を進めています。

一方、昭和45年度から整備を進めてきた下水道施設には、今後、老朽化による排水・処理機能の低下や機能停止等が発生する恐れもあり、ライフサイクルコストの最小化を目的とした長寿命化を図るなどの対策が必要となっています。

今後は、平成22年度に策定した「越前市下水道整備基本構想」に基づき、**地域の特性や実情等に応じた汚水処理方式による**公共下水道整備をはじめ、特定環境保全公共下水道、集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を計画的に推進し、投資効果を最大限に発揮する効率的な整備を促進していく必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 公共下水道の整備促進

家久処理区、今立処理区及び東部処理区について、未普及地域の早期解消による良好な水環境の保全を目指し、越前市下水道整備基本構想に基づき整備を促進します。

また、家久浄化センターは、継続的に機械・電気設備などの改築・更新事業を行うとともに、水循環センター及び今立浄化センターは、流入下水量に応じ施設の増設を進めます。

### 2) 特定環境保全公共下水道の整備促進

平成 16 年度に事業認可を取得した大虫地区 87 ha の特定環境保全下水道事業については、平成 25 年度完成に向け整備を促進します。

### 3) 集落排水施設の整備促進（再掲）

既存の農林業集落排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、大塩・国兼地区農業集落排水事業の平成 25 年度供用開始に向け整備を促進します。

### 4) 合併浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽設置整備事業については、生活雑排水による水質汚濁防止を早期に図ることを目的に、「越前市下水道整備基本構想」に基づき、合併浄化槽の普及促進に努めます。

### 5) 水洗化の促進

公共下水道が整備された区域については、公共下水道等接続奨励金制度及び接続資金融資制度を継続するとともに、**市内全域を対象に**地元説明会の開催や戸別訪問の実施、下水道展等イベントの開催、市の広報紙や**ホームページ**などを活用した**下水道の普及啓発を行い、積極的な水洗化の促進に努めます。**

**さらに、水洗化率の向上を図るための方策について調査・研究を行います。**

### 6) 適正な下水道維持管理及び運営

下水道管渠等の既存施設の老朽化に対して、適正な維持管理と施設の長寿命化を図るとともに、浄化センターについては、性能発注による包括的民間委託を継続し、低コストで安定的な管理運営に取り組み、放流水質の保全に努めます。

将来にわたり持続可能で健全な経営を進めていくため、事業の効率的な推進に努めるとともに、下水道受益者負担金や下水道使用料等の収納率向上に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
下水道整備事業	「越前市下水道整備基本構想」に基づき、計画的に公共下水道、特定環境保全公共下水道、並びに農業集落排水施設の整備を促進するとともに、合併浄化槽の普及促進に努めます。

水洗化促進事業	市内全域を対象に、戸別訪問の実施、下水道展等イベントの開催、市の広報紙やホームページなどを活用した下水道の普及啓発を行い、積極的な水洗化の促進に努めます。
下水道維持管理事業	下水道管渠、浄化センター等の老朽化に対し、適切な維持管理と施設の長寿命化を図り、放流水質の保全に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 下水道展等イベントの実施を通して下水道についての理解を深め、普及啓発を行います。
- ・ 市民活動団体と連携し、環境を守るために下水道の必要性をアピールするとともに、下水道のイメージアップ事業を推進します。
- ・ 市民や地域、事業者などと連携して「越前市下水道整備基本構想」を推進するとともに、水洗化の促進に取り組みます。

## 第4節 快適な交通体系の整備

### (1) 公共交通の整備

#### 【現況と課題】

地方鉄道や地方路線バスは、近年の少子高齢化やモータリゼーションの進展により利用客は年々減少し、厳しい経営状況が続いています。このようななか、継続困難と判断され、統合や廃止に追い込まれるケースも見受けられます。

しかしながら、これら公共交通機関は、高齢者や障がい者あるいは学生などのいわゆる交通弱者にとっては、日常生活を支える身近な移動手段として重要な役割を果たしており、また、行政においても、既存の施設を市民共有の財産として有効に活用し、市内の観光地や各種イベントへの誘導など、賑わいの創出や地域の活性化を図るといったまちづくりを進めるうえでも大きな役割を担っています。全国的に見ても、鉄道・バスの連携強化や公共交通機関とまちづくりの一体的推進など、地域の特性に応じた総合的な交通体系の構築が課題となっています。

福井鉄道福武線については、平成30年3月までの「鉄道事業再構築実施計画」が平成21年2月に国土交通大臣の認定を受け、福井鉄道、行政、住民が一体となって福武線再生に取り組んでおり、平成22年3月にスポーツ公園駅が新設されるなど、今後も福武線を本市のまちづくりに生かしていきます。

市民バスは、福武線やJR、路線バスなど他の公共交通機関との結節強化や利用者の利便性向上のため、それまでの運行ルートやダイヤの見直しを行い、平成22年4月より新しい運行ルート及びダイヤをスタートさせましたが、今後も、交通ネットワークの充実・強化を図ることが求められています。

また、カー・セーブデーの取組みなど、自動車に依存した移動手段から公共交通への転換を図ることにより、温室効果ガスの発生を抑えることにもつながり、環境の側面からも各種公共交通機関の必要性や利用促進が求められています。

## 【基本施策】

### 1) 鉄道輸送の充実と利用促進

J R 西日本武生駅において、バリアフリー化事業として新しくエレベーター付き跨線橋が設置されたことにより、乗降客の利便性向上が図られました。これを契機として、今後も越前市特急・新幹線対策促進期成同盟会など関係機関との連携を強化するなかで、さらなる利便性の向上と利用客増加に向けた啓発などを行うとともに、J R 西日本に対しても、通勤・通学時間帯の列車の増発など継続した要請活動を展開します。

福井鉄道福武線については、平成 21 年 2 月に越前市をはじめとする沿線 3 市で組織する福井鉄道福武線活性化連携協議会が策定した「鉄道事業再構築実施計画」が国の認定を受け、この実施計画に基づき福武線の設備更新や維持修繕等を、平成 29 年度までの 10 年間で実施することとしています。このように、鉄道施設の更新や改善などへの支援を行うことにより、輸送サービスの充実や安全性の向上を図りながら、福武線の維持、活性化を促進します。

さらに、パークアンドライド駐車場の充実を図るなど、自動車や他の公共交通機関との結節を強化することにより利便性を向上させるとともに、県や沿線市及びサポート団体と連携し、「乗る運動」を積極的に展開するなど利用促進を推し進めることにより、地域に密着した利便性の高い公共交通としてさらなる充実を図ります。

また、北府駅の改修に併せ、周辺の公共交通関連資産を活用した取組みを支援します。

### 2) バス輸送の充実と利用促進

平成 22 年 4 月より新しい運行ルート及びダイヤをスタートさせた市民バスについては、今後も、市民バスの利用促進を図るなかで、利用者の視点に立って最適化を図る取組みを進め、必要に応じて見直しを行います。

一方、路線バスについては、近年の急激な輸送人員の減少により路線の維持が困難となり、路線の統合や廃止が続いています。このようななか、行政としても通勤・通学の移動手段を確保し、利便性の向上を図り、路線バスの積極的な利用を呼びかけます。また、路線バスを活用した福祉バス制度を充実させ、高齢者等の外出支援を継続して行い、利用促進を図ります。このように、交通事業者と連携し、国・県とともに運行に対する支援を行うことにより、路線バス運行の維持、活性化に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
J R 特急 利用 促進 事業	J R 武生駅における特急の停車数の増加や駅施設の充実による市民の利便性向上を図るため、J R 特急の利用促進に取り組みます。
福井鉄道福武線 活性化 事業	福武線の安全性、利便性の向上を図るため、他の沿線自治体とともに、福武線の施設・設備の充実への支援を行うとともに、福武線を応援する連絡協議会等を主とするサポート団体と連携し、利用促進事業に取り組みます。 また、平成 21 年 2 月に策定した「地域公共交通総合連携計画」に基づき、北府駅の改修や福井高専前新駅設置に取り組み、利用者の利便性の向上を図ります。
地方バス運行 支援 事業	民間事業者が運行する路線バスを国・県とともに支援し、路線バスの維持、活性化を進め、利用促進に取り組みます。また、通勤・通学の移動手段を確保し、利便性の向上を図り、路

	線バスの積極的な利用を呼びかけます。
市民バス運行事業	路線バスを補完し、路線バスの運行しない地域に住む人に対し、最小限の移動手段を確保するため市民バスを運行します。限られた財源の中で、極力利用者のニーズに合ったコースや便数とし、利便性が高まるよう最適化を図ります。
福祉路線バス利用事業	満 65 歳以上の高齢者や障がい者及びその介助者を対象として、路線バスを活用し福祉バスとして運行することにより、外出の機会を増加させるなど、自立した生活の継続を支援します。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 越前市・福武線を応援する連絡協議会などの市民団体や武生商工会議所、商店街、量販店と協働し、福武線・JRなどの鉄道や路線バス、市民バスに乗る運動の取組みを進めます。
- ・ 環境の側面からも、各種公共交通機関の重要性や利用促進の必要性（モビリティ・マネジメント）について、地域住民の意識啓発に努めます。

## （２）北陸新幹線の整備促進

### 【現況と課題】

北陸新幹線は、高速交通体系の柱として、国土の均衡ある発展に必要不可欠なものであるとともに、沿線地域の経済成長や地方の活性化を図るうえでも極めて大きな投資効果をもたらし、地域間格差を是正する重要な国家プロジェクトです。また、日本海国土軸の形成や東海道新幹線の代替補完機能を確保するという国家的見地からも、非常に重要な路線です。このことから、本市をはじめ丹南地域の産業、経済、観光、文化などの面においても、飛躍的な効果をもたらすことが期待されています。

現在、長野から金沢までの区間については、平成 26 年度末の開業に向けて工事が進展していますが、福井県においては、平成 17 年 4 月に福井駅部が認可、同年 6 月に着工、平成 20 年度末に完成しているものの、完成後 1 年以上が経過した現在も線としての整備はなされていません。このように、北陸 3 県の中でも福井県のみ整備が進まない状況であり、このような状況が長く続けば、ますます地域間格差が拡大するばかりか、本市にとっても、北陸新幹線「南越駅」を中心とする周辺整備など計画的なまちづくりに大きな影響を及ぼすこととなります。

以上のことから、敦賀までの工事実施計画の一括認可及び早期整備を図るとともに、一日も早い「南越駅」の開業が実現するよう、県をはじめ関係団体と連携し、継続して政府等関係機関に強く働きかけていくことが重要となっています。

### 【基本施策】

#### 1) 北陸新幹線の整備促進

敦賀までの工事実施計画の一括認可及び早期整備を図るとともに、一日も早い「南越駅」の開業を実現するため、北陸新幹線「南越駅」設置促進期成同盟会及び越前市特急・新幹線対策促進期成同盟会並びに県及び県北陸新幹線建設促進同盟会など関係団体と連携し、政府等関係機関に強く働きかけます。

また、整備新幹線着工の前提条件である経営分離など並行在来線のあり方についても、県を主体とし、沿線自治体のみならず全県的な合意形成を図りながら推進するよう、県に働きかけていきます。

## 2) 北陸新幹線「南越駅」周辺の整備

北陸新幹線「南越駅」予定地周辺については、自動車交通との結節機能を有する広域交通交流拠点として、平成15年4月に策定した「南越駅周辺整備構想」及び「越前市都市計画マスタープラン」を基本として検討を行います。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
北陸新幹線整備促進事業	沿線自治体、関係団体とともに北陸新幹線「南越駅」設置促進期成同盟会を組織し、敦賀までの早期認可及び「南越駅」の早期着工、早期開業を目指した事業を展開します。

### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各種団体で組織する越前市特急・新幹線対策促進期成同盟会等と連携を強化し、北陸新幹線及び「南越駅」の早期実現に向けて、建設促進運動を展開します。</li> </ul>

## (3) 駐車場の整備

### 【現況と課題】

本市では、公共駐車場として武生駅北パーキングや武生中央公園文化センター南駐車場の整備を行い、パークアンドライド駐車場としては、JR利用者のために武生駅東駐車場、福井鉄道利用者のために北府駅・スポーツ公園駅・家久駅駐車場が整備されています。

また、中心市街地や近隣商業地域、都市計画道路沿線など一定の地域においては、駐車需要が発生する集客施設整備の際に、駐車場附置義務条例により駐車場の確保を義務付けています。

しかし、中心市街地においては、店舗や住宅の郊外移転による跡地の多くが月極駐車場として活用されているものの、**観光バス駐車場も含め**買物客やまちなか回遊の観光客に対する短時間駐車に適した駐車施設が不足しているのが現状です。

今後は、既存駐車場の有効利用を図りつつ、来街者のための駐車場が必要となっています。

### 【基本施策】

#### 1) 駐車場の整備

中心市街地内の駐車場対策として、社会実験事業を踏まえ、共同駐車場設置の方向性を検討します。

さらに、中心市街地の活性化並びにまちなか観光を推進するため、まちづくり会社と連携し

て、イベントやバスツアー時に利用できるよう、事業者の協力による民間駐車場の有効活用を推進します。

また、公共交通の利用のためのパークアンドライド駐車場の利用促進を図ります。

## 2) 利用者の支援

これまで市街地内へ公共駐車場を整備してきましたが、特に市外からの来訪者の方にとっては位置が分かりにくいことから、駐車場の利用促進と円滑な誘導を図るため、案内標識の整備や情報提供を行います。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
中心市街地駐車場整備事業	中心市街地への来街者の利便性の向上を図るため、駐車場を確保します。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 中心市街地への来訪者のため、事業者の協力による民間駐車場の有効活用による駐車場確保に取組み、まちなか活性化への活用を図ります。
- ・ パークアンドライド駐車場などの利用促進を推進します。

## (4) 道路の整備と維持管理

### 【現況と課題】

都市の骨格をなす道路は、市民生活に最も密接な都市基盤施設であり、その整備及び維持管理は非常に重要です。

本市においては、都市計画道路 42 路線・延長 93.6 kmの内、約 70%を整備してきましたが、約 28 kmは整備未了となっています。都市計画道路のうち、東西交通網の最重要路線である戸谷片屋線の整備は、市街地における通過交通排除に伴う渋滞緩和など、大きな効果が見込まれています。今後は、さらに戸谷片屋線の整備効果を最大限発揮するため、中心市街地から戸谷片屋線へのアクセス向上、並びに戸谷片屋線を含めた環状網の交通ネットワークの形成が不可欠であり、新たな連絡幹線道路網の整備が必要となっています。

一方、生活道路としての市道は、幅員が狭い箇所や曲がりくねった道路が多く、円滑な通行や交通安全、防災の観点からも整備を必要とする箇所が多く存在します。

また、高齢者や障がい者など交通弱者の通行安全を確保するため、歩道の新設・拡幅やバリアフリー化などによる、人と車が共存できる道づくりが求められています。さらに、地球環境に配慮し、歩行・自転車による通勤・通学のための道づくりも必要となってきています。

市道の維持管理については、**経年経過による損傷箇所**や**市道管理**延長の増加とともに、**道路**

に係る維持管理経費は年々増加し、再整備に大きな事業費を要する橋梁においても、予防的対策を施すことによりその長寿命化を図る必要があることから、厳しい財政状況を踏まえ、計画的・効率的な維持管理が求められています。

## 【基本施策】

### 1) 道路ネットワーク計画

本市の都市構造の骨格をなし、最重要路線として整備を進めている戸谷片屋線の早期完成を目指します。また、本路線の供用開始により、交通動向に大きな変化を生じることが予想されることから、引き続き本路線と接続する幹線道路ネットワークの強化を図ります。

また、隣接する市町と連絡する国道・県道及び幹線道路の整備を促進し、広域的な連携を強化していくためにも、一層の整備促進を国・県に要請します。

### 2) 産業支援の道路整備

市道第 3801 号線（丹南広域農道）など工業団地へアクセスする道路については、産業活動を支援するための基幹道路として整備を推進します。また、この基幹道路に接続する道路についても、交通量の増加による安全確保や通行の利便性向上のため、改良などの整備促進を図ります。

### 3) 生活道路の整備

市民生活に直結する生活道路については、概ね整備は進んできていますが、地域の特性に応じ安心して安全な道路を目指し、改良や舗装工事など適切な維持・整備に努めます。

### 4) 人にやさしい道路の整備

交通弱者と言われる児童、高齢者、障がい者などの安全で安心な歩行空間を確保するため、現場状況に応じた歩道の拡幅整、バリアフリー化など人にやさしい道路を目指します。

### 5) 道路・橋梁の維持管理

道路の計画的な維持管理を行うため、地理情報システム（越前市統合型GIS）を活用し、効率的な台帳管理を行い、道路施設の計画的な修繕、苦情への迅速な対応に努めます。

また、橋梁の延命化を図るため、「越前市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防的な修繕等を施すことによりライフサイクルコストの低減に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
戸谷片屋線及びアクセス道路整備事業	戸谷片屋線の早期完成と、本路線と接続する幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークの強化を図ります。

基幹道路整備事業	市道第 3801 号線（丹南広域農道）を基幹道路として位置付け、交通量の増加による安全確保や通行の利便性向上のため、改良などの整備促進を図ります。
橋梁長寿命化事業	「越前市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防的修繕策を講じることにより橋梁の延命化を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 道路美化活動に取り組みます。
- ・ 道路利用のマナーの向上に努めます。

## （５）雪に強い道づくり

### 【現況と課題】

交通手段として自動車に大きく依存している地方都市においては、各地域を結ぶ道路の整備、円滑な交通の確保は、市民生活、産業活動を支えるうえで欠かせないものとなっています。しかし、降雪地域にある本市では、市街地において古い街並みが多く残っているため、機械除雪の困難な狭あい道路が多く存在することが大きな課題となっています。

また、郊外においては、災害・緊急時における交通網確保のためにも、除雪対策の充実が道路行政の重要な課題の一つです。

このため、交通確保の手段として、機械除雪を基本とし、消融雪施設も活用することにより雪に強い都市づくりの推進を図ってきました。

しかし、社会情勢の変化から施行業者数の減少や除雪機械のオペレーターの高齢化など新たな課題も浮彫りになってきているとともに、歩道除雪についても態勢の充実が求められるなど、行政による除雪対策だけですべてを対応することは困難となりつつあります。このような状況のなか、市民と一体となった取組みの必要性が高まっています。

今後も市民生活確保の観点から、**幹線道路網の確保**や狭あい道路における自治振興会との協働による除雪の推進を図る必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 道路除雪対策の充実

国や県との連携強化を図り、市民生活をはじめ産業活動などに支障をきたさないよう努めます。また、気象や積雪の情報を収集し、効果的で効率的な除雪の実施に努めます。

#### 2) 歩道除雪対策の充実

歩道除雪の要望が年々高まっているなか、これまでの機械による歩道除雪に加え、地域住民等の協力を得ながら学校周辺の通学路を中心に除雪を実施し、歩行者の安全確保に努めます。

### 3) 道路無雪化事業の推進

「越前市道路無雪化事業計画」に基づき、交通量が多い産業支援道路や市街地間を結ぶ道路、緊急輸送道路に指定されている道路など費用対効果の高い幹線道路の計画的な消融雪施設の整備を進め、冬季間における国道・県道との交通ネットワークの確保に努めるとともに、生活道路の消融雪施設の整備にも努めます。

#### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
雪寒地域道路整備事業 (道路無雪化事業)	「越前市道路無雪化事業計画」に基づき、冬期間の災害や緊急時における交通網の確保のため、計画的に幹線道路の無雪化を進めます。
狭あい道路除雪事業	市直営路線の出動基準に準じて、狭あい道路の除雪対策に取り組みます。

#### 《主要な協働の取組み》

##### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 自治振興会、町内会などによる狭あい道路などの除雪の取組みを推進します。
- ・ 通学路などの歩道除雪への取組みを推進します。

## 第5節 環境にやさしいまちづくり

### (1) 持続可能な循環型社会の推進

#### 【現況と課題】

本市では、“環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐ”ことを目指して、平成19年に「越前市環境基本計画」を策定しました。

また、この基本計画の着実な推進を図るため、自治振興会や環境団体等の代表者で構成するE E (Echizen Ecological) ネットワーク協議会を設け進行管理を行っています。

日々の暮らしの中で、私たちは便利で快適な生活を追い求め、現在の高度な産業構造や経済システムづくりあげてきました。しかし、その一方で、河川の水質汚濁や不法投棄、廃棄物の増大などの問題を引き起こしてきました。

さらに近年では、豪雨や猛暑など異常気象が多発し、地球温暖化が原因の一つではないかとも言われています。

そこで、本市では電気自動車を平成21年に2台導入し、公共施設に太陽光発電設備を設置するとともに、家庭用太陽光発電設備やマイカーへの電気自動車の導入促進を図るための支援制度を創設するなど、新エネルギーの導入促進に取り組んでいます。

今後も、温室効果ガスの排出削減や廃棄物の発生抑制など環境への負荷を削減していくとともに、省エネ・省資源化、リサイクル推進など、次世代により良い環境を引き継いでいくため

持続可能な循環型社会の構築が求められています。

## 【基本施策】

### 1) 地球温暖化防止への貢献

地球温暖化対策について、政府は、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比 25%削減を目標にすることを検討しています。本市でも、「越前市地球温暖化対策実行計画（家庭部門）」に基づき、地球温暖化防止のための取組みを市民に啓発し、市民・事業者とともに地球環境保全に向けた幅広い取組みを進め、環境負荷の削減に努めます。また、公共施設への太陽光発電設備や LED 照明など新エネルギー・省エネルギー機器の導入を促進するとともに、家庭用太陽光発電設備や電気自動車等の導入促進を図るための支援や基盤整備に努めます。

さらに、市内の事業所における環境改善の取組みを推進するため、ES えちぜん環境マネジメントシステムの認証取得事業所の拡大を目指します。

また、省エネ法の改正に伴い、市施設におけるエネルギー中長期計画書を作成し、省エネルギーの推進に努めます。

### 2) ごみ減量、再資源化の推進

本市のごみ排出量は、ごみの減量化や分別収集の徹底、再資源化の推進により、平成 16 年度をピークに減少してきています。平成 21 年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 763g であり、県の平成 22 年度目標値の 940g を大きく下回っています。

今後も、限りある資源を有効利用するため、さらなるごみの減量化と再資源化、分別収集の徹底に取り組みます。

古紙類の資源回収については、燃えるごみの約 6 割が紙類であることから、「雑がみ救出作戦」と銘打って紙製包装容器の集団回収に取り組みます。

また、資源の有効利用の観点から、生ごみの資源化について、家庭で簡単に出来る土のう袋などを用いた生ごみ堆肥化を推奨していきます。

ごみ処理体制の整備については、南越清掃組合 **第 1 清掃センターのごみ焼却施設が稼働後 26 年経過していることから、構成する 3 市町で新たなごみ焼却施設の整備について検討を進めます。**

### 3) 環境学習の推進

より良い環境を持続させるためには、次世代を担う子どもたちの幼児期からの環境学習が重要であり、保育園、幼稚園における親子環境学習会を開催します

小中学校の環境教育を推進するため、総合学習の時間や出前講座を活用した環境教育学習を行い、児童生徒への環境に関する意識の啓発・育成に取り組みます。

また、「CO2CO2(コソツ)ダイエット大作戦」と銘打った家庭でのライフスタイル転換の推進や幼児、親子、住民を対象とした各種出前講座を開催し、地球温暖化防止やごみの分別減量リサイクルに関する啓発に取り組みます。

エコビレッジ交流センターについては、運営の効率化を図りつつ、里山の豊かな自然環境を教材として、市民を対象とした環境学習・地域づくりを進めます。

市内の環境団体に構成される「エコラブえちぜん」の環境活動を支援し、協働して環境保全の取組みを進めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
環境基本計画推進事業	「越前市環境基本計画」の具体的な指標と達成すべき目標を目指し、E Eネットワーク協議会での協議や提言のもと進行管理を行いながら、市民と連携して計画の推進を図ります。
地球温暖化対策推進事業	「越前市地球温暖化対策実行計画(家庭部門)」のもと、温暖化防止のための取組みを市民に周知啓発するとともに、新エネルギーや省エネルギー機器の普及促進に取り組みます。さらに、省エネ法に基づき、市の公共施設におけるエネルギー消費量削減に取り組むとともに、新エネルギーや省エネルギー機器の導入に努めます。また、事業所へは ISO の越前市簡易版環境マネジメントシステムを引き続き推進し、認証機関である「えちぜん環境認証機構」において認証事業の普及促進を図ります。
ごみ減量化推進事業	ごみの適切な分別・排出を市民に周知啓発するとともに、ごみ減量化リサイクル推進員の増員に努め、ごみの減量化に取り組みます。
再資源化推進事業	学校給食残渣生ごみの堆肥化モデル事業や、家庭で出来る生ごみの堆肥化による再資源化を推進します。また、雑がみなど古紙類の資源化回収を奨励推進し、一層の循環型社会の構築に向けた取組みを行います。
環境教育推進事業	自ら環境のことを考え行動する市民を養成するため、保育所・幼稚園・小学校などでの環境学習会をはじめ、市民を対象にした各種出前講座を実施します。
エコビレッジ交流センター管理事業	良好な環境の保全・創造に資する担い手の育成と環境にやさしい地域づくりを進める拠点及び環境情報の受発信の場として、エコビレッジ交流センターの管理運営に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E Eネットワーク協議会と連携して「越前市環境基本計画」の進行管理を行い、市民とともに計画の推進に取り組みます。</li> <li>・ 家庭でできる温暖化対策を周知啓発し、地球規模の環境問題に関心を持って行動するよう努めます。</li> <li>・ ごみ減量化リサイクル推進員とともにごみの分別と再資源化を推進し、一層のごみ減量化に取り組みます。</li> <li>・ 幼稚園、保育園、小学校、自治振興会などと連携し、環境教育の充実に努めます。</li> <li>・ 環境活動団体の活動に関する情報を広く周知し、市民の環境活動への意欲を高めます。</li> </ul>

## (2) 望ましい環境の保全・創造

### 【現況と課題】

本市は、緑の景観や潤いのある水辺の河川など豊かな自然環境に恵まれており、これらを守り育て、将来に引き継ぐ持続的な社会づくりをしていく必要があります。きれいな空気や水な

どは、私たちが健康で快適な生活を送る上で重要な要素です。

このため、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害や不法投棄・空き地管理・野焼きなどの多様化した環境課題に市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが重要であり、監視体制や環境保全・美化活動の推進が必要です。

里地里山の保全に関しては、本市の西部地域は絶滅の危機に瀕しているアベサンショウウオの国内最大の生息地で、県内一の希少野生生物の宝庫であり、平成16年に環境省の「里地里山保全再生モデル事業」の実施地域に選定されました。これを契機に、住民主体による里地里山の保全活動が展開され、平成20年には「里地里山保全再生全国フォーラム」、平成21年には「呼び戻そうコウノトリ」を開催するなど、積極的に里地里山の保全と情報発信に取り組んでいます。

また、コウノトリが定住できるような環境づくりを目指して、無農薬無化学肥料による「コウノトリ呼び戻す農法米」の生産も始めたところ、平成22年4月1日に2羽のコウノトリが飛来し、そのうち1羽が107日間本市に滞在しました。

今後も、コウノトリが再び飛来するような豊かな自然環境保全に向けた取り組みが期待されており、西部地区をはじめ、「守り伝えたい福井の里地里山30選」に選定されている「丹生山地南部」、「三里山」、「味真野」の3地区などで、里地里山の保全再生に結びつくようにさまざまな活動を支援するとともに、継続的に活動を続けていける体制を築いていく必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 生活環境・自然環境の保全

大気汚染・悪臭、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染及び地下水の汚染について、適正監視に努めるとともに、野焼きの禁止や空き地の適正管理など生活環境の保全を推進します。

自然環境の保全のため、不法投棄防止や環境美化活動に対する市民の意識向上を図り、より良い環境づくりを推進します。

また、民間事業者については、市・住民との環境保全協定の締結を進めるとともに、ESえちぜん環境マネジメントシステムの認証取得を推進し、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

### 2) コウノトリが舞う里づくりの推進（再掲）

人と自然との共生、つまり「生き物と共存する越前市」を目指し、本市に縁のあるコウノトリをシンボルと位置付け、市民との協働により「コウノトリが舞う里づくり」を推進し、人と生き物の元気な里地づくりを進めます。

希少野生生物の生息地となっている里地里山の良好な自然環境の保全、適切な維持管理に努めます。また、無農薬無化学肥料による「コウノトリ呼び戻す農法米」など、生き物を育む農法の推進につなげます。

小中学生を対象とした自然観察会や農林業体験など環境学習と自然体験活動を推進します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
環境美化活動 推進事業	地域団体や町内会、市内企業や環境美化活動ボランティア団体と協働で、市内でのクリーン活動を推進するとともに、不法投棄防止のため、市民、関係機関と連携し、監視活動と市民意識の向上に努めます。
コウノトリが舞う 里づくり推進事業 (里地里山保全事業)	「コウノトリが舞う里づくり構想」に基づき、人と生き物の元気な里づくりを推進します。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者との連携により地域の環境改善に努めます。</li><li>・ 市民、行政、団体などによる環境保全監視活動を実践します。</li></ul>

## 第1節 地域が支える防災体制の充実

### (1) 地域防災力の充実

#### 【現況と課題】

平成16年の福井豪雨や平成18年豪雪のような、市民の生命と身体及び財産に大きな損害を与える風水害、地震、雪害などの災害が発生する可能性は常にあり、こうした災害に即応できる防災体制を確立することが急務となっています。

災害発生時の初動期において、重要な役割を果たすのは住民であることから、区長を中心とした自主防災組織の活動や各種ボランティアの活用などにより、地域防災力を向上させることが大変重要です。そこでこれまで、自主防災組織育成事業補助金交付制度を設けながら、自主防災組織の結成促進を図り、ほぼすべての町内で組織しました。今後は自主防災組織の育成、充実を図ることが課題です。

また、一人暮らしの高齢者や障がいのある人などが災害時に速やかに避難できるように、「越前市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、支援体制の確立を図ってきましたが、関係団体の協力のもと、支援員の確保など、さらなる充実を図る必要があります。

大規模災害時には、災害ボランティアの活躍が被災地の救援に大きな役割を果たします。各地から救援に駆けつける災害ボランティアの活動に対する的確な支援、連携が求められています。

#### 【基本施策】

##### 1) 自主防災組織の強化

災害発生時に行政と地域住民、事業所などが一体となって災害対策活動に取り組み、被害を最小限に抑えるため、区長・自治連合会や南越消防組合と連携しながら、地域の実情に即した自主防災組織の充実・強化及び地域防災リーダーの育成・強化や防災マニュアルの作成に努めます。

併せて、町内ぐるみの自主防災組織や自治振興会などとの協働により、災害発生を想定した防災訓練を実施し、地域の機動性のある初動体制確立を推進します。

##### 2) 災害時要援護者支援体制の充実

災害時要援護者に関する情報（氏名、住所、情報伝達体制、必要とされる支援内容など）を平常時から収集、管理し、**要援護者の把握に努めるとともに**、地域と連携し避難支援計画の推進に努めます。

##### 3) 災害ボランティア活動への支援と連携

災害時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、ボランティアによる各種活動が重要になることから、ボランティア意識の普及啓発、既存ボランティアの活用などを推進します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
地域防災対策事業	自主防災組織の充実・強化を図り、地域の実情に即した避難マニュアル作成を推進し、地域防災力の強化を進めます。
災害時要援護者支援事業	要援護者（災害時において自力で適切な防災行動をとることが特に困難と思われる住民）の把握と避難支援の充実に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自主防災組織などの組織力強化、人材育成に取り組みます。</li><li>・ 地域との連携により、要援護者の事前把握や救助・避難誘導・初期消火などへの取組みを推進します。</li></ul>

## （２）危機管理体制の充実

### 【現況と課題】

災害発生の初期段階における活動が、その後の被害の大小に大きく影響しており、地域の自主防災組織の災害対応力の強化、迅速な情報伝達体制、初動体制を確立する必要があります。

異常気象などによる広域的な大規模災害に関心が高まるなか、台風、洪水、土砂くずれ、豪雪などの災害から市民の生命と財産を守るため、「越前市地域防災計画」を策定し防災行政の推進に努めてきました。特に、市総合防災訓練の実施や全国で発生した災害を踏まえ、地域防災計画の迅速な見直しを図りながら、同報系防災行政無線の整備による避難情報伝達体制の強化、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入、緊急連絡メールシステムの活用、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの作成・配布、災害時協力協定の締結、広域避難場所とのLANケーブル網の整備など防災対策の充実を着実に進めてきました。

今後、近年の集中豪雨など自然災害の発生状況を踏まえ、地域での避難訓練を実施するなかで、地域に即した避難態勢や避難所の充実、情報伝達体制の強化を図り、災害発生時の被害を最小限に図る必要があります。

平成16年6月の「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」の制定により、国、県の方針に基づき、武力攻撃などから市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活などに及ぼす影響を最小限にするため万全の措置を講ずることが求められています。また、災害をはじめ新型インフルエンザ等感染症を含めた緊急事態の発生に備えて、行政事務の業務継続計画の策定など危機管理体制の確立を図る必要があります。平成21年3月に「越前市情報部門としての業務継続戦略」を策定、平成21年5月には「越前市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、同年6月には職場における感染防止対策と新型インフルエンザの発生段階に応じた確に業務を遂行することを目的とする「越前市新型インフルエンザ発生時業務継続計画」を定めました。今後も、業務継続性の確保に向けた取組みを推進していく必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 地域防災計画の更新

「越前市地域防災計画」については、災害時に備えた情報の収集・伝達体制や初動体制、集中豪雨時などの情報伝達及び要援護者への避難支援の強化などの事項を中心に見直しを行います。併せて、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を活用し、避難所情報や災害学習情報による災害意識の高揚と普及に努めます。

また、さまざまな災害・事故の発生に備え、県、関係市町、関係機関との緊密な連携のもと、速やかな対応に努めます。

### 2) 国民保護計画に基づく体制整備

市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、「越前市国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態などにおいて、避難指示の伝達、避難住民の誘導、救援救助及び応急措置を迅速に行える体制を整備します。

### 3) 災害対応訓練の実施

災害発生時を想定した防災訓練の実施などを通じて、災害対策活動が円滑に実施できるよう、災害対策本部の設置、地区拠点基地の開設及び拠点基地運営本部や広域避難所の運営、自主防災組織の活動などの機能的な初動体制の確立を図ります。

避難訓練及び防災資機材の活用訓練や避難路の点検、情報伝達手段の確認に努め、災害時における迅速かつ適切な避難誘導等を行う体制を整備します。

### 4) 防災行政無線の整備拡充

防災に関する情報を伝達する非常用サイレンの整備など、音声や音による伝達を進めるため、防災行政無線の整備充実を進めます。また、順次、同報系デジタル無線、移動系デジタル無線への移行に向けて検討を進めます。

### 5) 情報伝達体制の強化

情報を共有することで、災害時における円滑な避難や救援活動を実現するため、地域住民や団体と連携し、緊急メールのほかテレビ、ラジオなどの伝達手段の多様化により、正確で迅速な情報伝達体制を強化します。

市民に広く防災知識、防災思想の普及を図り、防災に対する関心を高めます。

また、市内在住の外国人に対する災害時の情報伝達体制の整備に努めます。

### 6) 災害対応施設などの充実

県との連携、協力体制のもと、防災拠点施設の充実を図ります。

避難所などの身近な防災関係施設・設備の整備や資機材、備蓄品などの確保に努めます。

また、防災協定に基づき、関係団体と連携を深め、災害時の支援体制の充実に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
災害対応訓練実施事業	さまざまな大規模災害が発生したとの想定で国、県や関係機関、関係団体との連携により情報の伝達や防災資機材の活用、要援護者の避難などの訓練を実施します。
防災行政無線整備事業	防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機の配備、非常用サイレンの整備などについて必要箇所への設置を進めます。
地域安全情報共有システム整備事業	身近にある安全・安心情報を市民や関係機関から投稿してもらい、地図や掲示板のうえで提供することにより、一層の情報の伝達の迅速化を図り、市民と関係機関の連帯の強化を進めます。
業務継続計画事業	自然災害、地震、新型インフルエンザの流行などの緊急事態において、平常時から業務継続計画を準備し、緊急時に業務の継続・早期復旧を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 「地域防災計画」の内容や災害危険区域の情報を周知し、地域の自主防災活動へ反映します。
- ・ 全市及び地域毎に総合的な防災訓練に取組み、防災意識の高揚を図ります。
- ・ 災害復旧ボランティアやNPOなどによる復旧活動の受け入れ体制など、緊急時の対応について検討・確認します。

## 第2節 郷土を守る治山・治水対策の充実

### 【現況と課題】

近年、各地で局地的な集中豪雨が多発するなど、異常気象による水害、土砂災害等の不測の事態がいつ起こるか分からない状況です。

このため市は、国や県と連携し、災害の未然防止対策として、台風時や集中豪雨時に増水の危険性が高い吉野瀬川・鞍谷川の河川改修や吉野瀬川ダム建設の治水対策と砂防・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害対策の推進など、ハード事業を着実に実施しています。また、福井豪雨による被災箇所については、公共土木施設災害復旧事業や公共土木災害助成事業、あるいは治山事業等によって集中的に整備を行ってきました。併せて、洪水ハザードマップの作成や土砂災害警戒区域の指定によって、危険区域の周知等ソフト事業を展開し、防災意識の向上に努めています。

今後も、河川改修やダム建設等による災害の未然防止対策事業の一層の推進と河川の堆積土砂の撤去など、身近な治水対策を図るとともに、平常時より防災情報を市民と共有するなか、災害に強い都市づくりへの総合的な取組みと継続的な体制づくりが必要です。

### 【基本施策】

#### 1) 治山対策の推進

森林の保全、土砂の流出・崩壊の防止などの目的を達成するため、森林の維持・造成に必要な治山事業を国や県と連携し推進します。

また、山地災害危険箇所区域などの点検を行い、応急対策や復旧対策を実施し、豊かな水を育む森林づくりを推進します。

## 2) 治水対策の推進

過去にたびたび避難勧告を発令している吉野瀬川については、河川改修とダム建設の両事業の促進を図るとともに、地域整備事業を国や県と連携し推進します。さらに、災害時に越水し被害が甚大であった服部川の河川改修事業の早期着手を要望するとともに、**その他の河川も含め**、現在の機能が最大限発揮できるよう、県と連携し堆積土砂の撤去や**立木の伐採**等に取り組みます。

また、流域内の保水・遊水機能の確保、土地利用の抑制と誘導策などについても取り組み、被害の軽減を図ります。

なお、**市が管理する準用河川や普通河川**についても、**河川機能確保に努めます**。

## 3) 土砂災害の防止

市民の生命と身体、財産を土砂災害から守るため、土石流・がけ地崩壊の発生が予測される区域を明らかにし、これを周知するとともに、自主避難に必要な情報の提供に努めます。山腹崩壊や溪岸浸食など、土砂流出の恐れのある区域については砂防指定地の申請を行い、自然環境に配慮しながら、砂防堰堤及び溪流保全工などの施設整備を県と連携し促進します。また、がけ地崩壊については、急傾斜地の指定に基づき、崩壊対策事業により対策を推進します。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
治山対策推進事業	山地災害の予防対策、早期復旧を図るため、治山施設の設置や防災機能の高い森林整備などを推進します。
治水対策推進事業	吉野瀬川河川改修事業と吉野瀬川ダム事業の建設促進を図り、併せて地域整備事業を国や県と連携し推進します。 服部川の河川改修事業の早期着手と、その他の河川も含め、河川機能の確保のため堆積土砂の撤去及び立木伐採並びに改修事業に取り組みます。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 植樹、山林の保全活動などへの取組みを推進します。
- ・ 災害復旧ボランティアやNPOなどによる復旧活動の受け入れ体制など、緊急時の対応について検討・確認します。
- ・ 山地災害情報モニター制度を活用し、災害の早期発見、早期対策による災害の未然防止を図ります。

## 第3節 地域ぐるみの防犯対策の充実

### (1) 子どもの安全・安心の確保

#### 【現況と課題】

県内の治安情勢は、平成15年以降、刑法犯認知件数が減少し続けていることから、治安が維持されていると言えますが、体感治安としては、依然として厳しい状況にあります。さらには、他県で子どもに対する凄惨な事件が発生するなか、県内においても子どもに対する声かけ事案などが増加傾向にあり、治安に対する不安は今なお解消されない状況にあります。

そうしたなか、「自分たちのまち自分たちで守る」という基本理念のもと、犯罪に強いまちづくりを推進するために、市民が関係機関や団体等と様々な防犯活動に取り組み、市民参加型の安全・安心なまちづくりを進めています。

今後の課題として、「子どもの安全・安心の確保」などの防犯活動に継続して取り組み、安全で安心なまちづくりを着実に進めていく必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1) 安全・安心情報共有化の推進

警察や防犯隊、自治振興会など関係機関・団体とのネットワークの強化、各地区における安全安心マップの作成促進、緊急メール配信システムの運用などにより、子どもの安全・安心に関する情報を地域全体で共有する仕組みの確立を図ります。

##### 2) 安全・安心なまちづくり

防犯パトロール隊や子ども見守り隊などの組織、活動を積極的に支援するとともに、警察署や自治振興会、防犯隊、PTAなど各団体との連携を深め、「子ども110番の家」の充実など、子どもの安全を地域全体で見守る環境づくりを進めます。

また、通学路の照明施設の充実など防犯環境の確保に努めます。

#### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
安全安心まちづくり事業	各地区における安全安心マップの作成を促進し、緊急メール配信システムを充実します。 「日本一安全・安心な“越前市・南越前町”まちづくり運動協議会」による事業を実施します。

#### 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"><li>学校、家庭、PTAや自治振興会、防犯隊、見守り隊などの関係機関が連携し、子どもの見守りやあいさつ運動などにより、いじめや不登校・非行防止に取り組みます。</li><li>「地域の安全・安心は地域で守る」との認識のもと、地域ぐるみの防犯活動、パトロールな</li></ul>

どへの取組みを推進します。

## (2) 地域防犯活動の推進

### 【現況と課題】

近年、地域における人間関係の希薄化や景気低迷による生活への不安などを背景に、社会の秩序や安定を脅かす出来事や事件が発生しています。また、自転車盗難や車上狙いといった街頭犯罪など身近で発生する犯罪に対し市民の不安も高まっています。

そうしたなか、警察や防犯隊、自治振興会などの関係機関や団体等が行う規範意識を培うための活動や、犯罪に巻き込まれないために市民も協力して行う防犯活動などを通じて、地域の防犯力のアップと自主防犯活動の参加促進を図っています。

市民が安全で安心して暮らしていくためには、地域における住民同士のつながりや助け合いなど、いわゆる地域のコミュニティによる安全・安心なまちづくり運動を今後もサポートしていく必要があります。

また、振り込め詐欺や架空請求など複雑化、巧妙化する犯罪から身を守るためには、地域住民一人ひとりの防犯に対する意識をさらに高めていく必要があります。

防犯効果のある設備の整備などにより、犯罪が起こりにくい居住環境を整備することも課題となっています。

### 【基本施策】

#### 1) 地域安全活動の促進

防犯に関する施策を円滑に実施し、その目的を達成するために、警察署や自治振興会、防犯隊、PTAなど各団体との連携を深めるとともに、防犯隊活動の充実や自主防犯パトロール活動の推進など、関連団体による防犯活動を促進します。

#### 2) 防犯意識の向上

巧妙化、悪質化する犯罪に対応するため、最新の防犯情報の発信や関係機関と連携した各種講習会の開催などを通じて、**第一に自分の身は自分で守る**という市民の防犯意識の向上を図ります。

#### 3) 防犯設備の充実

防犯灯をはじめとした各種の防犯設備の充実を進め、犯罪が発生しにくいまちを目指します。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
防犯対策事業	防犯隊や自主防犯パトロール、青色回転灯によるパトロールなどの防犯活動の推進や、防犯灯などの防犯設備の充実を図ります。

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 自治振興会、防犯隊、見守り隊、PTAなど地域ぐるみの防犯活動、パトロールへの取組みを推進します。
- ・ 犯罪を寄せつけないまちのイメージ形成を図ります。

## 第4節 消防・救急体制の充実

### 【現況と課題】

市民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水害や地震などあらゆる災害による被害を軽減するために、昭和45年9月に南越消防組合を設立し、1市2町で消防事務全般について共同で取り組んでいます。

組織体制としては、常備消防は1消防本部3消防署2分署（定数145人）、非常備消防は3消防団（越前市・池田町・南越前町）で構成されています。

また、本市の自主防災体制として、各町内に自警消防隊（215隊）、事業所で組織している自衛消防隊（76隊）があります。

さらに、幼少年期の防火意識の育成・高揚を図るために幼稚園・保育園単位で幼年消防クラブ（44班）、小学校単位で少年消防クラブ（17班）が結成されています。

本市の火災の発生件数は、合併後、最多が平成20年の30件、最少は平成21年の18件です。火災を早期に消火するため、常に訓練を行い、出動態勢を保持するとともに、消防装備の充実や技術の向上に努めています。救急の出場件数は、平成19年以降は1,900件台で推移し、減少傾向にあります。高規格救急自動車の整備や救急救命士の養成で救急体制の充実を図り、救命率の向上に取り組んでいます。

近年、相次いで発生する自然災害や地域社会の変化による災害の複雑・多様化、大規模化への対応など、消防を取り巻く状況は大きく変化しており、市民の生命、身体及び財産を火災や地震等のあらゆる災害から守るための消防行政を積極的に推進していく必要があります。

このため、消防・救急体制のさらなる強化と、一般家庭、事業所、消防団や自主防災組織など地域の総合的な防災力の充実に取り組む必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 消防力の充実・強化

複雑・多様化、大規模化する災害などに適切に対応するため、常備消防では、危機管理体制の強化、消防職員の資質・技能の向上を図るとともに、各種消防車両、資機材などの適切な更新整備を進めます。

非常備消防では、地域防災の要となる消防団員の確保と教育訓練を推進するとともに、消防団車両等の更新整備を図り、効果的な非常備消防体制の充実に努めます。

また、情報通信体制の整備や消防水利の充実を図ります。

さらに、地域防災力を高めるため、自警消防隊、自衛消防隊の育成強化に努めます。

## 2) 救急・救助体制の充実

救急隊員の資質向上と救急救命士の養成に加え、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材の整備を促進し、医療機関との連携・連絡体制の強化を図るとともに、市民に対し、自動体外式除細動器（AED）の取扱いを含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及促進に努めます。

また、水難を含む多様な救助事案に対応するため、救助隊員の資質向上や救助用資機材の整備に努めます。

## 3) 火災予防対策の推進

市民の防火意識の高揚をはじめ、多数の人が出入りする施設及び災害時要援護者施設に対し、消防用設備などの設置指導、初期消火や避難誘導などの初動態勢確立など、ハード・ソフト両面の防火安全対策の徹底を図るとともに、危険物の安全な貯蔵、取扱い確保のため、技術基準の遵守及び自主保安体制の強化に努めます。

また、火災予防意識の啓発と住宅防火対策を推進するため、防火診断の実施強化や住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器の普及促進に努めます。

さらに、市民や関係機関などと協力して、地域ぐるみの放火されない環境づくりを進めるとともに、幼・少年期における防火意識の高揚を図るため、幼年・少年消防クラブの育成など予防教育の推進に努めます。

## 4) 消防救急無線のデジタル化

国が進める消防救急無線のデジタル通信方式への移行に取り組みます。また、消防の広域化について研究していきます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
消防力強化事業	消防職員の資質・技能の向上や常備消防の消防車両、資機材などの更新整備、消防通信体制や消防水利を整備拡充します。
消防団強化事業	消防団員の確保と教育訓練を推進し、消防団車両、資機材などの更新整備を図り、効果的な非常備消防体制を充実します。
救急・救助強化事業	救急救命士の養成、救急・救助隊員の資質向上、高規格救急自動車、高度救急資機材及び救助用資機材の整備促進、応急手当の普及促進に努めます。
火災予防対策推進事業	防火安全対策として、火災予防広報、住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の普及を促進します。また、幼年・少年消防クラブの育成など予防教育を推進します。

### 《主要な協働の取組み》

#### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 消防団、各地区自治振興会、自主防災組織と連携して地域防災力を高めます。
- ・ 自警消防隊、自衛消防隊の育成強化に取り組みます。
- ・ 救急の正しい知識と方法を身につけるため、地域住民、事業者などと協働・連携して応急手

## 第5節 暮らしの安全の向上

### (1) 消費者行政の充実

#### 【現況と課題】

規制緩和や高度情報化、国際化の進展などにより、次々と新たな商品やサービスが登場し、消費者の利便性は飛躍的に向上しています。

その反面、商品による新たな事故や新たな悪質商法が発生するなど、消費者問題も複雑・多様化しています。

このような状況に対応するため、平成21年9月に「越前市安全安心な消費生活実現プラン」を策定し、消費者センターの施設の整備や相談・あっせん機能の強化を図り、丹南地域の中心的な消費者センターとして、複雑・多様化する消費者問題の対応に努めています。

今後、さらに市民の消費生活の安全と向上を図っていくには、自立した消費者を育成するとともに、消費者が被害を受けた場合、迅速的確に対応できる消費者センターの確立が必要となっています。

また、消費生活が環境に影響を与えることから、環境に配慮した消費生活の実現を推進していくことも必要となっています。

#### 【基本施策】

##### 1) 相談・あっせん機能の強化

消費者からの相談・苦情に対する確かな助言と迅速な解決に努めるため、全国の消費者被害情報を積極的に収集するなど、消費者センター機能の強化を図ります。

また、複雑・多様化する相談内容に対応するため、相談員の資質の向上を図るとともに、弁護士など相談アドバイザーとの連携を強化します。

##### 2) 潜在被害者の早期発見体制の強化

多重債務者については、様々な媒体を活用して相談機関の周知を図ります。

また、高齢者については、地域包括支援センター等関係機関と連携を強化し、潜在被害者の早期発見を図ります。

##### 3) 消費者の自立支援の強化

広報紙や市ホームページ、消費者出前講座などを活用し、消費者に分かりやすい情報を提供します。

また、各地域において、啓発活動や簡単な相談に対応できる消費者サポーターを養成するとともに、消費者団体の自主的・主体的な活動に対し支援してまいります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
消費者対策事業	消費者センター機能の強化及び潜在被害者の早期発見体制の強化を図ります。 また、消費者の自立支援のための取組みを促進します。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各地域において啓発活動や簡単な相談ができる「消費者サポーター」を養成します。</li><li>・ 高齢者などの潜在被害者を見逃さないため、地域包括支援センター等関係機関と連携を強化し、早期発見を図ります。</li><li>・ 消費者団体と連携し、環境に配慮したライフスタイルへの転換、賢い消費活動を推進します。</li></ul>

## (2) 交通安全の推進

### 【現況と課題】

平成 21 年の本市における人身事故発生状況は、件数で 332 件、死者数 2 人、傷者数 427 人となっています。

平成 21 年に福井県内で発生した事故の状況を見ると、交通死亡事故の半数が高齢者であり、高齢者の運転者に関する交通事故も増加傾向です。

交通事故発生への恐れがある危険箇所などを中心に、交通安全施設の充実に取り組む必要があります。

また、交通安全意識の啓発については、幼児期からの交通安全教育とともに、幼児から若者、高齢者への一貫した交通安全思想の高揚を図ることが重要となっています。

交通安全県民運動期間中や交通死亡事故多発時には、警察、交通安全協会、交通指導員会、交通安全母の会と共に、事業所、団体などと連携して各種交通安全活動を実施しております。

市での人身事故件数は毎年減少し、平成 20 年には交通死亡事故ゼロ 513 日の記録を達成するなど、着実に運動の成果が表れています。今後も交通事故防止の意識向上を図るために、官民一体となった交通安全対策を推進します。

### 【基本施策】

#### 1) 交通安全意識の啓発

国、県の交通安全計画や「越前市交通安全計画」に基づき交通安全の推進を図ります。

警察、交通安全協会、交通指導員、交通安全母の会など関係機関と連携し、保育園、幼稚園、小中学校、老人クラブや地区公民館において、年代の特性に応じた交通安全教室を開催し、交通安全教育の徹底を図ります。

#### 2) 交通安全施設の充実

多様な交通需要に対応するため、道路反射鏡（カーブミラー）、道路の区画線・路面標示、自

発光式道路紙、警戒標識などを整備し、安全で安心な交通環境の充実を目指します。

### 3) 交通災害共済の加入促進

交通事故被害者の経済的な負担を軽減するため、交通災害共済への加入を促進します。

#### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
交通安全対策事業	道路反射鏡、区画線、路面標示、自発光式道路紙などの交通安全施設の整備や交通指導員による街頭指導、交通安全教室による交通安全教育を推進します。

#### 《主要な協働の取組み》

##### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 警察、交通安全協会、交通指導員会、交通安全母の会などの関係団体や地域と連携して、交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努めます。
- ・ 交通安全運動を積極的に推進し、交通事故のないまちづくりに努めます。

## (3) 生活関連施設の充実

### 【現況と課題】

斎場は、昭和47年6月から供用を開始し、平成21年度からは指定管理者制度を導入していますが、火葬設備が老朽化していることから、今後も安定した火葬を行うためには、施設の適切な改修と維持管理を行っていく必要があります。

霊園については、鴨谷霊苑が1,807区画、佐山鹿ノ楽墓園が180区画ありますが、一部未使用の区画があり、**その解消を図る必要があります。**

また、少子化など社会構造の変化により、**今後、承継されない墓地の発生が懸念されます。**

公衆浴場については、公衆衛生の保持のため振興事業や施設整備に対し支援を行っています。

今後も、市民の衛生水準を維持し健康を増進するため、引き続き支援が必要です

### 【基本施策】

#### 1) 斎場・霊園の管理

人生の終焉の場に相応した巖かな施設として、斎場の計画的な改修を行うとともに、適切な管理、運営に努めます。

霊園については、**未使用区画の解消を図るとともに引き続き適切な管理に努めます。**

また、少子化などによる**承継されない墓地の対応について調査・研究を行います。**

#### 2) 公衆浴場の振興

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」などに基づき、振興事業や施設整備支援

を行い、公衆浴場の確保に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
斎場・霊園 管理事業	斎場施設設備の計画的な改修を行うとともに、周辺環境に配慮した適正な維持・管理に努めます。

## 《主要な協働の取組み》

市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働
・霊園については、使用者等と連携し適切な維持管理に努めます。

## (4) 水資源の確保

### 【現況と課題】

日野川流域は多くの市民が生活する地域で、大地と人々の心を潤す日野川の豊かで美しい自然を保持しながら、産業の発展、特色ある文化の蓄積・向上に努めてきました。

榭谷ダムの完成により、農業用水や工業用水の確保、上水道の安定供給、水害の防止などが推進され、市民生活はより安心して安定したものとなりましたが、ダム関連施設などの維持管理や水資源を利用する企業の誘致といった課題も発生しています。

このように、市民生活に安全で安定した水供給を行うには、適正な維持管理と市民自らが水資源の大切さを理解し、ダム周辺地域の自然環境保全活動に参加することや、環境に配慮した生活を営むことも大切です。

日野川流域水資源総合開発事業により開発された水資源を有効に活用し、環境保全及び活用を推進するとともに、日野川流域の消雪利用などの推進を図る必要があります。

### 【基本施策】

#### 1) 水資源の確保

3市2町で組織された日野川水資源保全・活用連絡協議会や日野川流域消雪事業推進協議会を中心に、水資源を有効に活用し、ダム周辺地域の環境保全及び活用を推進するとともに、日野川流域の消雪など、水資源の多目的利用を推進します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
水資源利用 促進事業	自然環境保全及びその啓発のため植樹やダム見学会を実施します。

---

## 《主要な協働の取組み》

### 市民、地域、NPO、事業者などとの連携・協働

- ・ 安定的な水の供給をもたらす自然環境の保全を図り、水資源のかん養のため、植樹などの活動を市民と協働で実施します。

## 第1節 市民自治の推進

### (1) 市民参画・協働の推進

#### 【現況と課題】

本市では、市民と行政とが力を合わせて、自らの責任で自立したまちをつくっていくことを決意し、そのための最も基本的な考え方や原則、ルールなどを定めた「越前市自治基本条例」を定めています。

社会の変革と分権型社会への移行とともに、地方自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても「自己決定・自己責任」のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい自治のあり方が求められており、今後ますます、まちづくりの担い手としての自治振興会やNPOなど市民活動団体の多様な活動が期待されます。

このように、自治振興会やNPOが主体となった市民自治活動をさらに推進し、心豊かな地域社会を形成していくためには、市民一人ひとりが「越前市自治基本条例」に基づく役割と責務を再確認し、地域の自治振興会活動のリーダーや担い手の育成、幅広い市民の参加促進、活動団体の組織強化や協働体制の充実などの課題に取り組む必要があります。

そうした視点から、市では、市民活動交流室を開設し、市民活動団体に対する支援の充実を図ってきました。さらに、平成20年4月に「越前市協働ガイドライン」を作成し、協働のあり方や協働を進めるための具体策を明確にしました。

また、市民の市政運営への参画を促し、市民と行政のパートナーシップに基づくまちづくりを進めるにあたっては、的確に市民ニーズを把握し、多くの市民の声を直接、行政施策に反映させる必要があります。

本市においても、重要な計画や条例の策定を行うときに市民の意見募集を行うパブリック・コメント制度を実施し、計画などの策定段階から市民の参画を求めています。

さらに、予算や決算などの重要事項についての情報提供、各種審議会等の委員の公募など、積極的に市民参画の機会を充実していくことが重要となっています。

#### 【基本施策】

##### 1) 市民協働プロセスの確立

###### 市民自治の推進

すべての市民が、これまでの社会経験や活動を生かして、地域の課題に関する情報を共有し、個人としてまた市民自治活動の組織の一員としてまちづくりに関わることを促し、市民自治の確立を図ります。

###### 市民協働の推進

自治振興会やNPOと行政とが互いに力を出し合い、相乗効果を発揮する体制の確立を目指して、協働ガイドラインに基づき、市民と行政との協働を進めます。さらに、自治振興会やNPOと行政とが信頼関係を築き、対等な立場で互いを尊重し合うパートナーシップの確立を図ります。

## 2) 市民活動団体の支援

NPOなどのボランティア団体を新たな公共サービスの担い手として位置付けるとともに、**NPOえちぜんとの協働体制を強化し、市民活動団体の育成を図ります。**

## 3) 市民参画制度の充実

### パブリック・コメント制度の実施

市の重要な計画、条例などを策定するときに、事前に市民に案を示して意見を募集し、内容に反映させます。さらに、提案された意見に対する対応や考え方なども公表し、政策形成過程における説明責任を果たします。

### 幅広い意思・提言の反映

各種審議会等に市民からの公募による委員を積極的に求めるほか、政策形成過程でのアンケートの積極的な実施などに努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
市民協働推進事業	「越前市自治基本条例」に基づき「市民自治推進委員会」を設置し、協働や参画のあり方について検討を進め、市民自治活動の円滑な推進を図ります。また、公平性・公益性の高い協働事業に助成し、市民活動の支援や団体の育成を図ります。
パブリック・コメントの充実	市の基本的な政策などの意思決定の際に市民の意見を反映するため、広報などにより意見を募集し、提案された意見に対する対応や考えを公表します。

## (2) 地域コミュニティの充実

### 【現況と課題】

都市化や核家族化の進展などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつあるなかで、福祉・環境・教育など複雑・多様化する地域の課題を市民が自らの問題として捉え、解決に向けて積極的に取り組むことが求められています。

市民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりが「地域コミュニティ」です。この地域コミュニティが、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となります。

本市には、小学校区ごとに17の自治振興会が設立されています。地域には地域特有の課題が数多くあり、「地域のことは、地域で」をスローガンに、身近な地域の課題について、地域住民のニーズに応じたきめ細かな取り組みがなされ、着実に市民自治が根付きつつあります。

加えて、平成21年5月には区長会連合会と自治振興会連合会が統合して自治連合会が発足し、地域自治組織の強化が図られました。

また、災害から市民の安全を確保し、高齢者や障がいのある人が安全に安心して暮らしていけるまちづくりのために、町内会によるコミュニティづくりの重要度が増しています。

こうしたことから、「越前市自治基本条例」の理念などに基づき、自立した住みよい地域社会の形成を図るため、地域コミュニティの中心的役割を果たす自治振興会・町内会と一層の協働関係の構築を図る必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 自治連合会との連携

地区自治振興会の連合組織である自治連合会と連携し、地区共通の課題解決に取り組むなど、お互いが対等な立場で協働しながら地域自治を推進し、自立した地域社会の形成を目指します。

### 2) 自治振興会の強化

#### 自治振興会活動の推進

地域自治振興事業の理念を普及啓発し、地域のきめ細かなまちづくりの担い手として自治振興会活動を支援します。さらに、地域の自治力を高め交付金の有効活用を図り、協働を軸足に魅力ある心豊かなまちづくりを進めます。

#### 町内会との連携

住民同士がふれあうための事業を推進し、防災・防火などの安全対策をはじめ、高齢者の見守り活動などより暮らしやすい地域づくりを進めていくため、町内会との連携強化を図ります。

#### まちづくりの拠点施設

市民自治を推進するため、地区公民館を総合的なまちづくりの拠点施設として活用するとともに、安全安心なまちづくりを推進するための防災の拠点としても位置付けます。

### 3) 地域コミュニティへの支援

地区自治振興会へ地域自治振興事業交付金を、町内会へ行政協力交付金を交付し、連携強化を図ります

また、(財)自治総合センター等の事業を活用し、自治振興会の活動に必要な備品の整備を支援するとともに、県等の事業を活用し町内の活動拠点であるコミュニティ会館の整備を支援します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
地域自治推進事業	地区自治振興会の事業に地域住民の積極的な参加を促し、住民同士の共助・市民と行政との協働によってきめ細かなまちづくりを実施します。 町内会と自治振興会との連携を強化し、自治活動の支援と行政協力業務の円滑な推進を図ります。 自治振興事業の推進に当たっては、自治振興会が作成した「地域自治振興計画」に基づき、交付金を交付し活動を支援します。

## (3) 自らの地域づくり

### 【現況と課題】

それぞれの地域の個性の違いから、まちづくりの資源と課題もさまざまです。福祉、環境、防災、文化、スポーツ活動など日常生活に関連した身近な課題について、きめ細かく対応できるシステムを実現することが重要となっています。

各自治振興会では、地区住民の総意に基づいて「地域自治振興計画」を策定し、地区住民自ら身近な問題や課題の解決、振興に取り組んでいます。

今後とも、自治振興会による各地区の自立的、主体的なまちづくりを尊重しつつ、全市的な視点で地域との協働、地域への支援に積極的に取り組みます。

### 17地区の「目指す地域の姿」と「基本方針」(「地域自治振興計画」より)

#### 東地区

##### 目指す地域の姿

自ら考え、活気あふれる  
住みよい東をみんなの手で

##### 基本方針

- (1)安心・安全の町づくりの推進
- (2)地区の活性化に向けた町づくり活動の展開
- (3)高齢者対策を重点に地域の人が心elmi、安心した生活のできる福祉のまちづくりの推進
- (4)健康増進に対する支援の充実
- (5)青少年の健全育成を図る事業の展開
- (6)地域の歴史や文化を伝承するとともに、文化教養を高める事業の展開
- (7)自治振興会の強化による地域の自治力向上と人づくりの推進

#### 西地区

##### 目指す地域の姿

活力と魅力にあふれる  
歴史文化のまちをめざして

##### 基本方針

- (1)生き生きとした活力のあるまちづくり
- (2)地域住民が安全で安心なまちづくり
- (3)青少年を健全に育てるまちづくり
- (4)地域の男女が共に協働したまちづくり
- (5)花や緑にあふれゴミのない綺麗なまちづくり
- (6)適度な運動、正しい食生活を通し、健康で元気なまちづくり
- (7)ふれあいと文化の香り高いまちづくり
- (8)高齢者にやさしく、安全で快適なまちづくり
- (9)自治振興会に住民全てが参画して、協働したまちづくりをめざす

## 南地区

### 目指す地域の姿

ホッと、グッとくるまちみなみ地区

### 基本方針

- (1)安らぎやふれあいや思いやりのある快適な暮らしに向けた、地域のコミュニケーションが豊かな地区づくり
- (2)人と人が互いに支え合いながら、健やかに暮らすことができる地区づくり
- (3)社会福祉活動を通して、地域住民の連帯や協働の意識を高め合える地区づくり
- (4)夢と誇りと愛着を持つことができる魅力的な地区づくり
- (5)次の時代も安心して健やかな暮らしができる地域であるために、地域のみなさんで次代の人材を育てていく
- (6)自分たちのことは自分たちで決め、実践していく「自自力」の旺盛な地区づくり

## 吉野地区

### 目指す地域の姿

みんなで築こう 高めよう  
ふるさと吉野の地域自治

### 基本方針

- (1)地区民全員で地域の自治力を高める
- (2)地域の歴史・文化・伝統を尊び、地区の諸改革に取り組み、自己決定、自己責任、自己評価につなげる自立した吉野づくりの実現

## 大虫地区

### 目指す地域の姿

豊かな環境、元気な大虫

### 基本方針

- (1)いきいきと暮らせる福祉の実現
- (2)健やかな心を育て、若人の知恵を活かす
- (3)ふれあいのできる元気な心とからだ
- (4)参加して学ぼう環境のマナー
- (5)豊かな環境、歴史を土台に地区住民の文化意識の高揚を図る
- (6)ふるさとの安全防災の確保

## 神山地区

### 目指す地域の姿

豊かな地域の資源を活かし  
地域力を高めよう

### 基本方針

- (1)自主防災組織の確立と実践
- (2)交通安全活動の推進
- (3)美しい環境の保全
- (4)老人福祉(健常者と弱者)活動
- (5)地域の将来を担う青少年の育成
- (6)旧神山村誌の編纂
- (7)歴史遺産の継承
- (8)生活基盤(セミハード事業)の整備促進
- (9)新しいコミュニティの育成

## 国高地区

### 目指す地域の姿

みんなでつくろう  
笑顔いっぱい 夢あるまちを

### 基本方針

- (1)健康で、いきいきと楽しく暮らせる地域の実現
- (2)元気でたくましい国高っ子の育成
- (3)人と自然にやさしい環境づくり
- (4)明るく住みよい安全な地域づくり
- (5)ふるさとの文化意識の高揚
- (6)地域住民のふれあい交流の促進

## 坂口地区

### 目指す地域の姿

里山の自然と歴史に育まれた  
エコミュージアム・さかのくち

### 基本方針

- (1)地域環境や資源をいかした地域間交流
- (2)地元の子供も共にふるさとの自然に誇りと自信を持ち、里地里山の保全再生、さらには環境を活かした地域づくり
- (3)心と心がふれあい、ともに高まりあえる交流づくり
- (4)大人も子供も健康で、悠々いきいきと住み続けることができる地域づくり
- (4)安全、安心して住める地域づくり

## 王子保地区

目指す地域の姿

花の咲くふれあいの町王子保

基本方針

- (1)地域コミュニケーションの場づくりの充実
- (2)自然保護と環境美化の推進
- (3)住民の健康増進に対する支援の充実
- (4)実効ある防犯・防災活動の展開
- (5)由緒ある史跡、文化遺産の保存、継承
- (6)地区内施設の整備

## 北日野地区

目指す地域の姿

豊かな自然と あふれる希望

未来にはばたく 故郷 きたひの

基本方針

- (1)豊かな自然と誇れるふるさとづくり
- (2)協働と参画、ふれあいと融和の行動
- (3)ゆとりと潤い、思いやりと心む環境づくり
- (4)地域活力と元気な生活
- (5)暮らしと安全、快適生活とインフラ整備
- (6)乳幼児から高齢者まで、笑顔と躍動あふれるコミュニティーの形成

## 北新庄地区

目指す地域の姿

どうせ住むなら生き生き、  
わくわく北新庄

基本方針

- (1)緑や水に恵まれた豊かな自然・美しい景観の保全、自然のなかでの動植物・土とのふれあい
- (2)きれいな空気・水など健康的な生活環境と自然の中でのゆとりある教育環境の保全
- (3)地域の歴史・文化の継承及び文化教養の推進
- (4)新鮮で安全な農産物やそれらを原料とした特産物などによる地場産業の育成
- (5)相互扶助的な共同精神
- (6)種々の動向への迅速な対応態勢作り

## 味真野地区

目指す地域の姿

豊かな自然と歴史・文化ただよう

誇りと愛着がもてる味真野

基本方針

- (1)万葉の文化に触れ、郷土への誇りと愛を育む
- (2)健やかに明るい、味真野っ子を育てるまちづくり
- (3)一人ひとりが健康でコミュニケーションができる福祉のまちづくり
- (4)安全・安心な地域をみんなで作るまちづくり
- (5)花とみどりにふれあい環境美化に努めるまちづくり
- (5)明るいまちづくり

## 白山地区

目指す地域の姿

水と緑に恵まれ、自然豊かな里地、  
里山に囲まれた いきいきしらやま

基本方針

- (1)コウノトリが舞い降りる里作りによる自然環境の保全とそれを支える人づくり
- (2)若者が住みたくなる地域づくり
- (3)心も身体も健康なしらやまっ子を育てるまちづくり
- (4)地区住民全員参加の安全・安心な地域づくり
- (5)都市居住者との交流促進とUI【結い】ターンの促進

### 粟田部地区

目指す地域の姿  
考えよう花筐

#### 基本方針

- (1) 地域の施設設備と地区民の融和の推進
- (2) 青少年の健全育成と郷土の歴史文化を継承する
- (3) スポーツを奨励し健康づくりを図る
- (4) 福祉の推進を図る
- (5) 町の美化等環境整備を進める
- (6) 安心安全の啓蒙活動を推進する

### 南中山地区

目指す地域の姿  
みんなが手をつなぎ

微笑む地域をつくろう

#### 基本方針

- (1) スポーツ・食を楽しみながら生涯健康づくり
- (2) 助け合う心で生き生きと地域参加する人づくり
- (3) たくましく思いやりのある若者づくり
- (4) 環境美化を推進し、マナーを守る住みたくなる地域づくり
- (5) 安全・安心・助け合いの精神で活力のある地域づくり
- (6) 伝統と文化を誇れる地域づくり
- (7) 各種団体及び集落との連携を図り活力ある地域づくり
- (8) イベント及び各種手段を用いて地域の人々に地域づくりを広報する

### 岡本地区

目指す地域の姿  
みんなの知恵と力で伝えよう  
ゆたかな自然と伝統

#### 基本方針

- (1) 情報を共有し、地域の心をひとつに結ぶ
- (2) 地区住民が自らの生命をまもる
- (3) 思いやる心と心支え合う手と手をつないで安心して暮らせる地域づくり
- (4) 自然と共生して未来へつなぐ
- (5) 子どもや若者に夢を与え、健やかに育てる郷づくり
- (6) 自然と人情と伝統を大切に作る地域づくり
- (7) 心と体 健康に みんなで作ろう 明るい岡本

### 服間地区

目指す地域の姿  
「わいわい」「がやがや」  
みんなで創ろう 元気なふくま

#### 基本方針

- (1) 自治振興会組織の円滑な運営
- (2) 地区の安全防災
- (3) 美しく住みよい環境づくり
- (4) もやい、相互扶助による福祉社会の実現
- (5) 明るく活力ある担い手の育成
- (6) 有酸素運動の推進、笑顔と心の体力づくり、青少年へのスポーツ振興
- (7) 来て見て発見！語り継ごう服間の歴史

## 第2節 市民交流の推進

### 【現況と課題】

自立と協働のまちづくりを推進していくうえで、市民と行政との協働はもとより、市民間の交流と相互理解を深めることが必要です。

都市間の交流については、平成17年11月7日に高山市と、平成18年10月1日には本巣市

と、友好都市を継続していくことを確認するための盟約書を交わしました。また、高岡市・横浜市・豊岡市・宇治市等においても市民レベルでの交流や情報交換を行いながら、都市間交流を進めています。

都市間交流は、相互のまちづくりにおける活性化や魅力づくりに重要な要素であり、それぞれの市の豊かな自然環境や長い歴史・文化を生かしながら、交流活動を継続する必要があります。こうした交流活動を続けるなかで、自分のふるさつを見直し、誇りと愛着を育むことができます。

また、一人でも多くの市民が交流活動に参加できるよう、推進団体への支援や積極的な情報発信が必要です。

外国人との共生についても大きな課題となっています。外国人登録者数は、平成22年3月末には2,771人と本市人口の3.2%を占めています。外国人市民が地域住民の一員としてまちづくりに参加できるよう、定期的・継続的な行政情報の提供や相談体制の充実、交流を支える人材の育成が必要です。

また、外国人市民が、地域住民としての暮らしを享受できるような生活環境づくりが必要です。

さらに、市民の国際理解を深め国際感覚を高めるため、越前市国際交流協会などと連携し、市民レベルの交流を推進するとともに、多文化共生の地域づくりを推進する必要があります。

## 【基本施策】

### 1) 市民相互の交流の充実

自治振興会やNPO、事業者などが主体的に実施する地域のふれあい交流を推進して、多くの市民が参画し、住みよいまちづくにつながるような活発な事業展開を促進していきます。

### 2) 都市間交流の推進

高山市や本巣市等との交流事業については、各種団体で構成された市民交流の推進母体である友好都市推進協議会の交流事業を支援します。

高岡市・横浜市・豊岡市・宇治市等と、教育や文化、産業などさまざまな分野での市民主体による交流活動を支援し一層の交流を深めます。

### 3) 多文化共生と国際交流の推進

外国人市民が安心して暮らせるよう、本国の言語(ポルトガル語・中国語)で気軽に相談できる相談員を配置します。

行政文書や広報紙などの行政情報の外国語版の制作や案内表示の外国語併記を推進し、外国人市民が暮らしやすい生活環境づくりを進めます。

地域における国際化を積極的に推進するため、越前市国際交流協会やNPOとの連携により、外国人市民の地域活動への参加を促進します。

さらに、越前市国際交流協会やNPOが行うボランティア育成事業や交流啓発事業など、市民主体の国際交流活動を支援するとともに、国や県と連携し、多文化共生施策の推進を図ります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
友好都市交流事業	市民交流の推進団体である友好都市推進協議会の交流事業を支援します。
国際交流推進事業	外国人市民相談員を配置し、相談窓口を充実させ、外国人来庁者への利便性を図ります。越前市国際交流協会やNPOが行う、外国人市民が暮らしやすい生活環境の実現のための活動や、多文化共生を目指した事業などを支援します。

## 第3節 人権尊重と男女共同参画社会の実現

### (1) 人権の尊重

#### 【現況と課題】

今日の社会には、子どもや女性、高齢者に対する暴力、障がいのある人や外国人に対する偏見、男女の固定的な役割分担意識、犯罪被害者に対する権利侵害など、個人の基本的人権を侵害するさまざまな問題があります。

このような人権侵害の現状及び人権擁護に関する国内の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するため、学校・地域・家庭・職場その他のさまざまな場を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供及び効果的な手法の検討を図る必要があります。

また、人権問題は多くの分野に関連することから、関係する国や県の機関などと連携した施策の推進が求められています。

#### 【基本施策】

##### 1) 人権施策推進体制の充実

豊かで活力のある市民生活を実現するために、すべての人々がそれぞれの尊厳と権利を認め合う人権尊重社会づくりに取り組みます。

##### 2) 人権尊重意識の普及啓発

人権擁護委員などと連携・協働し、広報や各種啓発事業を通して、積極的に人権尊重意識の普及啓発を図ります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
人権擁護推進事業	人権擁護の理念の普及と市民の理解を深めるため関係機関との連携を図り、人権に関するさまざまなテーマで研修会や講座を開催します。

## (2) 男女共同参画社会の促進

### 【現況と課題】

国は、平成 22 年 12 月に男女共同参画社会の実現に向け、これまでの取組みの課題や近年の社会情勢の変化を踏まえ、「男女共同参画基本計画（第 3 次）」を策定しました。

本市では、平成 17 年 10 月に「越前市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 17 年 12 月に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

また、平成 19 年 3 月に「越前市男女共同参画プラン」を策定し、活動拠点施設である男女共同参画センターを中心に、男女共同参画プランに基づき、家庭・学校・職場・地域等あらゆる分野において男女共同参画の推進を図っています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女双方の性別役割分担意識の改革と、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画できる環境整備が必要です。

とりわけ女性の就業率や共働き率の高い本市においては、**事業主や女性労働者の意識の改革、及び家庭における男女の役割分担の見直しを図っていくことが重要です。**

**また、事業所や各種団体における方針の立案及び決定に男女が共同参画することが重要です。**

本市は、審議会等への女性登用を促進する取組みにより、平成 21 年度末の女性登用率は 29% と着実な伸びを示しています。

今後、少子高齢化が進むなかで、社会全体が活力を増し、市民が将来への夢を持てるようなまちにするためには、家庭・地域・学校・職場などにおけるさらなる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっていることから、平成 23 年度に改定する「越前市男女共同参画プラン」のなかで確実に位置付け、計画を推進することが必要です。

### 【基本施策】

#### 1) 男女の人権の尊重

男性も女性も一人の人間として、個性や能力を發揮することができる社会に向け、生涯学習・学校教育を中心に男女共同参画の視点から事業を進めます。

特に、配偶者からの暴力やセクシュアルハラスメントなど、女性に対する精神的・肉体的暴力は重大な人権問題であり、**相談窓口の充実など**その予防・根絶に向けた取組みを行います。

なお、増加する性差に関するさまざまな相談については、体系立てて分類・整理、分析し、相談を通して見えてくる諸課題をオンブッド制度などの活用によって政策に反映します。

#### 2) 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、既存の制度や慣行を男女共同参画の視点に

立ってあらゆる角度から見直しを図り、男女共に多様な生き方ができる社会の実現に向けて取り組みを行います。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図るとともに、女性が十分に能力を発揮できるよう、事業所のポジティブ・アクションを促進するため、国・県などの関係機関と連携し、各種施策を推進します。

他方、農林業・商工自営業における女性の経営参画を促し、就業条件の整備などが図られるよう働きかけていきます。

### 3) 政策などの立案決定への共同参画

男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画社会の実現に向けての学習会や人材育成講座などを開催し、女性の社会への参画拡大を支援するとともに、本市の審議会等における女性の登用を推進します。

### 4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女がともに家族としての責任を担い、家庭生活、職場、地域生活などの活動にバランスをとって参画できるような意識改革、基盤整備を図ります。特に、男性の職場中心の意識、ライフスタイルを見直し、家庭・職場・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換と、男女が仕事と育児・介護などを両立できるような職場環境、社会環境の整備を進めるために、育児休業制度の定着や保育サービスの充実など子育て支援対策等の施策を推進します。

### 5) 国際的協調

女性問題解決の世界的目標である「平等・開発・平和」達成のために、国際理解を図り、国際的協調に向けた取り組みを推進します。

特に本市は、外国人労働者の比率が高いことから、地域住民と在住外国人との交流による国際理解を深めてまいります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
男女共同参画推進事業	家庭、地域、職場などあらゆる場での男女平等教育や、仕事と家庭の両立支援、働き方の見直しなどの環境整備と啓発を促進します。また、女性の政策等の立案決定への共同参画など女性の意見を反映する機会の拡大を図るとともに、男女共同参画センターを拠点に地域における身近な男女共同参画を推進します。

## 第4節 情報の共有化の推進

### (1) 広報、広聴の充実

#### 【現況と課題】

市民が主役のまちづくりを進めるためには、市民と市との行政情報の共有化を推進してい

なければなりません。また、地域主権時代の到来を受けて、なお一層の自立した行財政運営の確立が求められています。限られた財源のなかで、選択と集中の方針のもとに諸施策や各種事業を進めていくためには、市民に対して十分に説明責任を果たしていく必要があります。

そのためには、市民が必要とする情報をタイムリーに伝達するとともに、市民からの声を幅広く取り入れることも不可欠であり、広報と広聴の果たす役割は、今後ますます重要となります。

本市では、広報紙「越前市広報」やホームページ、市政出前講座、CATV、コミュニティーFMなどを活用して市民生活に必要な行政情報や身近な地域情報を積極的に提供し、市民サービスの向上を図るとともに、市政に関する情報を積極的に公開し、市民の理解の促進に努めています。

さらに、市内全17地区での「地域ミーティング」や、各種団体を対象にした「市長と語ろう夢・まちづくりトーク」を毎年開催し、市民との意見交換を行っています。特に、地域ミーティングでは、司会進行を各地区の自治振興会が担当するなど、市と自治振興会との協働による運営を進めています。

地域ミーティング等で出された意見や提案は、市政やまちづくりに的確に反映するとともに、その進捗状況等について市民との共有を図ることが重要です。

また、市民からのさまざまな意見や提案が、市と市民の意思疎通に大きな役割を果たしていることから、市民が市政に対する意見や提案を提出しやすい環境づくりが大切になっています。

## 【基本施策】

### 1) 広報の充実

まちづくりに関する情報、市民生活に必要な市政情報や身近な地域情報などを分かりやすくタイムリーに伝達します。

「越前市広報」や市ホームページ、市政出前講座については、市民に分かりやすく、親しまれるよう内容などの充実を図っていきます。

併せて、CATV、コミュニティーFMの行政情報番組では、市政情報に加えて、地域や各種団体の活動など市民生活に密着した情報も発信します。

また、災害時にはホームページ、CATV、緊急連絡メールなどを通して、市民に正確な情報を提供します。

### 2) 広聴の充実

市ホームページ、市民提案箱、市民相談電話などによる提言や要望、パブリック・コメント制度による意見募集などに加え、地域や各種団体との語る会などを通して、幅広い市民からの意見を市政に反映させるよう努めるとともに、市政への理解促進を図ります。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
広報事業	行政情報などを分かりやすく、迅速かつ正確に市民に提供するため、広報紙発行や市ホームページ、CATV、コミュニティーFM、市政出前講座等を利用して市政への理解と参画意識の醸成を推進します。
広聴事業	市政に対する提案、要望、苦情、地域や各種団体との語る会等により、市民の意見等を集約し市政に反映させるよう努めます。

## (2) 情報公開・提供の充実

### 【現況と課題】

市民の市政への参画を推進し、市政に対する理解と信頼をさらに深めていくためには、広報活動に加え、市民からの要求に応えて積極的に行政情報を提供する情報公開制度が重要な役割を担っています。

同時に、現在の高度情報化社会においては、知る権利を保障する情報公開制度と、個人の権利・利益を保護する個人情報保護制度とは密接に関係しており、両制度は行政情報の取扱いに関する車の両輪となっています。

本市においても、「越前市情報公開条例」及び「越前市個人情報保護条例」を定め、市民と市との信頼関係のもとでの開かれた市政運営と、個人情報の適切な取扱いの確保に努めています。平成22年2月には、「附属機関等の会議の公開に関する指針」を制定し、会議開催日を事前に公表し、会議傍聴の申込み方法や会議録要旨をホームページに掲載しています。

こうした制度によることなく、自主的に予算や決算状況などの行政情報の積極的な提供を行うことも市民の市政への参画機会を確保するうえでは重要であり、今後とも、分かりやすい情報提供が求められています。

また、統計情報については、人口や世帯、地域に関する基礎的データのほか、目的に応じた集計データを分野別にデータベース化し、インターネットなどを通じて提供することが求められています。

### 【基本施策】

#### 1) 情報公開の充実・個人情報の保護

市が保有する情報や附属機関等の会議の公開を図ることにより、市民の知る権利を尊重し、市民参加による開かれた市政を推進します。

同時に、個人情報の保護に配慮し、個人の権利・利益の保護と公正な市政の推進を図ります。

#### 2) 行政情報提供の充実

市政運営に関する行政情報を幅広くかつ積極的に提供することにより、行政の透明性を確保し、市民との情報の共有に努めます。

### 3) 統計調査情報等の利活用の推進

国が行う統計調査、県や市の行政活動を通じて得られる各種統計データ及び企業やNPO活動等から得られるデータを整理し、有用な情報を提供することにより、統計情報の利活用を推進します。

また、市民、団体等が利活用しやすい地図情報の提供に努めていきます。

#### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
情報管理制度整備事業	原則公開を定めた情報公開条例、個人の権利利益保護を定めた個人情報保護条例の両制度の円滑な運用を図り、開かれた市政運営と庁舎のセキュリティ環境設定を含めた適切な個人情報管理に努めます。

### (3) 情報通信基盤の整備

#### 【現況と課題】

市民の市政への参画を推進し、協働してまちづくりを進めていくには、情報の共有と十分な意思疎通を行うための情報通信基盤の整備が必要です。

本市においては、ケーブルテレビ事業者による高速ブロードバンド（超高速大容量通信）サービスの開始により、市内全域で高速インターネットが利用できる環境が整っています。

また、携帯電話は、日常生活における利便性はもちろんのこと、緊急時や災害時における非常連絡など、防災、福祉等の観点からも市民活動に必要な通信手段となっており、平成21年度からは、市内全集落において何れかの携帯電話が利用可能となっています。

地上デジタルテレビ放送については、全世帯がスムーズに移行できるよう周知を行っていく必要があります。

今後、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がパソコンや携帯情報端末を通じてネットワークにつながることにより、様々なサービスを利用できるユビキタス社会の到来が予想されます。また、高速の無線通信のWimax（ワイマックス）の整備など、事業者の動向を見極めながら、本市が他地域と比べ情報格差が生じないように注意していく必要があります。

近年は、第3世代携帯電話、無線通信機能を備えた携帯型ゲーム機、新たな携帯型情報端末機などが若年層を中心に急速に普及しており、子どもたちを取り巻くネットワーク環境は非常に便利で緊急時や防災上有効である半面、様々なトラブルも急増しています。

このため、市民の情報利活用能力の向上とともに、情報セキュリティ対策能力の向上も併せて取り組む必要があります。

#### 【基本施策】

##### 1) 情報の利活用能力、情報セキュリティ能力の向上支援

情報を利活用する知識・能力及び情報セキュリティを確保・管理する能力の向上のため、市民や団体などにおける知識、技能習得に対する技術的支援を行います。

## 2) 地上デジタルテレビ放送移行への対応

市民の理解醸成のため、広報紙・パンフレットの配布などを通じ周知に努めるとともに、移行についての情報提供などの相談に応じます。

また、悪質商法に関する被害防止のための周知・広報を行います。

## 3) 電子情報の提供

誰もが利用可能で有用な情報として、出産、子育て及び介護などのライフイベント等、市民ニーズに対応したさまざまな行政情報を、どこでも誰でもいつでも入手できるように市ホームページ上で提供し、市民サービスの向上に努めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
地上デジタルテレビ放送移行支援事業	全世帯が期限までに地上デジタルテレビ放送に移行できるよう、周知・広報及び相談などを行います。

## 第1節 自立した行財政運営の確立

### (1) 計画的・効率的な行政運営

#### 【現況と課題】

国と地方公共団体は、住民に身近な行政に関する企画から実施までを地方公共団体ができる限り一貫して取り組むことを基本に、役割分担の見直しとして地方分権を進めています。

国では、今後これまでの取り組みをさらに進め、住民に最も身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、住民による行政の実現、すなわち地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の確立を目指しています。

このような地域主権社会における行財政運営は、自己決定・自己責任の基本原則のもと、住民と行政との関係においても、相互の信頼関係のもとに適切に役割を分担しながら協力してまちづくりを進めていく、協働の体制の構築が一層重要になります。

本市では、まちづくりの実現に向けて、限られた財源、人的資源などを効率的に活用し、最小の経費で最大の効果をあげるため、「越前市行財政構造改革プログラム」を策定し、越前市行財政構造改革推進委員会の意見を踏まえながら、健全で安定した行財政運営を推進しています。

特に、より質の高い、市民満足度の高い行政サービスを持続して提供していくため、職員一人ひとりが意欲をもって職務に取り組むことはもとより、市民本位の立場に立った効率的な行政運営を行うための経営感覚の醸成が必要となります。

また、市民の声を市政に反映することのできる職員の育成が求められていることから、地域活動への積極的参加を推進していきます。

#### 【基本施策】

##### 1) スリムな行政運営

###### 行財政改革の推進

厳しい財政状況のなか、適正な定員管理を進めながら、将来にわたり健全で安定した行財政運営を確保し、市民サービスの向上を推進するため、「越前市行財政構造改革プログラム」をスピード感をもって着実に実行します。

###### 事務事業の効率化

事務事業の必要性や行政関与の妥当性、公平性を検討し、その再編整理と統廃合を推進します。

また、スクラップアンドビルドを基本としながら、市民ニーズに対応した事務事業の適切な選択と予算の重点配分を行います。

###### 民間活力の導入

行政責任の確保と市民サービスの向上に留意しながら、事務事業のアウトソーシングや施設の管理運営における指定管理者制度の効果的な活用を進めます。

指定管理者による公の施設の適正な管理の確保のため、民間の有識者からなる指定管理者評価委員会を設置し、この制度の目的である公の施設の市民サービスの向上や経費の縮減を

図ります。

### 第三セクター等の改革の推進

市が出資している第3セクター等については、社会経済情勢の変化等を的確に捉え、経営への関わりの見直しなどに取り組みます。

また、越前市土地開発公社については、平成22年度に策定した経営健全化計画（仮称）に基づき、抜本的な改革を進めます。

## 2) 行政評価の充実

費用対効果や市民満足度の視点から市政を評価し、より効率的に事務事業を実施するようなコスト意識、マネジメント意識をもった行政運営に努めていくほか、市民のさまざまなニーズやライフスタイルに対応するため、画一的・一律的なサービス提供のあり方を見直し、市民に便利で分かりやすいサービス提供に努めます。

限られた資源でより有効な行政サービスを提供するために、事業実施の手段や進め方を分析し、事業の成果と対比することにより、PDCAサイクルを確立します。「越前市総合計画」の達成度を評価する外部評価委員会の評価方法、評価結果の公表方法などを一層充実し、総合計画の進行管理を促進します。

## 3) 地方分権を担う人材育成

越前市が求める職員像である「市民目線に立ち、調査し、判断、行動する職員」「広い視野に立ち、時代の変化を感じ取り、施策を立案・遂行できる職員」を目指し、市人材育成基本方針により、組織的、計画的に人材育成に取り組めます。

### 人材育成型人事管理

本市に求められる職員像を設定し、採用・異動・任用・評価・給与の人事管理システムを人材育成の観点から運用します。

### 人を育てる職場環境

職員が育成される主舞台は各職場です。職場における学習的風土づくり、人を育てる現場体制づくり、及び職員の健康管理を組織全体で推進していきます。

### 人を育てる仕事の進め方

職員が設定した個人目標をPDCAサイクルに沿って実行し、達成状況を所属長との面談で確認する「目標による管理」の手法を活用していきます。

### 職員研修の充実・多様化

職員研修は、自己啓発型研修、職場研修及び職場外研修の3つを柱とします。

職員自らが学び、行動を変えることを促すものとなるよう、職員個人の自己実現を支援しながら、学習的職場環境づくりに取り組むとともに、組織内のみでの研修から踏み出し、先進的な施策を行っている他自治体との職員交流研修や、民間企業における実務研修を実施していきます。

## 4) 計画の進行管理

「越前市総合計画」に定める政策や施策を効率的かつ着実に推進するため、3年間で期間とする実践プログラムを策定し、毎年度、ローリング方式による見直しと進行管理を行い、実効性を高めます。

### 《主要な事業》

事業名	事業の概要
行財政構造改革プログラム推進事業	プログラムの進捗状況について毎年度フォローアップを実施し、説明責任を果たす観点から、その結果を広く市民に公表します。
行政評価システム推進事業	経営型の行財政運営への転換を目指し、事業・施策の選択決定や予算の配分、職員の配置など、限られた行政経営資源の有効活用が図られるようシステムを充実します。
人材育成推進事業	市人材育成基本方針により、組織的、計画的な人材育成に取組み、全職員が目指す職員像の実現、職務に応じて求められる役割と能力の開発を推進します。

## (2) 健全で効率的な財政運営

### 【現況と課題】

平成20年の金融危機に端を発した世界同時不況により、輸出産業を中心に生産が大きく落ち込み、雇用情勢の悪化や個人消費の低迷が続いている状況下において、地方分権時代にふさわしい持続可能なまちづくりに取り組むには、確固たる財政基盤の確立が必要です。

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）については、いずれも国の示す基準をクリアしており、また、「越前市行財政構造改革プログラム」に定めた財政調整基金残高も目標値を超えています。

しかし、越前市土地開発公社経営健全化計画(仮称)の実行に伴う公債費の増加、定年退職者の増に伴う退職手当の増加、昨今の不透明な経済状況や少子高齢化の進展に伴う財源不足など、本市の財政を取り巻く状況は、一層厳しくなることが予想されます。

最も効果的な事業の提供主体は誰であるのか、公的事業としての意義が薄れていないかなど総合的な観点から、既存の各種事業を十分精査し、その提供主体や提供方法を再検討する必要があります。

財政基盤を確立するには、安定した税収の確保が必要であり、賦課体制の強化、租税教育の充実及び収納率向上のための徴収体制の強化などの課題が挙げられます。

公共工事や物資の調達については、地元業者の育成などに配慮しながら、透明性や競争性の確保の観点により、平成22年度から導入した電子入札制度をはじめ、入札制度の改善をさらに進めるとともに、公有財産の管理については、有効活用と効率的な運用が必要です。

## 【基本施策】

### 1) 健全な財政運営

安定した財政基盤を確立するために設定した健全化判断比率や財政調整基金残高の目標を堅持するとともに、市税をはじめとする自主財源の安定的な確保、市債発行の抑制、人件費や維持管理費などの経常的支出の一層の削減を図ります。

また、平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められています。

貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類を整備・公表することにより、財政の透明性を高め、財政の効率化・適正化に取り組みます。

### 2) 効率的な財政運営

事務事業を積極的に見直し、再編・統廃合など可能な限り整理を図るとともに、終期を設定し、期間内で事業効果を果たせるよう努めます。

各種補助金についても、引き続き終期の設定（サンセット方式）に取り組むとともに、今後終期の到来する補助金について、整理・統合を図ります。

また、行政評価システムを導入することにより、費用対効果の視点に立った効率的な財政運営を図ります。

### 3) 入札制度の改善

電子入札の導入については、経費縮減を図るため、県及び県内市町による共同システムを積極的に活用します。

また、総合評価方式入札などの新たな入札制度の拡充を図るとともに、制限付一般競争入札については枠の拡大に努めます。

さらに、大手企業との共同企業体により地元業者が技術研鑽できる体制の構築を図り、物資調達については地元業者への発注に努めます

### 4) 財源の確保

#### 賦課体制の強化

税収の確保を図るため、地方税法に基づき公平・公正で適正な課税業務体制の強化を図り、課税漏れ、申告漏れの防止にも積極的に取り組みます。

国税・地方税の電子申告システムとして、イータックス(e-TAX)、エルタックス(e-LATX)の利用推進を進めるなかで、国税と地方税の両方の税に関する申告や申請の電子化により、一層、住民の利便性の向上を図るとともに、税事務の電子化を推進します。

#### 徴収体制の強化

収納率を向上させるため、徴収体制を強化し、租税債権の整理を行うとともに、外国人市民に対する納税指導などの施策を強化します。

また、平成21年度に県と市町が共同して設立した「福井県地方税滞納整理機構」による

地方税の徴収体制を強化します。

#### 租税教育・広報活動の推進

市民の税に対する理解を深めるため、税務署などとの連携を進めるなかで、租税教育・広報活動のより一層の強化、将来納税者となる青少年に対する租税教育の充実を推進します。

#### 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、文化・スポーツ施設などの利用者に対し、受益に応じた一定の負担を求め、負担の公平性の確保を図ります。

### 5) 効果的・効率的な公有財産の管理

公共施設の最適配置及び統廃合に努めるとともに、建設費から維持管理運営費等にわたるトータルのライフサイクルコストの視点を取り入れた施設管理を検討します。

また、処分可能な保有土地については、早期売却に努めます。

なお、公用車については、ハイブリット車などの低燃費、低公害車の導入を促進するとともに、効率的な管理に努めます。

### 6) 新庁舎の建設基金の積立

合併協定内容を踏まえ、新庁舎建設に向けて計画的に建設基金を積み立てます。

当面の庁舎のあり方については、新庁舎が建設されるまでの間、市民の安全性・利便性を損なわないよう、現本庁舎及び周辺の公共施設を含めて機能の確保を図るとともに、今立総合支所の窓口機能を強化します。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
行財政構造改革プログラム推進事業	事務事業の必要性、行政関与の妥当性、公平性を検討し、事務事業の再編整理と統廃合を推進します。
庁舎建設基金積立事業	新庁舎建設に向けて、計画的に建設基金を積み立てます。

## 第2節 行政の広域化への対応

### 【現況と課題】

モータリゼーションの進展や通信手段の多様化・高度化に伴い、人々の経済的・社会的活動範囲は市町村の区域を越えて拡大し、市町村に対し求める行政サービスの範囲やその内容も高度化してきました。

こうしたことから、本市においても市域を超えた行政ニーズに対応し、市民サービスを向上するため、丹南地区を圏域とする丹南広域組合を核として広域的事業を推進するとともに、南越消防組合による消防・救急の広域対応、南越清掃組合によるごみ・し尿の共同処理などの広

域行政を推進してきました。

しかし、究極の広域行政ともいえる市町村合併が進んだ結果、国は広域行政圏に関する要綱を廃止し、新しい広域行政の仕組みとして定住自立圏を推進しています。

広域行政に関し、市町村は合併から定住自立圏まで多様な選択肢のなかから、自らに最もふさわしい方法を自ら選択する時代となりました。

本市は、今後もこれまでの広域行政への取組みを継続し、丹南の中心都市として近隣市町との連携及び相互補完による効率的な行政を進めながら、将来に向け定住自立圏構想など新たな広域連携のあり方や取組み手法について研究していかねばなりません。

## 【基本施策】

### 1) 広域行政の推進

市域を越えた行政課題や住民ニーズに効率的に対応するため、近隣市町と連携・調整を図りながら、丹南広域組合を核とした事業の着実な推進に努めるとともに、定住自立圏構想など新たな広域連携のあり方や取組み手法についての研究を促進します。

### 2) 一部事務組合運営の推進

南越消防組合については、災害が複雑化・多様化するなか、より高度な消防業務への対応を図るとともに、国が進める消防救急無線のデジタル通信方式への移行に取り組めます。また、消防の広域化について研究していきます。

南越清掃組合については、省資源、リサイクルの推進による循環型社会の構築が求められているなか、**ごみ処理体制の整備については、構成する3市町で新たなごみ焼却施設の整備について検討を進めます。**また、構成市町と協議しながら、より効率的な業務推進の方策や事務事業のあり方の検討などに取り組めます。

### 3) 地域連携の推進

知事や近隣自治体の首長との懇談会を随時開催し、丹南地域の一体的な振興・発展に、中心都市として積極的な役割を果たします。

たけふ菊人形や伝統産業、サンドーム福井や丹南地域総合公園などを活用し、丹南の核づくりや連携事業を展開します。

### 4) 国・県との連携強化

限られた行政資源のもと、県と市の政策を体系的に整理し、地域主権時代に相応しい連携体制を構築し、効率的・効果的な事業推進を図ります。

また、市単位の対応が困難となる大規模災害発生時などの対応として、国・県などの関係機関や他自治体と協力しながら、広域的な相互応援体制の確立に努めます。

## 《主要な事業》

事業名	事業の概要
広域行政推進事業	経済活動や市民生活の結びつきが深い丹南の市町との協力体制を強化し、定住自立圏構想など、新たな広域連携のあり方や取組み手法について、今後も研究を促進します。

## 第3節 電子自治体の推進

### 【現況と課題】

厳しい行財政状況において、多様化し増大する行政ニーズに的確に 대응していくためには、行政事務の効率化として、事務の電子化を進めていく必要があります。

本市では、電子自治体の推進を図るために、市民の行政手続きについてインターネットによる電子申請システムと施設予約システムを導入しました。しかし、これらの申請システムの利用率を高めるためには、行政手続きについても本人確認や添付書類の問題など解決すべき課題があります。

また、税の電子申告システム e-tax・el-tax についても市民への浸透を図るために、利用しやすい環境整備や普及啓発が必要です。

また、丹南圏域事業として、「たんなんカード」による自動交付機での印鑑登録証明書や住民票・税証明等の取得について、平成23年度からは従来の「たんなんカード」に加え、住民基本台帳カード（以下、「住基カード」という）の利用も可能となり、住基カードの本格的な普及段階を迎えようとしています。

将来的な行政効率化には、電子自治体の実現は不可欠であり、今後さらに行政手続きの簡素化、業務の合理化も併せて取り組んでいくことが重要となります。

同時に、ますます情報が進展するなか、情報セキュリティ対策に継続して取り組み、万全な個人情報の漏洩防止に努めます。

### 【基本施策】

#### 1) 電子自治体の推進

##### 行政手続のオンライン化の推進

行政手続きにおける市民の利便性向上を図るため、オンライン化を図ることにより、ワンストップによるサービスの提供に努め、このための簡単で利用しやすい情報システムの構築を推進します。また、施設予約システム等の既の実施しているサービスについては、説明会を開催するなど市民への浸透を図り、利用拡大を進めます。

さらに、簡素で効率的な行政運営を推進していくために、国・県の情報施策や最新の技術動向を捉えながら、庁内全体の業務・システム最適化について調査・研究を進めていきます。

##### 地理情報システムの活用

公益サービスに関するさまざまな地理情報を電子化した地理情報システム（GIS）を活用し、行政の総合性の確保、企画・立案・分析機能の向上、経費の節減を図ります。

### 住基カードの普及

住基カードによる身分証明、公的個人認証機能に加え、自動交付機による県内の広域証明書交付、広域図書カードとしての多目的利用などについて、県や他市町との連携による普及促進を図ります。また、市民サービスの更なる向上を図るために、住基カードの普及とともに、新たなサービス提供の研究を行います。

## 2) 総合的なセキュリティ対策の継続

日々進化する外的攻撃などのセキュリティの脅威からネットワークを守り、個人情報の流出を阻止するために、技術的、物理的及び人的な面からの総合的なセキュリティ対策に継続的に取り組みます。

### 《主要な事業-

事業名	事業の概要
電子自治体推進事業	行政手続のオンライン化を進め、ワンストップの行政サービス提供の実現を目指します。
地理情報システム (GIS) 活用事業	地図に関するデータ情報の共有により、企画立案などの業務の質的向上を図るとともに、地域における観光、環境、防災、福祉などの推進につなげます。
住基カード普及事業	住基カードを普及するために、市民サービスの利便性向上につながるカードの多目的利用を図り、図書館利用など新たなサービスを研究します。